

5 放送（報道）協定

(1) 災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定に基づき、山梨県知事（以下「甲」という。）が、“会社名”（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は要請が、緊急を要するものである場合において、特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に対して放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を行うことを求めるときに準用する。

（放送の要請の手続き）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定して放送するものとする。

（市町村長の準用）

第5条 山梨県内の市町村長が、乙に対して、第2条の放送を行うことを求める場合には、この協定を準用するものとする。

（雑則）

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定の機関は1年間とし、昭和58年7月1日から適用する。

2 この協定は、甲・乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和58年7月1日

平成2年2月28日

甲	山梨県知事
乙	日本放送協会甲府放送局長 株式会社 山梨放送社長 株式会社 テレビ山梨社長 株式会社 エフエム富士社長

放送要請について (放送局あて)

殿

年 月 日

山 梨 県 知 事

災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。

1 要請先 NHK・YBS・UTY・FM富士

2 緊急警報信号の要否 要・否

3 要請理由

- (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) (市町村) から要請があったため
- (4)

4 放送希望日時

- (1) 直ちに
- (2) 月 日 時 分

5 放送事項

- (1) 別紙のとおり

受信者

発信者

(2) 東海地震の警戒宣言等の知事の県民への呼びかけの放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表時及び警戒宣言時において、山梨県知事（以下「甲」という。）が県民に呼びかけるために“会社名”（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の目的)

第2条 甲は、注意情報発表時及び警戒宣言時における県民の不安を解消し、動揺を鎮静するため、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を行うことを要請するものとする。

(放送の時点)

第3条 甲は、乙に対して、次に掲げるときに放送の要請をするものとする。

- (1) 注意情報が発表されたとき
- (2) 警戒宣言が発せられたとき

(放送の実施)

第4条 乙は、甲の要請を受けて、原則として中継放送により、テレビ及びラジオで放送するものとする。
2 前項の中継放送をすることができない時は、中継の際に収録した、又はあらかじめ収録してある録画録音テープを再生して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めて、放送の実施について、遺漏のないように連絡させるものとする。

- 2 前項の連絡責任者は、あらゆる場合を想定して、いついかなる時でも連絡することができるように、順位を定めて3名程度（電話番号を含む。）を指名するものとする。
- 3 連絡責任者を定めた場合及び変更があった場合には、その都度相互に通知するものとする。

(放送の要請)

第6条 甲は、次に掲げることが付して、乙に放送を要請するものとする。

- (1) 中継放送、再生放送の別
- (2) 放送の時刻
- (3) 放送の繰り返し回数

(録画録音テープの保管)

第7条 乙は、甲の要請を受けて、第4条第2項の録画録音テープを保管しておくものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第9条 この協定の期間は1年とし、平成16年1月5日から適用する。

- 2 この協定は、甲・乙双方に異議ない場合は、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成16年1月5日

甲 山梨県知事

乙 日本放送協会甲府放送局長

株式会社 山梨放送社長

株式会社 テレビ山梨社長

株式会社 エフエム富士社長

なお、注意情報発表時及び警戒宣言時の県民への呼びかけの放送文については、次のとおりである。

(例文1)「注意情報発表時の知事の県民への呼びかけ」放送文

県民のみなさん、私は、山梨県知事 横内正明です。

先程、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地域を震源とする大きな地震の発生する可能性が高まったことを意味する情報です。

「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、市町村や防災関係機関では、地震の被害を、できる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。

県民のみなさんも、今後のテレビ・ラジオの情報や市町村の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。

また、不要不急の旅行・出張や自動車の仕度を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。

今後の観測の結果、地震が発生する恐れがある、と判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。

従って、県民のみなさんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

(例文2)「警戒宣言時の知事の県民への呼びかけ」放送文

県民のみなさん、私は、山梨県知事 横内正明です。

先程、内閣総理大臣から、東海地震に対する「警戒宣言」が発せられました。

この地震が発生すると、本県の地震防災対策強化地域内では「震度6弱」以上、その隣接地域では「震度5強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので、厳重な注意をしてください。

既に、県・市町村・防災関係機関においては、県民のみなさんの、生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ではありますが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、県民のみなさんの冷静沈着な行動が大切であります。

まず、身の回りの点検をしてください。

火元や、破損、転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。

また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。

今後のテレビ・ラジオの情報、市町村の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

(3) 災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県知事（以下「甲」という。）が山梨県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山梨県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲と“会社名”（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うにあたり、必要な場合は、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山梨県総務部防災危機管理課長及び各社連絡責任者をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙の双方において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年6月25日

- (甲) 山梨県知事 天野 建
- (乙) 日本経済新聞社甲府支局長 鈴木 純一
 読売新聞社甲府支局長 菊川 一誠
 朝日新聞甲府支局長 土田 芳孝
 毎日新聞社甲府支局長 重光 正則
 産経新聞甲府支局長 田中 道義
 共同通信社甲府支局長 樋口 伸司
 時事通信社甲府支局長 雨夜 光治
 (株)山梨日々新聞社取締役社長 野口 英一
 テレビ朝日甲府支局長 堀川 昌彦
 (株)フジテレビジョン報道局長 大戸 宏

(4) 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせ

平成18年11月27日

放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせ

山 梨 県
日本放送協会甲府放送局
株式会社山梨放送
株式会社テレビ山梨
株式会社エフエム富士

1 目的

災害時に市町村長から発令される避難勧告、避難指示及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）の住民への迅速な伝達は市町村の第一義的な責務であり、住民にあらゆる手段を通じて、迅速かつ確実に伝達されることが重要である。

そこで、県及び市町村が放送事業者と連携し、避難勧告等の連絡内容、連絡方法等について定め、補完的な情報伝達体制を整備することを目的とする。

2 情報の種類

放送事業者へ提供する情報は、次のとおりとし、法的並びに制度的根拠のない、自主避難の指示等は対象外とする。

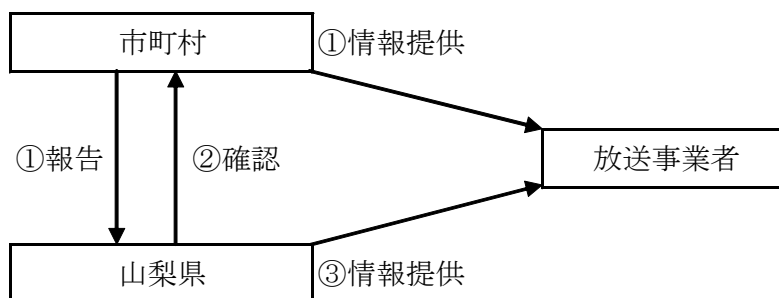
- (1) 災害対策基本法第60条に基づく避難勧告、避難指示の発令及びその解除
- (2) 地域防災計画に基づく避難準備情報の発令とその解除

3 県、市町村からの情報の提供

市町村長が避難勧告等を発令したときは、当該市町村の防災連絡責任者は、様式1の避難勧告等発令情報を放送事業者及び県防災危機管理課へファックスにより送付するものとする。

県防災危機管理課は、市町村から様式1を受理したときは、確認後、放送事業者に対し情報提供するものとする。

その際、電話、eメール等を併用し、確実な情報伝達に努めるものとする。



4 放送事業者による放送

放送事業者においては、3により提供のあった情報を総合的に勘案しながら、主体的な判断に基づき放送を行うものとする。

5 その他

- (1) 県、市町村及び放送事業者の防災連絡責任者一覧は別に定めるものとする。
- (2) 疑義、協議が必要な場合には、県防災危機管理課が調整を行うものとする。

(様式1) 避難勧告等発令情報

市 ・ 町 ・ 村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難準備情報（各市町村地域防災計画）
- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（災害対策基本法第60条）

2 発令日時 月 日 時 分

3 解除日時 月 日 時 分

4 対象地域

(およその世帯数)

5 指定避難場所

6 避難すべき理由

- 大雨による河川の氾濫の危険があるため

(河川名)

- 大雨による土砂災害の危険があるため
- 地震による土砂災害の危険があるため
- 地震による家屋崩壊の危険があるため
- その他 ()

市 町 村	発信者所属・氏名	
	電話	
	F A X	
県	確認者氏名	

【救援関係資料】

1 相互応援に関する資料

(1) 震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要であると認めるときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。

3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成31年3月31日から適用する。

2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月31日

東京都知事	小池百合子
茨城県知事	大井川和彦
栃木県知事	福田富一
群馬県知事	大澤正明
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	長崎幸太郎
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一

(2) 震災時等の相互応援に関する協定実施細目（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。
- (2) カバー都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

（カバー都県）

第3条 都県を4都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合（3以上の構成都県が被災した場合を除く。）、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。

2 各グループの構成都県は別表のとおりとする。

（幹事代理都県）

第4条 協定第6条第2項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。

第1順位 副幹事都県

第2順位 座長都県

第3順位 次年度幹事都県

2 前項の用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 副幹事都県 幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
- (2) 座長都県 「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第3条に規定する、連絡会議の座長をいう。

3 幹事都県は、協定第6条第2項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。

（連絡員の派遣）

第5条 カバー都県は、協定第7条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。

2 協定第7条第1項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。

（連絡員の役割）

第6条 連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災県の被害情報の収集

- (2) 他のカバー都県及び協力都県への情報提供
- (3) 被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (4) 前三号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 協定第8条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第4条第2項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた被災都県は、協定第8条後段に規定する文書による応援要請について、様式1（応援要請書）により実際に応援をする都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第8条 協定第8条及び第9条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式2（応援通知書）を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
 - (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
 - (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
 - (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第9条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式3（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式4（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。

(応援終了要請)

第10条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式5（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。

(応援終了報告)

第11条 応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式6（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。

(応援の自主出動)

第12条 協定第9条に規定する応援の自主出動をした場合には、第8条から第11条の規定を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第13条 協定第11条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第14条 協定第14条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署
- (3) 協定第10条に規定する施設、場所
- (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
- (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
- (6) 都県の支援できる項目
- (7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第15条 協定第15条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
- (2) 各都県の備蓄体制
- (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
- (4) その他必要な資料

(活動マニュアルの見直し)

第16条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成25年7月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成31年3月31日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※ 神奈川県、長野県は2つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

(3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名						
北海道東北地方知事会	北海道	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県
関東地方知事会	東京都	群馬県	栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	神奈川県
中部圏知事会	山梨県	静岡県	長野県	富山県	石川県	岐阜県	愛知県
近畿ブロック知事会	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	福井県
中国地方知事会	兵庫県	鳥取県	徳島県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県
四国知事会	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	山口県		
九州地方知事会	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
	沖縄県	山口県					

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第4条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・

連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
- 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
- 4 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

第5条 前条の連絡本部が設置された場合にあつて、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。

- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあつては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
- 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。
- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、第4条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
- 3 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（広域応援の実施）

第7条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあつても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第8条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

（経費の負担）

第9条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第 10 条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第 11 条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第 12 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 30 年 11 月 9 日から適用する

2 平成 24 年 5 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長並びに各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 30 年 11 月 9 日

全国知事会会長

埼玉県知事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

三重県知事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事

北海道東北地方知事会会長

北海道知事

関東地方知事会会長

埼玉県知事

中部圏知事会会長

愛知県知事

近畿ブロック知事会会長
滋賀県知事
中国地方知事会会長
広島県知事
四国知事会常任世話人
愛媛県知事
九州地方知事会会長
大分県知事

(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。

3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(災害対策都道府県連絡本部の組織)

第3条 協定第4条第1項に定める災害対策都道府県連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

2 その他、災害対策都道府県連絡本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

(緊急広域災害対策本部の組織)

第4条 協定第6条第1項に定める緊急広域災害対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、前条に定める災害対策都道府県連絡本部の構成員により構成する。

2 その他、緊急広域災害対策本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第5条 協定第9条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

(1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。

(2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。

(3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める

(経費の請求)

第6条 協定第9条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第7条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

(5) 富士山火山防災対策に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県、静岡県及び神奈川県（以下、「三県」という。）において、富士山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携して応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容に基づき、三県で連携して取り組む対策及び応援その他の事項について定めるものとする。

(情報共有体制の確立)

第2条 三県は、富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための情報共有体制を確立するとともに、富士山の噴火警戒レベルに応じて相互に情報連絡するものとする。

2 前項の体制を確保するため、三県は、あらかじめ連絡担当部署を定め、富士山噴火災害時の情報連絡手段を常に確保するよう努めるものとする。

(連携して取り組む対策)

第3条 三県が連携して取り組む対策は、次のとおりとする。

- (1) 交通対策
危険地域への進入防止や避難経路の確保等に関すること
- (2) 避難対策
避難施設の確保及び避難者の搬送等に関すること
- (3) 降灰対策
火山灰の除去・運搬等に関すること
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な対策

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・船舶等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
 - イ ヘリコプター等による情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん
 - ア 避難者、被災者を一時収容するための施設
 - イ 傷病者の受入れのための医療機関
 - ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする県は、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を記載し、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第6条 富士山噴火災害が発生した場合、各県は速やかに被害状況等について自主的な情報収集を行い、その情報を必要に応じ他の二県に提供するものとする。

- 2 前項の情報提供等を受けた県が、応援の必要を認めた場合は、自主的に応援活動に出動できるものとする。
- 3 前項により自主出動を実施した県は、他の二県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援の受入れ体制)

第7条 三県は、富士山噴火災害の発生時における他県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所等必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。
- 3 自主出動による被災地における被害情報収集に要した経費は、応援した県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた県と応援した県の間で協議して定めるものとする。

(平常時の取組み)

第9条 三県は、この協定に基づく応援等が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる取組みを行うものとする。

- (1) 富士山噴火災害対策に関する調整
- (2) 合同防災訓練の実施
- (3) 関連情報の交換
- (4) その他必要な取組み

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、三県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成21年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各1通を保有する。

平成21年10月29日

山梨県知事

横内 正明

静岡県知事

川 勝 年 吉

神奈川県知事

松 沢 成 文

(6) 中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県（以下「中央日本四県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における中央日本四県間の相互応援の実施により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、中央日本四県が平時から防災における協力及び連携の充実を図り、もって中央日本四県の災害対応力を向上させることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 中央日本四県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、中央日本四県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材の提供、職員の派遣及び被災住民の受入れ等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の提供を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (3) 職員の派遣を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 被災住民の受入れを要請する場合にあっては、市町村別人数等
- (5) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第5条 中央日本四県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めるときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

(応援受け入れ体制)

第7条 中央日本四県は、災害時における他県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(平時の連携)

第9条 中央日本四県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平時から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 中央日本四県は、前条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、中央日本四県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新た

な相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度中央日本四県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附 則 この協定は、平成27年8月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県署名の上、各1通を保有する。

平成27年8月27日

新潟県知事
山梨県知事
長野県知事
静岡県知事

(7) 中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)災害時の相互応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)災害時の相互応援等に関する協定」(以下「協定」という。)第12条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する中央日本四県の災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局、課及び連絡先は別表のとおりとする。

(応援の内容)

第3条 協定第3条第2項に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に必要な被災地の情報収集及び提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧に必要な車両、航空機等の派遣及びあっせん
- (5) 救援及び救助活動並びに応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 被災住民の受入れのための施設の提供及びあっせん
- (7) 被災住民のための医療機関及び福祉施設のあっせん
- (8) 火葬場のあっせん
- (9) ゴミ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- (10) 緊急物資輸送のための空港、港湾等の利用及び利用に関する調整
- (11) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

(応援要請の手続き)

第4条 協定第4条に規定する文書による要請は、まず様式1により応援を要請し、その後、具体的な応援要請内容が決定し次第、様式2を提出するものとする。

(応援実施の手続き)

第5条 応援を実施する県(以下「応援県」という。)が協定第3条に規定する応援及び協定第6条に規定する自主出動を行う場合は、次の各事項について被災県に通知するものとする。

- (1) 物資・資機材等の応援をするときは、その品名、規格、数量、搬入場所等
- (2) 職員の応援をするときは、その職種別人数、場所、期間、活動内容等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所、期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第6条 中央日本四県のいずれかの県において災害が発生し、次の各号に該当する場合、応援を行おうとする県は協定第5条に規定する連絡員を派遣するものとする。

- (1) 震度6弱以上の地震
- (2) 噴火が発生し噴火警戒レベルがレベル4以上となった場合
- (3) 災害救助法が適用されるような相当規模の災害が発生し、県災害対策本部が設置された場合
- (4) 災害が発生し、相当の被害が生じていると推測できるにもかかわらず、被災県と連絡が取れない場合
- (5) 被災県から応援の要請があった場合

2 前項の規定により連絡員を派遣した県は、その旨を被災県に連絡するものとする。

3 被災県は、災害対策本部内に連絡員を受入れるものとし、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、情報収集活動に対する便宜を供与するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、自県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他の応援県又は被災県に対してその旨を連絡するものとする。

(連絡員の役割)

第7条 連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災県の被害情報の収集及び提供
- (2) 被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る応援県との連絡調整
- (3) 前二号に定めるもののほか必要な事項

(応援職員等の携行品)

第8条 応援職員及び連絡員（以下「応援職員等」という。）は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料及び携帯電話等を携行し、腕章等の着用により身分を表示するものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第9条 協定第8条第1項に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災県が負担する経費の額は、応援県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災県が、被災県への往復の途上において生じたものについては応援県が、賠償するものとする。
- (3) 応援県は、応援職員等が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- (4) 前三号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災県及び応援県が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第10条 応援県が、協定第8条第2項の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額等及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 航空機、車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 第3条第11号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して、被災県の知事に請求するものとする。
- 3 前二項により難しい場合は、被災県及び応援県が協議して定めるものとする。

(平素の協力体制の構築)

第11条 協定第9条に規定する防災体制及び相互連携の充実強化のための取組は、次の各号のとおりとする。

- (1) 防災施策等における情報共有を進める取組
- (2) 行政間における防災施策上の相互交流を進める取組
- (3) 前二号に定めるもののほか中央日本四県が連携して実施する必要があると認めた取組

(雑則)

第12条 この実施細目に定めのない事項については、中央日本四県で協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成28年1月15日から施行する。

2 山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアル

(1) 山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、山梨県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び山梨県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 要綱第17条第1項第2号の緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長（以下「市町村長等」という。）が運航監督者に行うものとする。

2 要綱第17条第1項第3号、第4号及び第5号の緊急運航の要請は、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」の定めるところによる。

3 要綱第17条第1項第6号の緊急運航は、運航監督者が行うものとする。

4 第1項の要請は、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書（第1号様式）により、ファクシミリを用いて行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5 運航責任者は、第4第1項及び第2項に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに要請者にその旨回答しなければならない。

2 運航責任者は、要綱第17条第1項第6号の自主的出場を行う場合は、災害現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、現場管轄の消防長に連絡をするものとする。

3 運航安全管理者は、運航責任者、機長その他の関係者に対し、緊急運航にあたり、航空機の安全運航及び安全な航空消防防災業務等の遂行に必要な助言を行うものとする。

4 隊長は、第1項及び第2項の指示を受けた場合は、直ちに必要に応じた出場態勢を整えなければならない。

5 運航責任者は、第1項及び第2項の結果を、速やかに運航監督者に報告し、運航監督者はその旨を総括管理者に報告しなければならない。

(受け入れ態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村長等は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告等)

第7 隊長は、緊急運航中に把握した災害の状況を、災害等速報(第2号様式)により、速やかに運航監督者に報告するものとする。

(山梨県地域防災計画に基づく緊急運航)

第8 山梨県地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の準備体制以上の体制が発令された場合の情報収集及び地域防災計画の災害応急活動に基づく緊急運航については、山梨県防災局長(山梨県災害対策本部及び山梨県地震災害警戒本部が設置された場合においては県災害対策本部統括部長)の命により出場する。

2 第6の規程は、前項の場合について準用する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプター緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合、又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

(5) 県外応援活動

ア 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」による応援要請があった場合

(2) 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づき応援要請の活動を行うにあたり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村長等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものと見なす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村長等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

甲府市丸の内一丁目6-1

甲 山梨県知事
乙 各市町村
消防本部

天 野 建

(3) 新潟県、長野県、群馬県と山梨県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互 応援協定

(目的)

第1条 この協定は、新潟県（以下「甲」という。）、山梨県（以下「乙」という。）、群馬県（以下「丙」という。）及び長野県（以下「丁」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲、乙、丙及び丁が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合で「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長 通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた自治体は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲、乙、丙及び丁の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等との間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号の掲げるところによる。

(1) 要請側の県消防防災担当課長（以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災担当課長（以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うこととする。

(2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側で定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。

(3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。

(4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗

品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。但し、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) へりの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。
(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲、乙、丙及び丁は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この協定は、平成12年5月12日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年5月12日

甲 新潟県知事 平 山 征 夫

乙 山梨県知事 天 野 建

丙 群馬県知事 小 寺 弘 之

乙 長野県知事 吉 村 午 良

※ 静岡県（H13年12月17日）及び埼玉県（H14年7月10日）とも、同様の協定を締結した。

(4) 埼玉県と山梨県の防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県（以下「甲」という。）及び山梨県（以下「乙」という。）において、防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが次の各号に定める場合（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）及び「緊急消防援助隊要綱」（平成12年12月25日付消防救第315号消防長官通知）の対象となる場合を除く。）で、ヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 耐空検査及び整備等により運航不能なため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等との間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請に係る手続きは、次の各号の掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災担当課長（以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災担当課長（以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて通報の後、別に定める応援要請書によりファクシミリ等を用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該防災航空隊長等に指示するとともに要請者に回答するものとする。
- (4) 防災航空隊長等は、上記(2)の応援要請があつた場合は、直ちに要請内容に対する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議の上中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリレポートを出発したときから始まり、ヘリレポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリレポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している運航指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成14年 7月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年 7月10日

甲 埼玉県知事 土屋 義彦

乙 山梨県知事 天 野 建

(5) 山梨県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県（以下「甲」という。）及び静岡県（以下「乙」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合（「大規模特殊災害時における広域 航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）及び「緊急消防援助隊要綱」（平成12年12月25日付消防救第315号消防庁長官通知）の対象となる場合を除く。）で、ヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等との間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号の掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災担当課長（山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災担当課長（山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側で定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。
- (4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。但し、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この協定は、平成13年12月17日から施行する。

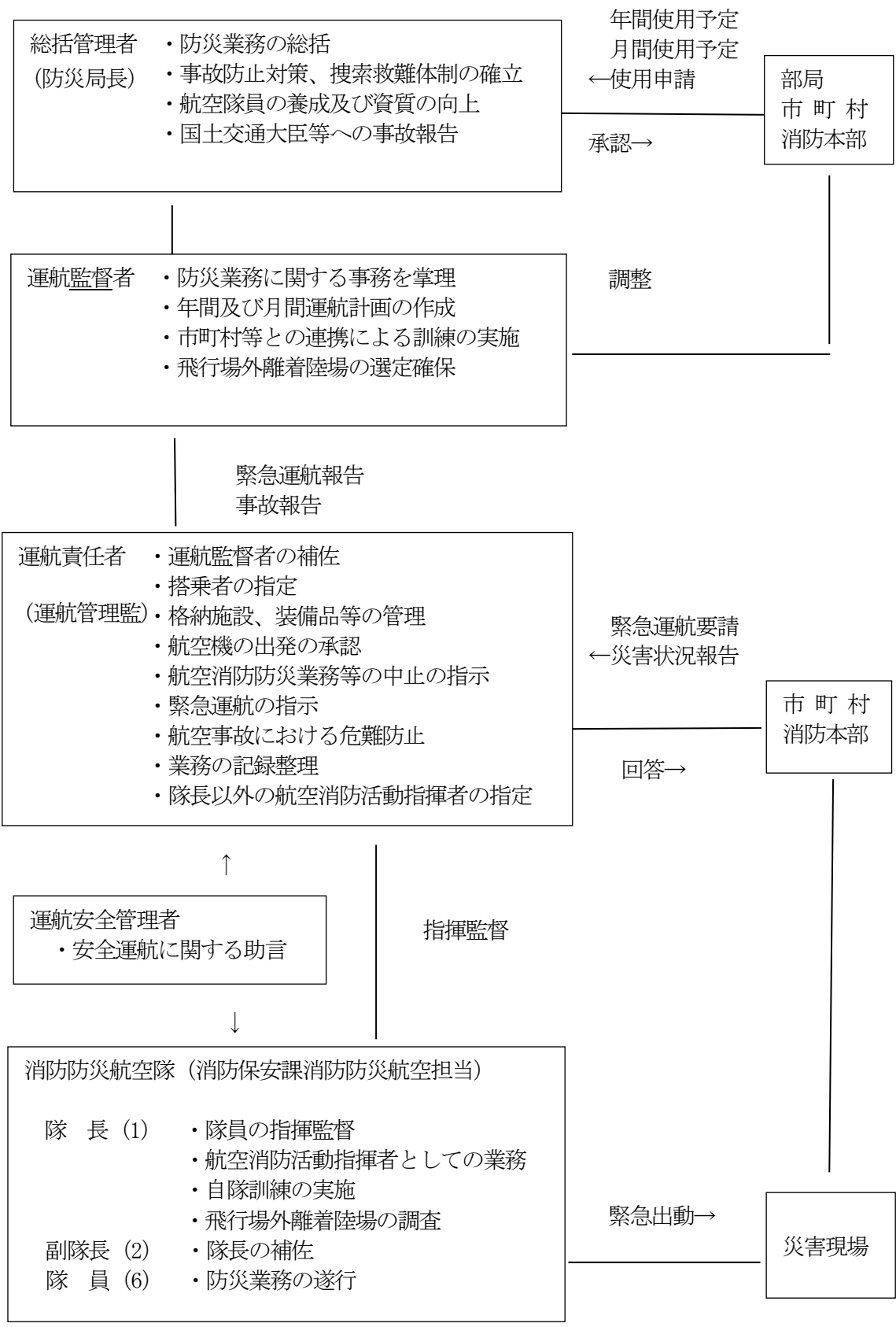
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月17日

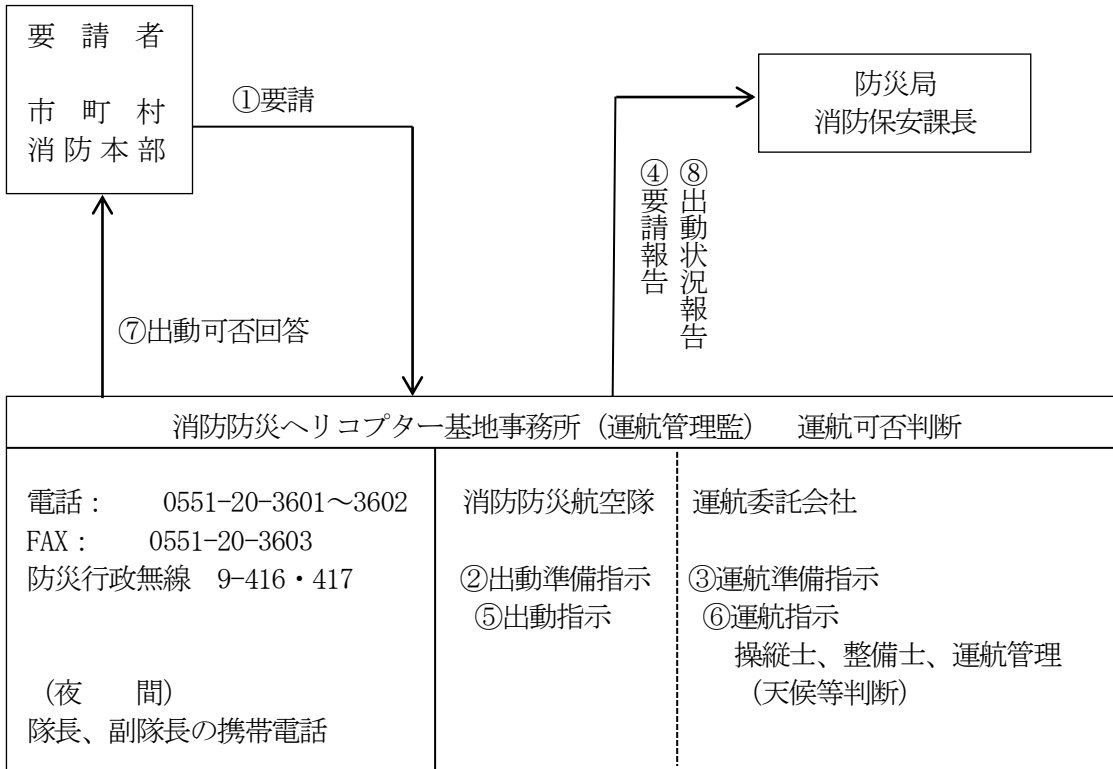
甲 山梨県知事 天 野 建

乙 静岡県知事 石 川 嘉 延

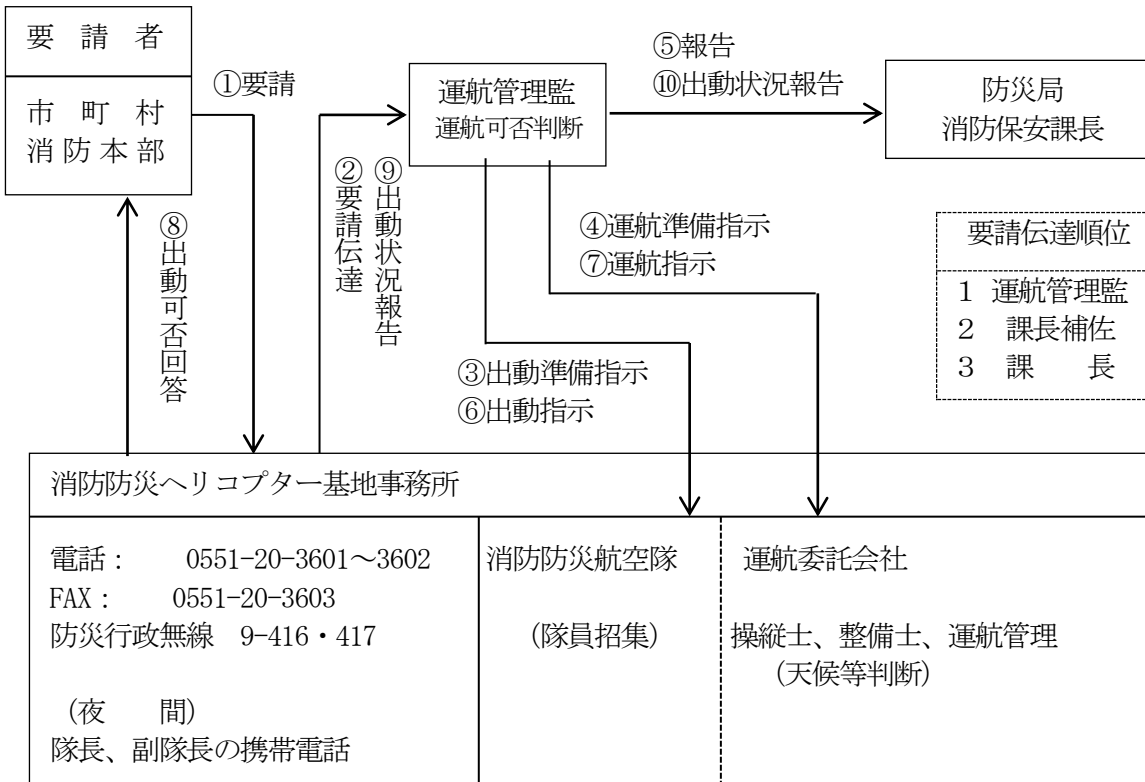
(6) 山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー



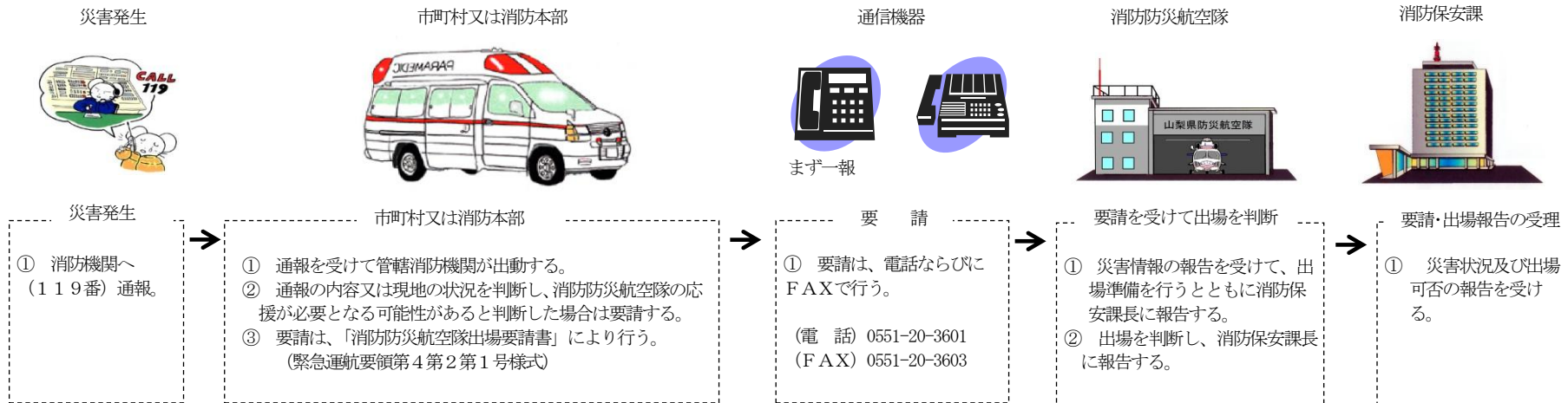
1 緊急運航連絡系統図



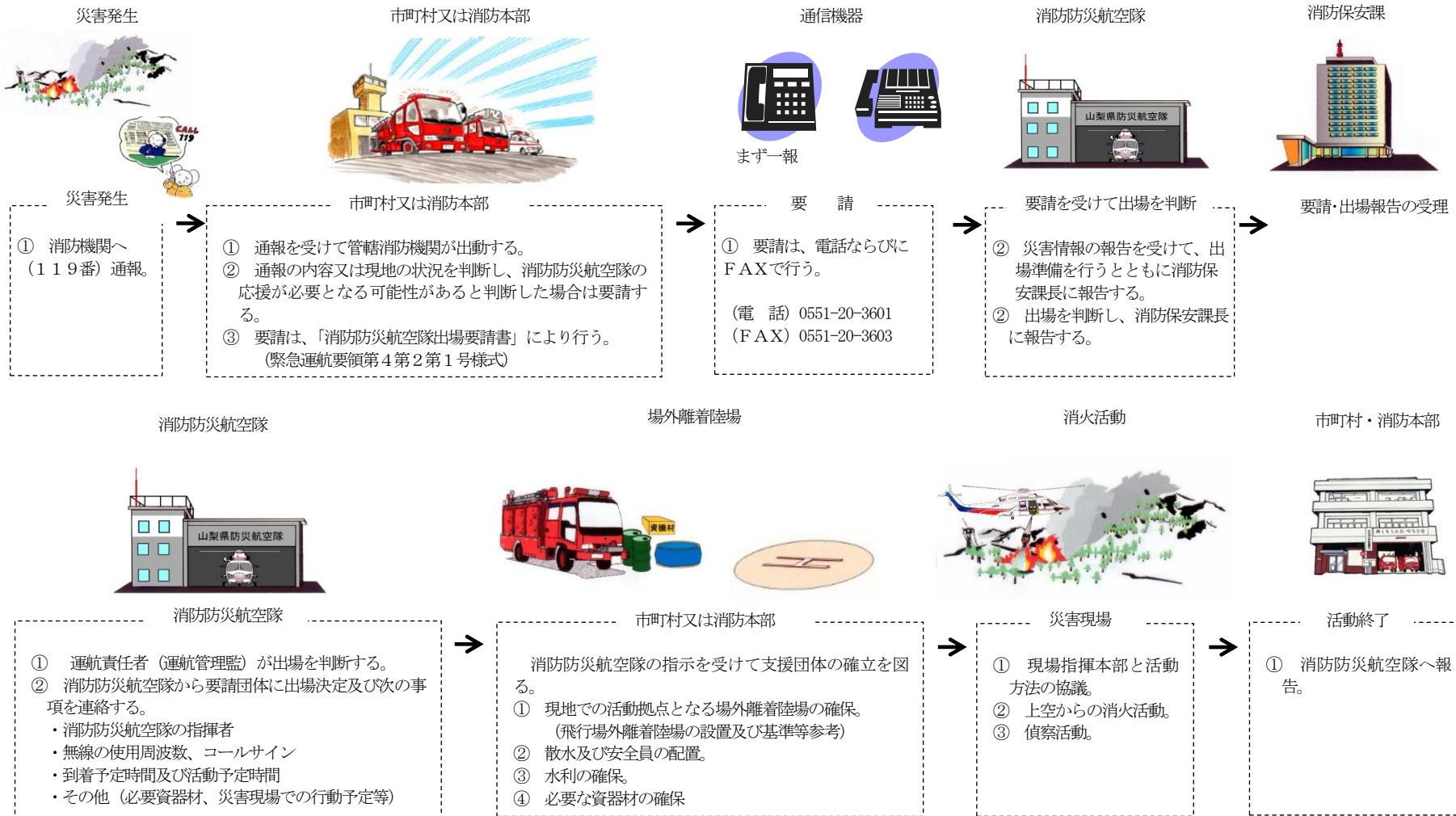
2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



災害発生から応援出場までの流れ (救急活動・中継搬送の場合)



災害発生から応援出場までの流れ (火災防御活動の場合)



消防防災航空隊出場要請書

直通電話 0551-20-3601
F A X 0551-20-3603

1 要請団体	発信者					
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)自然災害					
3 要請内容	(1)救急 (2)救助 (3)消火 (4)偵察 (5)物資輸送					
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標					
5 発生日時	年	月	日	曜日	時	分 頃
6 事故概要又は 災害概要						
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m/s	気温 警報・注意報	℃
8 必要資機材						
9 出場先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)				番地 病院
10 搬送先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)				番地 病院
11 傷病者等	住所 氏名 傷病名	生年月日 程度	年	月	日	歳 男・女
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名				
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
14 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数				機
15 要請日時	年	月	日	曜日	時	分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。						
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時	分
3 活動予定時間	時間		分			
※その他の特記事項						
						受信者

(7) 市町村別飛行場外離着陸場等一覧

(R7.9.1現在)

消防本部	市町村名	場外離着陸場	緊急離着陸場
甲府	甲府市	1 小瀬スポーツ公園補助競技場 2 山梨県庁防災新館	1 曾根丘陵公園芝生広場 2 市立甲府病院 3 甲府市荒川河川敷（音羽橋下流右岸） 4 甲府市緑が丘スポーツ公園陸上競技場 5 甲府市荒川河川敷緑地公園（飯豊橋下流左岸）
	甲斐市 （旧双葉以外）	1 赤坂台総合公園 2 島上条公園 3 敷島総合運動公園	1 玉幡公園（kai遊・パーク）芝生広場
	中央市	1 山梨県消防学校グラウンド 2 山梨中央ロジパーク	1 山梨大学医学部ヘリポート 2 山梨大学医学部キャンパスグラウンド
	昭和町		1 昭和町立押原中学校グラウンド
都留	都留市	1 都留市総合運動公園（楽山球場） 2 都留市総合運動公園（やまびこ競技場）	1 都留市戸沢の森とみの里芝生施設（ゆうゆう広場） 2 中津森ヘリポート 3 大月都留広域事務組合（地区公園）
	道志村		1 道志村林間広場 2 道志村立中学校グラウンド 3 道志村大室指ヘリポート
富士五湖	富士吉田市	1 鐘山スポーツ公園総合グラウンド 2 富士吉田市立病院	1 富士北麓公園球技場 2 富士北麓公園駐車場 3 諏訪の森自然公園 4 県立富士駐車場 5 コニファーフォレスト
	西桂町	1 西桂中学校	1 西桂町民グラウンド
	忍野村	1 忍野中学校グラウンド 2 忍野村中央場外離着陸場	1 忍野村陸上自衛隊北富士駐屯地 2 忍野小学校グラウンド
	山中湖村		1 山中湖交流プラザきらら
	鳴沢村		1 ふじてんリゾート駐車場 2 富士レイクサイドカントリー倶楽部練習場 3 鳴沢活き活き広場 4 鳴沢村スポーツ広場
	富士河口湖町	1 河口湖小海浜公園	1 富士豊茂小学校グラウンド 2 精進小学校グラウンド 3 河口湖総合公園 4 河口湖町民グラウンド 5 河口湖八木崎公園 6 河口湖美術館芝生広場 7 本栖湖青年スポーツセンターグラウンド
大月	大月市		1 まるたの森クリーンセンター 2 旧初狩小学校グラウンド 3 大月チェーン脱着所 4 旧大月西小学校グラウンド 5 自然学園高等学校グラウンド 6 笹子河川公園 7 旧富浜中学校グラウンド 8 鳥沢小学校グラウンド 9 大月東小学校グラウンド 10 大月東中学校グラウンド 11 猿橋小学校グラウンド 12 猿橋中学校グラウンド 13 大月市営総合グラウンド陸上競技場 14 初狩小学校グラウンド
	小菅村	1 小菅村場外離着陸場	1 小菅村第2スポーツ広場
	丹波山村		1 観光レクリエーション広場 2 丹波山村場外離着陸場

消防本部	市町村名	場外離着陸場	緊急離着陸場
峡北	葦崎市	1 葦崎市営御勅使サッカー場 2 釜無川河川敷緑地 3 山梨県消防防災航空隊清哲訓練場	1 葦崎中央公園陸上競技場
	北杜市	1 明野中学校グラウンド 2 塩川ダム原石広場 3 旧峡北高校グラウンド 4 サンメドウズ清里スキー場第3駐車場	1 大武川河川公園フレンドパークむかわ 2 武川中学校グラウンド 3 須玉中学校グラウンド 4 のろしの里ふるさと公園駐車場 5 旧江草小学校グラウンド 6 みずがき湖ビジターセンター 7 みずがき山リーゼンヒュッテ 8 増富中学校跡地グラウンド 9 みずがき山自然公園 10 北杜市長坂総合スポーツ公園野球場 11 北杜市長坂総合スポーツ公園第2駐車場 12 北杜市白州総合運動場 13 北杜市高根総合グラウンド(駐車場) 14 北杜市大泉スポーツ広場 15 サンメドウズ清里スキー場(研修センター駐車場) 16 小淵沢総合スポーツセンター 17 公益財団法人キープ協会清泉寮 18 北杜市高根総合グラウンド
	甲斐市 (旧双葉町)	1 日本航空学園双葉滑空場	1 双葉スポーツ公園グラウンド
笛吹	笛吹市	1 芦川第1場外離着陸場	1 笛吹市芦川スポーツ広場 2 芦川第2場外離着陸場 3 甲府・峡東クリーンセンター多目的広場 4 境川小学校グラウンド 5 笛吹市境川スポーツセンターグラウンド 6 笛吹市八代ふるさと公園 7 八代小学校グラウンド 8 笛吹市清流公園 9 ウインズ石和場外馬券場駐車場 10 金川の森・治水広場 11 笛吹市春日居スポーツ広場
峡南	市川三郷町	1 富士川防災公園ヘリポート	1 富士見スポーツ公園野球場 2 農村広場 3 市川公園グラウンド 4 市川三郷町民グラウンド 5 歌舞伎文化公園ふれあい広場
	早川町		1 ヴィラ雨畑グラウンド 2 早川町役場緊急離着陸スペース 3 早川河川敷 4 早川町民スポーツ広場 5 ヘルシー美里グラウンド 6 湯島の湯グラウンド 7 奈良田スポーツ広場
	身延町	1 身延町総合文化会館芝生広場 2 八木沢グラウンド	1 身延町寺平広場 2 富士川クラフトパーク・イベント広場 3 富士川クラフトパーク駐車場 4 峡南地方勤労青年センター 5 下部地区町民運動場 6 古関ヘリポート
	南部町	1 富沢野球場 2 福土場外離着陸場 3 上佐野場外離着陸場	1 陵草スポーツ広場 2 徳間スポーツ広場 3 アルカディア南部総合公園
	富士川町	1 殿原スポーツ公園球技場 2 富士川増穂地区河川防災ステーション 3 平林ヘリポート	1 十谷ヘリポート 2 町民ふれあいスポーツ広場 3 小室ヘリポート

消防本部	市町村名	場外離着陸場	緊急離着陸場
東山梨	山梨市	1 広瀬ダム公園	1 重川河川敷ヘリポート 2 山梨市民総合体育館駐車場 3 笛吹川フルーツ公園森の広場駐車場 4 笛川中学校グラウンド 5 笛川小学校柳平分校グラウンド
	甲州市	1 藤木スポーツ広場第一グラウンド	1 大和スポーツ公園 2 勝沼中央公園グラウンド 3 熊野橋河川敷ヘリポート 4 東山梨消防本部訓練場 5 上日川ダム 6 萩原山ヘリポート
上野原	上野原市		1 秋山観光スポーツ広場 2 メイプルポイントゴルフクラブ管理棟ナセリ 3 新田近隣公園スポーツ広場 4 沢松防災広場 5 談合坂サービスエリア 6 ヒロ牧場 7 秋山ヘリポート 8 新田近隣公園レクリエーション広場 9 上野原中学校グラウンド
南アルプス	南アルプス市	1 西地区多目的活性広場 2 楡形総合公園陸上競技場	1 楡形総合公園芝生広場 2 楡形総合公園西側ゾーン 3 遊・湯ふれあい公園芝生広場 4 芦安市営広場 5 白根中央公園ホッケー場
県内合計		38 箇所	132 箇所
県外	奥多摩町		1 雲取山ヘリポート（東京都奥多摩町）

計 38

133

3 広域消防応援要請マニュアル

(1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (13) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (14) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (15) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。

- (16) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (17) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (18) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行うものとする(別記様式1-1)。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項

各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

4 前項の出動可能隊報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊

の応援等が不要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を經由して行う。）するものとする。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を經由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を經由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊

急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

（1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。

（2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。

（3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

（1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。

（2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

（1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。

（2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

（3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

（4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

（1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

（2）第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当

該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。

4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第39条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとする。

(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員

(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲

げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。 _
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員 (以下「現地派遣職員」という。) を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。―

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合

(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手續は、次のとおりとする。

(1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求め（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）るものとする（別記様式6-1）。

(2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。

(3) 第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式 6 - 2)。

(4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式 6 - 3)。

(5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式 6 - 4)。

(6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。)するものとする(別記様式 6 - 5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

(1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

(2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

(3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長又は土砂・風水害機動支援部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式 6 - 6)。

(4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6 - 7)。

(5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6 - 8)。

(6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6 - 9)。

(7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。 _

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式 1 - 1)。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第23条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第24条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出勤した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-1)。
(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第25条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

(1) 活動概要(場所、時間、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。―

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

(1) 活動概要(場所、時間、隊員数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第26条 第24条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署(所)報告)

第27条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第28条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式5-1、5-2)を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第29条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱(政令市等は5強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。―

(1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合

(2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第30条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E-1及び別表E-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第33条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E-1及び別表E-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡すると

もに、その後、様式（別記様式3 - 1又は3 - 4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第31条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3 - 2）。

（迅速出動の中止）

第32条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

第33条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

（2）統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

（3）航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

（迅速出動適用時の出動先の変更等）

第34条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告）

第35条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2 - 2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2 - 2）。

第8章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第37条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第38条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) NBC災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7) 情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。

- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第40条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 その他

(都道府県の訓練)

第41条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第42条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第43条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。)における航空機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点ヘリベース」という。)の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動する

ことをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)

第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画(以下「応援等実施計画」という。)に定めておくものとする。

(1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)大隊」と呼称する。

(3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇)中隊」、「(〇〇消防本部)中隊」、「(消火)中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

(4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇)小隊」と呼称する。

(5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。

(6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

(2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。

(3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部(〇〇都道府県)航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。

(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。

(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の編成)

第 6 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊 (大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊 (化学消防ポンプ自動車を備えたもの) を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(N B C 災害即応部隊の編成)

第 7 条 N B C 災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) N B C 災害即応部隊指揮隊は、N B C 災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) N B C 災害即応部隊は、N B C 災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) N B C 災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) N B C 災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第 8 条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊 (津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊 (重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第 9 条 基本計画第 2 章第 4 節 8 に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C 災害、B 災害又は N 災害に対応するための

特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関する事。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関する事。

(2) 後方支援体制の確立に関する事。

(3) 関係機関との連絡調整に関する事。

(4) 緊急消防援助隊の交替に関する事。

(5) 物資等の搬送計画に関する事。

(6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関する事。

(7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関する事。

(8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関する事。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。

(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。

(3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。

(4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。

(5) 被災地における通信の確保に関する事。

(6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。

(7) 航空消防活動の支援に関する事。

(8) 宿営場所の設営に関する事。

(9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(N B C 災害即応部隊の出動)

第18条 N B C 災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、N B C 災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害

即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- （1）第1順位 指揮支援隊長
- （2）第2順位 都道府県大隊長
- （3）第3順位 統合機動部隊長
- （4）第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- （1）被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- （2）被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- （3）陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との活動調整に関すること。
- （5）指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- （6）調整本部に対する報告に関すること。
- （7）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- （8）その他必要な事項に関すること。

4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との活動調整を行うものとする。

7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

（2）航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

（3）調整本部に対する報告に関すること。

（4）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

（5）その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

（2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

（3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

（4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

（5）報道機関への対応に関すること。

（6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）都道府県大隊の活動管理に関すること。

- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録 (動画及び静止画によるものを含む。) に関すること。
- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制 (別記様式1) により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告する

ものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （8）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定

することができる。

(9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。

(10) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

(1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。) 等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、D M A T、ドクターヘリ (救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法 (平成19年法律第103号) に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。) 等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けると、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号) に規定する救助活動のための拠点施設をいう。) の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関する事。
- (9) その他必要な事項に関する事。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 緊急消防援助隊山梨県応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号（最終改正令和3年3月22日消防広第89号）。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、山梨県大隊、山梨県統合機動部隊、甲府地区広域行政事務組合消防本部（以下「甲府地区消防本部」という。）NBC災害即応部隊、山梨県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山梨県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山梨県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、甲府地区消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部（以下「富士五湖消防本部」という。）及び峡北広域行政事務組合消防本部（以下「峡北消防本部」という。）とする。

なお、代行順位は、富士五湖消防本部、峡北消防本部の順とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 山梨県大隊等の編成

(連絡体制等)

第3 応援等出動にかかる連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 山梨県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関を經由して行う。

(4) 各消防本部から山梨県に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関を經由して行う。

(5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には山梨県主要運用波、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(山梨県大隊等の編成)

第4 山梨県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

2 地震災害及び土砂・風水害における山梨県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

3 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山梨県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。

4 大隊は、県単位とし、「山梨県大隊」と呼称するものとする。なお、山梨県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。

5 統合機動部隊は、「山梨県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山梨県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

6 中隊は、消火、救助、救急等の任務単位とし、「消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は山梨県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。

7 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼び出し名称）」と呼称するものとする。

8 後方支援中隊の編成は、別表第6のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は代表消防機関の職員の中から山梨県大隊長又は部隊長が指定するものとする。

9 NBC災害即応部隊は、別表第7のとおり編成し、「甲府地区消防本部NBC災害即応部隊」と呼称す

るものとする。なお、甲府地区消防本部NBC災害即応部隊長は、甲府地区消防本部の職員をもって充てるものとする。

10 土砂・風水害機動支援部隊は別表第8のとおり編成し、「山梨県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山梨県土砂・風水害機動支援部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第5 山梨県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。

3 山梨県大隊長は、当該県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該県大隊の活動の指揮を行うものとする。

4 山梨県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山梨県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

5 甲府地区消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 山梨県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 中隊長は、山梨県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 山梨県大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取り決め)

第6 要請要綱別表A-1(震度6弱(政令市等については震度5強)以上)及びA-2(複数の都道府県において、震度6弱(政令市等については震度5強)以上)並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山梨県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第9のとおりとする。

(山梨県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第7 別表第9に定める地震等が発生し、山梨県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、山梨県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 山梨県は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、山梨県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第5)のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、山梨県に対して事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山梨県大隊又は山梨県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、山梨県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 山梨県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊(別表第5又は別表第8)を構成する小隊の出動可否の確認又は出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、山梨県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動の可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能数を報告するものとする。

(2) 山梨県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊(別表第5又は別表第8)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前2項の場合のほか、消防庁から山梨県大隊(NBC災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等)の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、山梨県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 山梨県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び 出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 山梨県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 山梨県は、消防庁から山梨県大隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して 要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(集結場所)

第8 集結場所は、別表第10のとおりとする。

(山梨県大隊及び統合機動部隊の出動)

第9 山梨県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4(迅速)により山梨県大隊(又は統合機動部隊)の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗り換えての出動について各消防本部と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 山梨県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね1時間以内に出動するものとする。

(2) 第一次編成陸上隊は、山梨県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め 又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね3時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、 おおむね4時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(4) 代表消防機関は、別表第10に基づき陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、山梨県及び各消防本部に対して連絡するものとする。

(5) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山梨県統合機動部隊及び山梨県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の可否を確認するものとする。

(その他の部隊の出動)

第10 甲府地区消防本部管理者は、長官から要請要綱別記様式3-1により甲府地区消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後 30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ 直接進出するものとする。

2 山梨県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により山梨県土砂・風水害 機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた山梨県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第10に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

第11 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、山梨県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、山梨県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 長官から出動の指示があった場合には、第9条第3項に定める出動を行う ほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊

装備小隊等の追加出動又は乗り換えての出動について、各消防本部と調整するものとする。

4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成にあたり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

(山梨県大隊等の出動隊数の報告)

第12 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、山梨県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

2 山梨県は、各消防本部の報告をとりまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、山梨県及び代表消防機関に報告するものとする。

- (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
- (2) 出動隊数、車両及び資機材
- (3) 集結場所到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第13 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第14 山梨県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について山梨県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第15 山梨県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長(以下「山梨県大隊長等」という。)は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 山梨県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 山梨県大隊等の活動地域及び任務
- (3) 山梨県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第16 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中であることを申し出るものとする。

(2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上であることを申し出て、別紙第2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

(3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

(4) 名刺を提出した場合、後日、山梨県を通じて消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第17 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール

を活用し、被災地に向かう途中の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第18 山梨県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに山梨県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通じて行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山梨県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該山梨県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第19 山梨県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに山梨県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 山梨県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 山梨県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山梨県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山梨県大隊長の職務に就くものとする。

なお、統合機動部隊長が、山梨県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山梨県大隊が被災地に到着後は、山梨県大隊に帰属し、山梨県大隊の指揮の下、山梨県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(山梨県大隊本部の設置)

第20 山梨県大隊長は、山梨県大隊長を本部長とする山梨県大隊本部を設置するものとする。

2 山梨県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 山梨県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 山梨県大隊長は、被害状況及び山梨県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第21 活動時の無線通信運用体制は、別表第11のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山梨県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的にを行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第22 後方支援中隊の保有資機材は、別表第6のとおりとする。

2 後方支援中隊を除く山梨県大隊の保有資機材は、別表第12のとおりとする。

(日報)

第23 山梨県大隊等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、

後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第24 山梨県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、山梨県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、山梨県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる 任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、山梨県大隊長等及び関係機関との各種連絡 調整
 - (2) 山梨県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 山梨県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 山梨県大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する山梨県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 山梨県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る山梨県との調整
 - (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第25 後方支援中隊は、山梨県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(相互協力)

第26 山梨県及び各消防本部は、山梨県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互 協力を努めるものとする。

第6章 活動終了

(山梨県大隊等の引き揚げ)

第27 山梨県大隊長等は、指揮支援本部長から引き揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 山梨県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引き揚げるものとする。

- (1) 山梨県大隊等の活動概要(時間、場所、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、山梨県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 山梨県は、山梨県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

（活動結果報告）

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、山梨県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 山梨県は、各消防本部からの報告をとりまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8章 その他

（指揮支援実施計画）

第30 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

（航空部隊の応援等）

第31 航空部隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

（事前準備）

第32 各消防本部は、山梨県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 山梨県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成16年10月22日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年8月20日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年7月28日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動にかかる計画。具体的には「【暫定版】東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
10	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
11	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
12	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
13	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
14	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第2条(15)
15	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
16	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
17	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
18	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
19	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
20	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
21	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
22	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)

23	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
24	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
25	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
26	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
27	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
28	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
29	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
30	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
31	迅速出動	法第44条の規定に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
32	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
33	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震など全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
34	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
35	第一次編成陸上隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。	
36	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。比較的走行速度が遅い車両（後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等）又は出動準備に時間を要する一部の小隊（後方支援小隊等）により構成される。	
37	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
38	NBC災害即応部隊	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
39	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

山梨県緊急消防援助隊連絡先

構成消防本部	連絡先		N T T 回線		防災行政無線 (地上系)		地域衛星通信ネットワーク	メールアドレス
	昼間	夜間	電話	F A X	電話	F A X		
(山梨県代表消防機関) 甲府地区広域行政事務組合 消防本部	昼間	警防課	055-222-1269	055-222-7583	9-220-1-036	9-220-2-036	19-213	keibou@kfd.or.jp
	夜間	指令課	055-222-1190	055-235-2119				shirei4@kfd.or.jp
都留市消防本部	昼間	消防課	0554-43-2341	0554-45-1199	9-220-1-037	9-220-2-037	19-434	syoubou@city.tsuruu.lg.jp
	夜間	都留市消防署	0554-43-1119	0554-45-1091				syoubou1@city.tsuruu.lg.jp
(山梨県代表消防機関代行) 富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	昼間	警防課	0555-22-4421	0555-22-8538	9-220-1-038	9-220-2-038	19-433	fg-keibou@mfi.or.jp
	夜間	指令課	0555-22-0119	0555-24-4420				fg-shireika@mfi.or.jp
大月市消防本部	昼間	消防課	0554-30-0119	0554-23-0119	9-220-1-039	9-220-2-039	19-444	syoubouka-19206@city.otsuki.lg.jp
	夜間	大月市消防署	0554-22-0119	0554-22-0599				syoubousyo-19206@city.otsuki.lg.jp
(山梨県代表消防機関代行) 峡北広域行政事務組合 消防本部	昼間	消防課	0551-23-7911	0551-22-8747	9-220-1-040	9-220-2-040	19-415	soumu119@kyohoku.com
	夜間	指令課	0551-22-0119	0551-23-6119				shirei119@kyohoku.com
笛吹市消防本部	昼間	消防課	055-262-8540	055-262-0005	9-220-1-041	9-220-2-041	19-330	honbu-shobo@city.fuefuki.lg.jp
	夜間	指令課	055-261-0119					honbu-shirei@city.fuefuki.lg.jp
峡南広域行政組合消防本部	昼間	警防課	055-272-7612	055-272-0655	9-220-1-042	9-220-2-042	19-246	shirei@kyonan.jp
	夜間	通信指令課	055-272-1919	055-272-5640				
東山梨行政事務組合 東山梨消防本部	昼間	消防課	0553-32-5022	0553-32-3240	9-220-1-043	9-220-2-043	19-307	tosan-shobo@ey119.jp
	夜間	指令課	0553-32-0119	0553-32-4302				tosan-shirei@ey119.jp
上野原市消防本部	昼間	消防総務課	0554-62-4112	0554-63-4119	9-220-1-044	9-220-2-044	19-445	shobo-keibo@city.uenohara.lg.jp
	夜間	上野原市消防署	0554-62-4111	0554-62-5119				shobosho@city.uenohara.lg.jp
南アルプス市消防本部	昼間	消防課	055-282-7214	055-282-6495	9-220-1-045	9-220-2-045	19-394	sshobo@city.minami-alps.lg.jp
	夜間	指令課	055-283-0119	055-284-6071				sshirei@city.minami-alps.lg.jp

※ 各消防本部が地域衛星通信ネットワークを使用し発信する場合は、以下の発信番号の後に発信すること。

消防本部名	交換機/ボタン	発信特番	消防本部名	交換機/ボタン	発信特番
甲府地区	ボタン	1	笛吹市	交換機	9
都留市	ボタン	4	峡南	なし	なし
富士五湖	交換機	79	東山梨	交換機	5
大月市	なし	なし	上野原市	ボタン	8
峡北	交換機	6	南アルプス市	なし	なし

- 例1) 甲府 → 笛吹
ボ 1-019-330
- 例2) 富士五湖 → 東山梨 (電話)
交 79-019-307-330
- 例3) 大月市 → 東山梨 (F A X)
019-307-390

関係機関連絡先

国・県関係	関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
		昼間	夜間	電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X
総務省消防庁	広域応援室			03-5253-7569	03-5253-7537			048-500-90-49013	048-500-90-49033
	当直室			03-5253-7777	03-5253-7553	90-49013	90-49033	048-500-90-49102	048-500-90-49036
山梨県	防災局消防保安課			055-223-1430	055-223-1429	19-2538	19-2529	019-200-2538	019-200-2519
	防災局 宿直室			0551-20-3601	0551-20-3603	-	-	019-416(417)	019-200-2535
山梨県消防防災航空隊	消防防災航空担当			055-223-1430	055-223-1858	19-2538	19-2529	019-200-2538	019-200-2535
	防災局 宿直室			03-5388-2457	03-5388-1270	13-70671	13-70023	013-100-70671	013-100-70013
東京都	総合防災部防災管理課			03-5320-2459	03-5388-1958	13-70349		013-100-70349	013-100-70023
	夜間防災連絡室			03-3212-2258	03-3212-1476	9506-71511	-	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704
東京消防庁	警防部警防課			03-3212-2258	03-3212-1476	-	-	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704
	警防部警防課			045-210-3436	045-210-8829	14-9722	14-9734	014-400-9722	014-400-9734
東京消防庁航空隊	消防保安課			045-210-3456	045-201-6409	-	-	014-700-10-713	014-700-10-710
	指令情報室			045-334-6713	045-334-6710	-	-	014-700-10-721	014-700-10-740
神奈川県	警防部警防課			045-332-1351	045-331-5221	-	-	014-700-10-721	014-700-10-740
	警防部司令課			045-334-6713	045-334-6710	-	-	014-300-21-48441	014-300-21-48499
横浜市消防局	警防部警防課			045-332-1351	045-331-5221	-	-	014-300-21-48633	014-300-30-4
	警防部司令課			044-223-2606	044-223-2619	20-211	20-241	020-231-5205	020-231-8739
横浜市消防局航空消防隊	警防部警防課			044-223-2645	044-223-2654	-	-	020-202-8-124	020-202-76
	警防部指令課			026-235-7182	026-233-4332	-	-	020-202-8-168	020-554-76
長野県	危機管理部消防課			026-227-8002	026-226-8461	22-32	22-26	022-100-2073	022-100-6250
	危機管理部当直			026-226-0119	026-228-6398	22-21	22-26	022-100-2072	022-176-6080
長野市消防局	警防課			0263-85-5511	0263-85-5513	-	-	022-137-9000	022-137-8001
	通信指令課			054-221-2074	054-221-3327	22-21	22-26	022-100-2072	022-100-6250
長野県消防防災航空センター	消防防災航空センター			054-221-2072	054-221-3252	-	-	022-176-6010	022-176-6080
	危機管理部消防保安課			054-267-3019	054-267-3022	-	-	022-137-9000	022-137-8001
静岡県	防災当直			054-280-0120	054-280-0128	22-21	22-26	022-100-2072	022-100-6250
	警防部航空課			054-261-4483	054-261-4761	-	-	022-179-6010	022-179-6080
静岡県消防防災航空隊	警防部指令課			054-221-2072	054-221-3252	-	-		
	消防防災航空隊			053-475-7531	053-475-7539	-	-		
静岡県消防防災航空隊	防災当直			053-475-7552	053-472-1198	-	-		
	警防課								
浜松市消防局航空隊	警防課								
	情報指令課								

関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
	昼間	夜間	電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X
岩手県	総務部総合防災室		019-629-5556	019-651-2175	03-17	03-40	003-111-22-5556	003-111-22-5174
	夜間							
盛岡地区消防本部	警防課		019-626-7402	019-651-9916	-	-	003-414-1	003-414-9
	夜間		019-622-0119	019-626-4016	-	-	003-414-2	
岩手県防災航空隊	防災航空センター		0198-26-5251	0198-26-5256	-	-	003-592-1	003-592-9
	夜間		090-6853-4083	-	-	-	-	-
宮城県	総務部消防課		022-211-2374	022-211-2398	04-8-2374	04-8-2398	004-220-8-2374	004-220-8-2398
	夜間		022-211-2140		04-8-2140	04-8-2120	004-220-8-2140	
仙台市消防局	警防課		022-234-1111	022-234-4280	-	-	004-621-2320	004-621-2219
	夜間			022-234-2364	-	-	004-621-6666	004-621-2339
宮城県防災航空隊	防災ヘリコプター管理事務所		0223-24-0741	0223-24-0872	-	-	001-010-8816-234-12557	-
	夜間		090-6787-6588	-	-	-	001-010-8816-234-12558	
茨城県	消防安全課		029-301-2896	029-301-2887	08-2896	-	008-100-2896	008-100-2887
	夜間		029-301-2885	029-301-2898	08-2885	08-2898	008-100-2887	008-100-2898
水戸市消防本部	防災・危機管理課							
	夜間		029-221-0111	029-224-0147	-	-	008-510-8402	008-510-8450
茨城県防災航空隊	防災航空室		0298-57-8511	0298-57-8501	-	-	008-120-8400	008-120-8450
	夜間		029-301-2885	029-301-2898	08-2885	08-2898	008-100-2885	008-100-2898
栃木県	県民生活部消防防災課		028-623-2132	028-623-2146	09-7501	09-7506	009-500-2132	009-500-2146
	夜間							
宇都宮市消防局	警防課		028-625-3007	028-625-5509	-	-	009-651-01	009-651-01
	夜間		028-625-5599	028-625-3001	-	-	009-511-03	009-511-01
栃木県消防防災航空隊	航空担当		028-677-1119	028-677-0775	-	-	-	-
	夜間		090-1655-8475	-	-	-	-	-
群馬県	総務部消防保安課		027-226-2250	027-221-0158	10-351	10-310	010-3001-2250	010-300-6800
	夜間							
前橋市消防局	警防課		027-220-4511	027-220-4527	-	-	010-701-1351	010-701-1390
	夜間		027-220-4500	027-220-4528	-	-	010-701-1400	010-701-1490
群馬県防災航空隊	防災航空隊		027-265-0200	027-265-6900	-	-	-	-
	夜間		027-226-2250	027-221-0158	10-351	10-310	010-300-1-2250	010-300-1-4453
埼玉県	総務部消防保安課		048-830-8171	048-830-8159	11-6-8171	11-6-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159
	夜間		048-830-8111	048-830-8119	11-6-8111	11-6-8119	011-200-6-8111	011-200-6-8119
さいたま市消防局	警防部警防課		048-833-7944	048-833-7201	-	-	011-704-5512	011-704-952
	夜間		048-833-5000	048-833-1237	-	-	011-704-5898	
埼玉県防災航空隊	防災航空隊		049-297-7810	049-297-7906	11-4470-304	-	011-701-300	011-701-95
	夜間							

出 動 準 備 県

関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
	昼間	夜間	電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X
千葉県	昼間		043-223-2175	043-222-1127	500-7320	500-7298	012-500-7320	012-500-7298
	夜間	防災対策課	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110		
千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109
	夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3690	012-101-800-3669
千葉市消防局航空隊	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109
	夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669		
新潟県	昼間	消防課	025-282-1664	025-282-1667	15-11	15-11	015-401-20-6442	015-401-20-6497
	夜間	消防課(宿日直經由)	025-285-5511					
新潟市消防局	昼間	警防課	025-288-3250	025-288-3255	-	-	015-492-2053	015-492-2049
	夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275	-	-	015-492-2074	015-492-2079
新潟県消防防災航空隊	昼間	ヘリコプター管理事務所	025-270-0263	025-270-0265	-	-	015-524-10	015-524-40
	夜間	隊長携帯に転送						
富山県	昼間	総合政策局消防課	076-444-3188	076-432-0657	16-3364	16-2827	016-111-3364	016-111-2827
	夜間	宿直室	076-444-3187		16-3363		016-111-3363	
富山市消防局	昼間	警防課	076-493-4872	076-493-4018	-	-	016-501-234	016-111-80-91-10
	夜間	通信指令課	076-493-4141	076-493-4011	-	-	016-501-252	
富山県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	076-495-3060	076-495-3066	-	-	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10
	夜間							
石川県	昼間	危機管理監室消防保安課	076-225-1481	076-225-1484	17-4288	17-6897	017-111-4288	017-111-6743
	夜間							
金沢市消防局	昼間	警防課	076-280-3094	076-280-0020	-	-	017-451-10	017-451-21
	夜間	情報指令課	076-280-0119	076-280-4999	-	-		
石川県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	0761-24-8930	0761-24-8931	-	-	017-158-10	017-158-21
	夜間							
福井県	昼間	危機対策・防災課	0776-20-0309	0776-22-7617	18-111	18-112	018-111-610-2174	018-111-610-2189
	夜間		0776-20-0742				018-111-610-2186	
福井市消防局	昼間	救急救助課	0776-20-3998	0776-20-3119	-	-	018-350-1-1241	018-350-1-1241
	夜間	管制課	0776-20-3999	0776-20-6119	-	-	018-350-1-1280	018-350-1-1280
福井県消防防災航空隊	昼間	防災航空事務所	0776-51-6945	0776-51-6947	-	-	018-418-2	018-418-5
	夜間		090-3291-8531					
岐阜県	昼間	消防課	058-272-1122	058-271-4119	21-670	21-679	021-400-730	021-400-725
	夜間	災害情報集約センター	058-272-1034		21-671			
岐阜市消防本部	昼間	指令課	058-262-8151	058-266-8155	-	-	021-418-2-2531	021-418-719
	夜間							
岐阜県消防防災航空隊	昼間	防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	-	-	021-650-701	021-650-719
	夜間	消防航空隊長公用携帯	090-1091-1924					

出動準備県

関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
	時間	連絡先	電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X
愛知県	昼間	消防保安課(救急・救助G)	052-954-6141	052-954-6913	23-2539	23-4613	023-600-2539	023-600-4613
	夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	23-5250	23-4695	023-600-5250	023-600-4695
名古屋市消防局	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	700-6300	700-5555	023-700-6300	023-700-5555
	夜間	指令課	052-972-3534	052-953-0119	—	—	—	—
愛知県防災航空隊	昼間	防災航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	—	—	023-200-31	023-200-11
	夜間	—	—	—	—	—	—	—
三重県	昼間	防災対策部消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	24-11	24-11(切替)	024-101-8-2108	024-101-8-2199
	夜間	—	—	—	—	—	—	—
四日市市消防本部	昼間	消防救急課	059-356-2004	059-356-2016	—	—	024-202-21	024-202-29
	夜間	—	059-356-2007	—	—	—	—	—
三重県防災航空隊	昼間	防災航空班	059-235-2555	059-235-2557	—	—	—	—
	夜間	防災対策部消防・保安課	059-224-2108	—	—	—	—	—
滋賀県	昼間	防災危機管理局	077-528-3431	077-528-6037	25-822	25-850	025-100-822	025-100-850
	夜間	無線統制室	077-528-3436	077-523-6390	25-898	—	025-100-898	—
大津市消防局	昼間	警防課	077-522-9903	077-522-9904	—	—	025-100-3-150-0	025-100-3-150-1
	夜間	通信指令課	077-522-0119	077-522-4657	—	—	—	—
滋賀県防災航空隊	昼間	防災航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	—	—	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1
	夜間	隊長公用携帯	090-6916-0678	—	—	—	—	—

出動準備

山梨県の登録隊

令和4年4月1日現在

消防本部名	陸上隊										航空隊		全合計						
	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車Ⅱ型	救助工作車Ⅲ型	津波・大規模風水害対策車	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊	特殊装備小隊	合計		航空指揮支援隊	航空小隊	航空後方支援小隊	航空隊支援車		
	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	15
																		4	4
																		10	9
																		4	4
																		8	8
																		5	5
																		6	6
																		7	7
																		3	3
																		5	5
																		0	0
																		1	1
																		1	1
																		1	1
																		70	66
合計	1	1	1	3	2	1	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	73	68

※ 重複隊

山梨県大隊の標準的な隊編成【地震・土砂・風水害】

令和4年4月1日現在

- ・ 国家的な非常災害（首都直下地震、南海トラフ地震等）以外の災害においては、統合機動部隊、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊が出動するものとする。
- ・ 土砂・風水害の出動では、第一次編成陸上隊の消防ポンプ自動車隊（※）が当該車両では出動せず、隊員のみ支援車Ⅲ型若しくは人員輸送車に乗り合わせて出動する場合がある。
- ・ 特別編成陸上隊は、国家的な非常災害（首都直下地震、南海トラフ地震等）において特別に編成を行い、出動するものとする。
- ・ 要請内容や被災地の状況等に応じて、乗り換えて出動させるなど、出動車両を柔軟に変更・調整する。
- ・ 要請内容や被災地の状況等に応じて、この表に載せていない車両・小隊を追加で出動（又は乗り換えて出動）させるなど、出動車両を柔軟に変更・調整する。

消防本部名	統合機動部隊指揮隊 指揮車	NBC災害即応部隊指揮隊 指揮車	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊 指揮車	都道府県大隊指揮隊 指揮車	消火小隊			救助小隊			救急小隊	後方支援小隊						通信支援小隊	特殊災害小隊	特殊装備小隊			隊数合計	隊員数				
					消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車Ⅱ型	救助工作車Ⅲ型	津波・大規模風水害対策車	高規格救急車	支援車Ⅰ型	支援車Ⅲ型	燃料補給車	資機材搬送車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	広報通信車	毒劇物等対応小隊 その他車両	震災対応特殊車両小隊 重機及び重機搬送車	その他の特殊装備小隊 はしご自動車			その他の特殊装備小隊 屈折はしご自動車			
統合	甲府地区消防本部	1				1				1								1	1								6	21
	小計	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	6	21	
第一次編成陸上隊	甲府地区消防本部					1								1													2	8
	都留市消防本部					1						1															2	7
	富士五湖消防本部				1											1											2	7
	大月市消防本部					1										1											2	6
	峡北消防本部					1						1															2	8
	笛吹市消防本部					1						1															2	7
	峡南消防本部					1																					1	4
	東山梨消防本部					1			1																		2	9
	上野原市消防本部					1						1															2	7
	南アルプス市消防本部					1				1																	2	9
	小計	0	0	0	1	9	0	0	2	0	0	4	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	72	
第二次編成陸上隊	甲府地区消防本部															1											2	4
	都留市消防本部																										0	0
	富士五湖消防本部										1						1										2	6
	大月市消防本部																										0	0
	峡北消防本部				1									1													2	7
	笛吹市消防本部																										0	0
	峡南消防本部								1													1					2	8
	東山梨消防本部																1										1	3
	上野原市消防本部																										0	0
	南アルプス市消防本部																										0	0
	小計	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	9	28	
合計		1	0	0	2	10	0	0	3	1	1	5	1	1	1	2	2	1	1	1	1	0	1	0	0	34	121	
特別編成陸上隊	甲府地区消防本部				1																						1	4
	都留市消防本部																										0	0
	富士五湖消防本部					1						1															2	8
	大月市消防本部																										0	0
	峡北消防本部																										0	0
	笛吹市消防本部											1															1	3
	峡南消防本部																										0	0
	東山梨消防本部																										0	0
	上野原市消防本部																										0	0
	南アルプス市消防本部																										0	0
	小計	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	
総合計		1	0	0	3	11	0	0	3	1	1	7	1	1	1	2	2	1	1	1	1	0	1	0	0	38	136	
					21			6			15																	

山梨県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】

令和4年4月1日現在

消防本部名	後方支援小隊						後方支援資機材																							
	支援車Ⅰ型	支援車Ⅲ型	燃料補給車	資機材搬送車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	隊数合計	隊員数	エアリテント	エアリテント(5m×5m)	発電発電機	コードリール(発電発電機用)	燃料携行缶(発電発電機用)	冷暖房装置	暖房機	冷房機	寝袋	簡易ベッド	簡易テント(横幕付き)	パーティション	ボールン型投光器	トイレセット	シャワーセット	浄水器セット	調理セット	テーブル	イス		
甲府地区消防本部							1	1	2																					
	小計	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府地区消防本部		1						1	3																					
富士五湖消防本部					1			1	3																					
大月市消防本部				1				1	2						1															
小計	0	1	0	1	1	0	0	3	8	0	1	1	0	0	1	0	0	8	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	1	0	1	0	1	4	10	0	1	1	0	0	1	0	0	8	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府地区消防本部			1					1	2																					
甲府地区消防本部						1		1	2	3		3	5	5		6	6	100	100	2	0	3	10	2	1	2	13	13		
富士五湖消防本部					1			1	4																					
峡北消防本部	1							1	3	3	1	3		2	1			28	13		2		5			3	5	20		
東山梨消防本部				1				1	3																					
小計	1	0	1	1	1	1	0	5	14	6	1	6	5	7	1	6	6	128	113	2	2	3	15	2	1	5	18	33		
	合計	1	1	1	2	2	1	9	24	6	2	7	5	7	2	6	6	136	121	2	4	3	15	2	1	5	18	33		
特別							0	0	0																					
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	1	2	2	1	9	24	6	2	7	5	7	2	6	6	136	121	2	4	3	15	2	1	5	18	33		

地震時等の出動等に係る取り決め

地震災害時に出動等の対象となる事象（アクションプラン適用災害は除く。）

	隊種別	災害種別					
		地震					
		最大震度 7 複数県 1 県	最大震度 6 強 (東京都特別区 6 弱) 複数県 1 県	最大震度 6 弱 (政令市等 5 強) 複数県 1 県	大津波警報		
災害発生都道府県							
第一次出動都道府県 東京都、神奈川県、長野県、静岡県	統合機動部隊	迅速出動 ※ 1	迅速出動 ※ 1	(準備)	(準備)	(準備)	
出動準備都道府県 岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	大隊	迅速出動 ※ 1	迅速出動 ※ 1	(準備)	(準備)	(準備)	
	統合機動部隊	迅速出動 ※ 1	迅速出動 ※ 1	(準備)	(準備)	(準備)	
	大隊	迅速出動 ※ 1	迅速出動 ※ 1	(準備)	(準備)	(準備)	

※ 1 地震の震央が海域の場合は、迅速出動は行わず出動準備を行う。

〈参考〉表の見方（地震災害時に出動等の対象となる事象）

・地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は、震央管轄都道府県、震央が海域の場合は、最大震度都道府県で読む。

・地震時の「複数県」・「1 県」の判断は、震度 6 弱（政令市等については 5 強）以上を観測した都道府県の数で行う。

(例 1) A 県で震度 7、E 県で震度 5 強（E 県内の政令市：震度 5 強）を観測 → 最大震度 7・複数県の上段（第一次出動都道府県大隊）の欄を確認する。

(例 2) E 県で震度 7、A 県で震度 6 強を観測 → 最大震度 7・複数県の下段（出動準備都道府県大隊）の欄を確認する。

地震時等の出動等に係る取り決め

アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種類	応援編成の区分	応援先都県	集結場所	担当消防本部	広域進出拠点	進出拠点
<p>〈首都直下地震〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合 首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応であると長官が判断した場合 	被害確認後	東京都	中央自動車道 談合坂SA	上野原市		中央自動車道 石川PA
<p>〈南海トラフ地震〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した地震の震源地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合 	被害確認後	応援先は長官が指示する	国道138号線 道の駅富士吉田	富士五湖	新東名高速道路 駿河湾沼津SA (下り線)	※消防庁が消防 応援活動調整本 部と調整の上、 決定する

集結場所

令和 4 年 4 月 1 日現在

災害発生都道府県		集結場所		担当消防本部
第一次出動	東京都	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
	神奈川県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
		国道 1 3 8 号線	道の駅 富士吉田	富士五湖消防本部
	長野県	中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
		国道 1 4 1 号線	道の駅 南きよさと	峡北消防本部
	静岡県	国道 5 2 号線	道の駅 とみざわ	峡南消防本部
		国道 1 3 9 号線	県営本栖湖駐車場	富士五湖消防本部
国道 1 3 8 号線		道の駅 富士吉田	富士五湖消防本部	
出動準備	岩手県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
	宮城県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
	茨城県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
	栃木県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
	群馬県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
		国道 1 4 0 号線	道の駅 みとみ	東山梨消防本部
		国道 1 4 1 号線	道の駅 南きよさと	峡北消防本部
	埼玉県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
		国道 1 4 0 号線	道の駅 みとみ	東山梨消防本部
	千葉県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
	新潟県	中央自動車道	談合坂 S A	上野原市消防本部
		中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
	富山県	中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
	石川県	中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
	福井県	中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
	岐阜県	中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
		中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
	愛知県	中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部
		国道 5 2 号線	道の駅 とみざわ	峡南消防本部
	三重県	国道 5 2 号線	道の駅 とみざわ	峡南消防本部
滋賀県	中央自動車道	八ヶ岳 P A	峡北消防本部	
	国道 5 2 号線	道の駅 とみざわ	峡南消防本部	

山梨県大隊無線通信運用体制

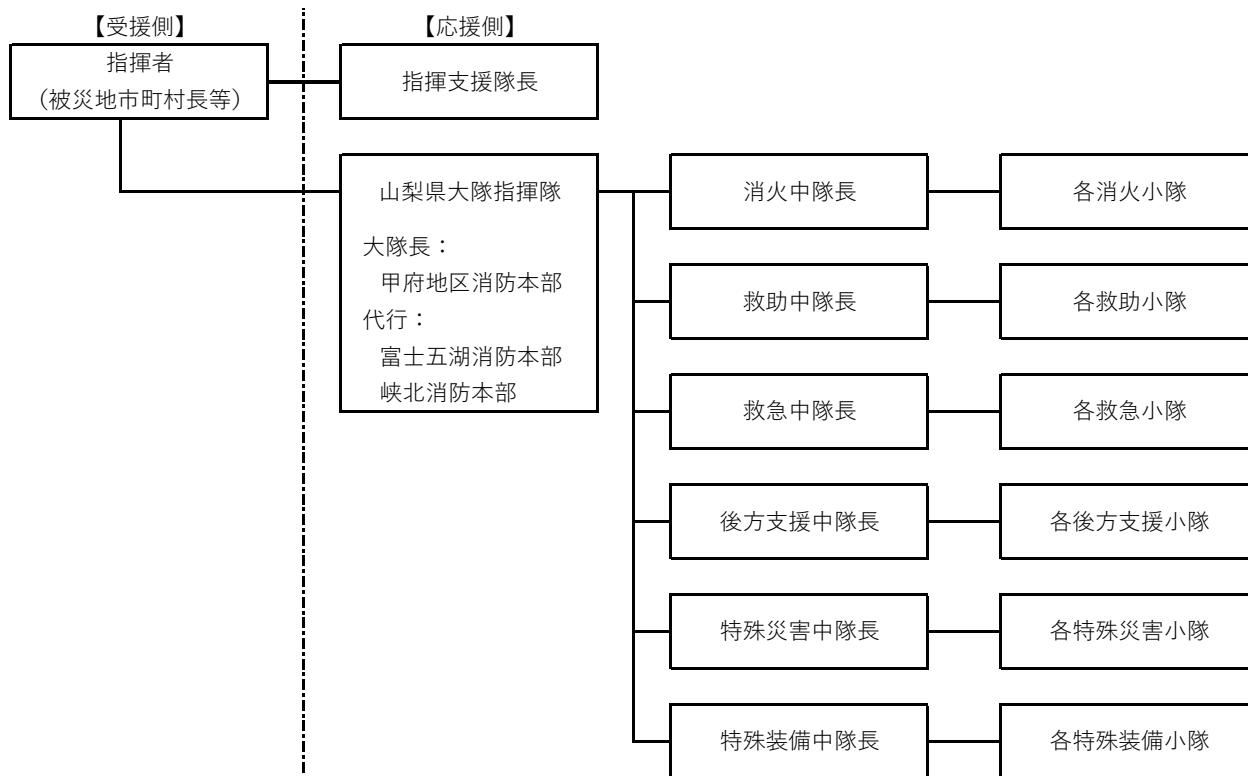
対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 応援都道府県大隊本部 応援都道府県各部隊の指揮隊	統制波 1	【無線統制】 指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから使用波を指定する。
応援都道府県各隊間	主運用波 5	【無線統制】 都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	応援都道府県は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

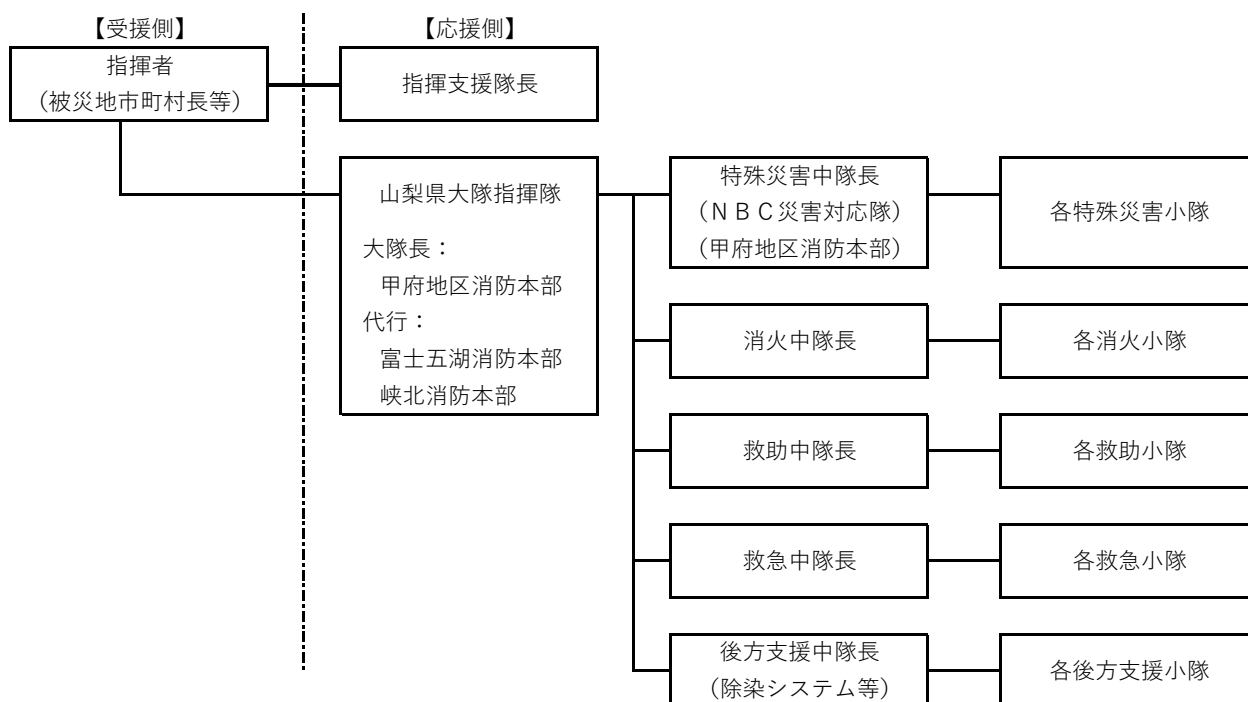
山梨県大隊・各部隊指揮体制

1 山梨県大隊

(1) 任務別による指揮体制



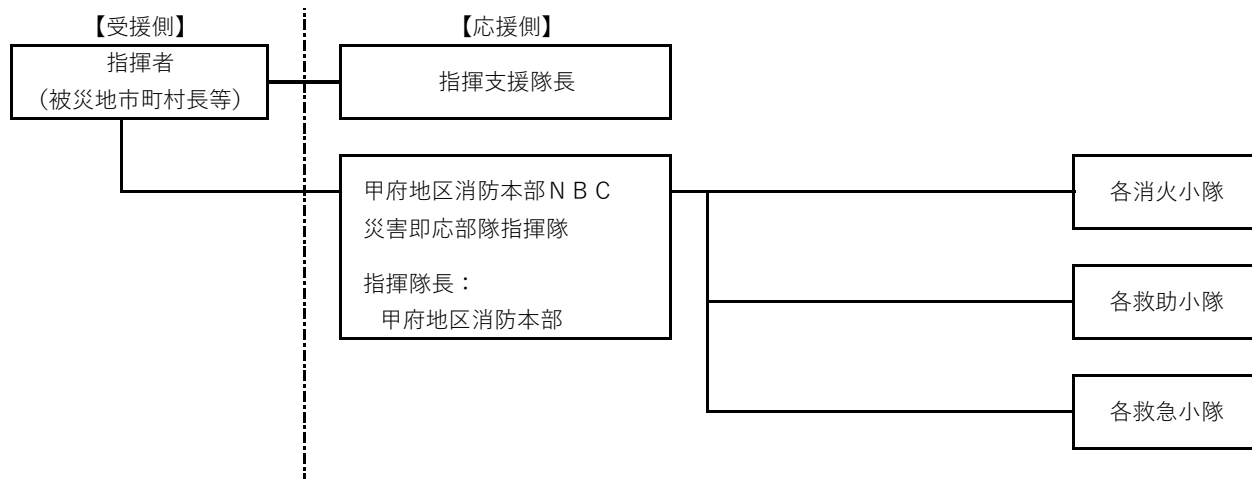
(2) NBCテロ災害 (NBC運用計画によらず、山梨県大隊を編成し、出動する場合)



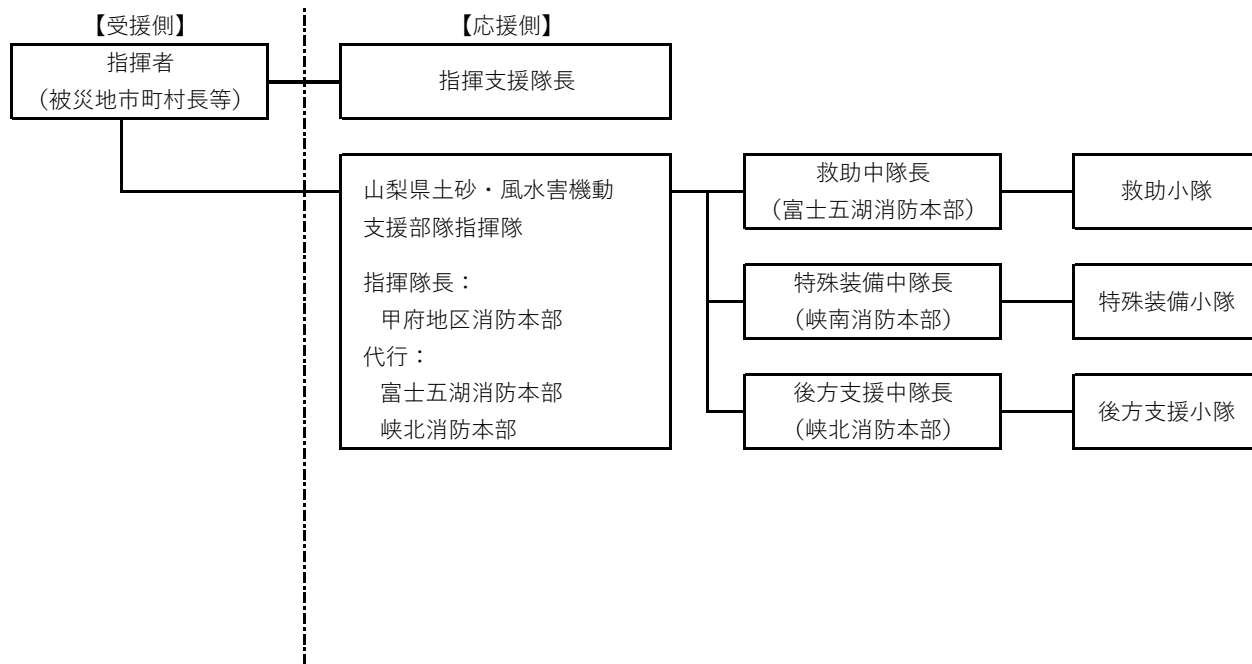
山梨県大隊・各部隊指揮体制

2 各部隊

(1) N B C 災害即応部隊



(2) 土砂・風水害機動支援部隊



(4) 山梨県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総 則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、甲府地区広域行政事務組合消防本部（以下「甲府地区消防本部」という。）とする。
- 2 代表消防機関代行は、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部（以下「富士五湖消防本部」という。）及び峡北広域行政事務組合消防本部（以下「峡北消防本部」という。）とする。なお、代行順位は、富士五湖消防本部、峡北消防本部の順とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

- 第3 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第1に定める緊急消防援助隊応援要請系統図のとおり行うものとする。
- 2 被災地の市町村長（当該市町村長から委任を受けた消防本部の消防長を含む。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- (1) 災害の概況
- (2) 出動が必要な区域や活動内容
- (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、

- これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 5 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。
 - 6 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を直ちに電話により行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。
 - 7 知事は県内で震度6強以上の揺れを観測した場合は、市町村長からの連絡を待つことなく、知事の判断で長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
 - 8 知事は県内応援隊の十分な応援が見込めない状況（大規模地震、県内広域に特別警報が発令されている状況、代表消防機関が被災している状況等）において、被災地消防本部から県内応援隊の要請があった場合は、市町村長からの連絡を待つことなく、知事の判断で長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
 - 9 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
 - 10 知事は、被災地の市町村長から応援等の要請の連絡がなくとも、県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）の意見を聴くものとする。
 - 11 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
 - 12 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
 - 13 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第5 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 噴火警報(居住区域)が発表された場合

- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の主要連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク又は主運用波等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、防災新館4階407会議室に設置するものとする。
- 3 調整本部は、「山梨県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 4 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官及び県内消防本部に速やかに連絡するものとする。

(調整本部の本部員等)

第8 調整本部の本部員は、次のとおりとする。

職 名	本部員の構成	根拠法令
(1) 本部長	山梨県知事	法第 44 条の 2 第 3 項
(2) 副本部長	山梨県防災局消防保安課長	法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号
	指揮支援部隊長	法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号
(3) 本部員	代表消防機関又は代表消防機関代 行の職員	法第 44 条の 2 第 5 項第 2 号
	被災地消防本部の職員	法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号
	山梨県防災局消防保安課の職員	法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号
	山梨県防災局消防保安課消防防災 航空隊の職員	法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号

- 2 知事は、部隊移動など調整本部に係る知事の権限に属する事務を防災局消防保安課長に委任するものとする。
- 3 調整本部の本部員は、被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応するものとする。
- 4 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

(調整本部の所掌事務等)

第 9 調整本部は、山梨県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 県災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 県災対本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 2 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
 - 3 県は、別表第3に定める調整本部設置に係る資機材等を整備しておくものとする。
 - 4 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し運営するものとする。
 - 5 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - 6 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
 - 7 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ確かな活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
 - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
 - 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
 - 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第11 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、県内で活動する指揮支援部隊を統括し、県災対本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
 - 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
 - 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
 - 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
 - 6 NBC 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 8 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 9 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮

支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第12 県内の無線通信運用体制については、別表第4-1のとおりとする。

2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第4-2のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第13 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

(2) 航空隊の活動拠点(ヘリベース)は、日本航空学園双葉滑空場(甲斐市宇津谷445-1、以下「双葉滑空場」という。)とする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊(以下、「応援都道府県大隊等」という。)の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(任務付与)

第14 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第15 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第16 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、消火栓スピンドルドライバー及びその他活動上

必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町村の消火栓スピンドルドライバーの形状は、別表第6のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(航空隊の活動拠点ヘリベース及びフォワードベース)

第17 航空隊の活動拠点ヘリベース及びフォワードベース候補地は、別表第7のとおりとする。

(宿営場所)

- 第18 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表8-1及び8-2から宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
 - 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

- 第19 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第9のとおりとする。
 - 3 航空隊の燃料補給場所は、別表第7にある活動拠点ヘリベース及びフォワードベースとする。

(燃料調達要請)

- 第20 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定に基づき次項に掲げる団体に対し要請するものとする。
- 2 『石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定』を締結している団体は、山梨県石油協同組合とする。

(重機派遣要請)

- 第21 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における資機材提供等の支援協力に関する基本協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における資機材提供等の支援協力に関する基本協定を締結している団体は、山梨県重機・建設解体工事業協同組合及び一般社団法人山梨県造園建設業協会とする。
 - 3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

- 第22 調整本部は、食糧、仮設トイレ及び医療品等の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、生活必需物資の調達に関する協定及び災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定に基づき

要請するものとする。

- 2 生活必需物資の調達に関する協定を締結している団体は、別表第10に掲げるとおりとし、災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定を締結している団体は、山梨県医薬品卸協同組合とする。

(増隊要請)

第23 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第24 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第2又は別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第25 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により山梨県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事の指示による部隊移動)

第26 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第27 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災対本部に対して、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第28 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をFAXにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

第29 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第30 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図
- (8) その他応援部隊の活動に必要と認められる事項

(災害時の体制整備)

第31 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(山梨県の受援計画の策定)

第 32 知事は、県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(航空隊の受援計画)

第33 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山梨県緊急消防援助隊航空小隊受援計画に定めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、本県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに本県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(山梨県の訓練)

第 35 山梨県は、原則年 1 回、県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

(その他)

第36 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊の受援に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成16年10月22日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年10月1日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
6	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
7	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画 第4章2(1)
8	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第4章2(2)
9	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
10	長官	消防庁長官をいう。	
11	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
13	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画 第1章第2節
14	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
15	活動拠点ヘリベース	被災地(被災地の周辺地域を含む)における航空機を用いた消防活動の拠点をいう。	運用要綱第2条(4)
16	フォワードベース(FB)	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度掃投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
17	航空指揮本部	活動拠点ヘリベースの指揮本部をいう。	運用要綱第2条(4)
18	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
19	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)

No.	用語	内容	備考
21	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
22	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
23	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
24	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
25	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
26	航空指揮支援本部	受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整、航空に係る緊急消防援助隊の安全管理、調整本部に対する報告等を行うため、航空指揮支援隊長を本部長として航空指揮本部と同一の場所に設置する本部をいう。	運用要綱第26条
27	航空指揮支援隊長	ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
28	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
29	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
30	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
31	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
32	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
33	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
34	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
35	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(18)

応援等要請時の主要連絡先

別表第2

※県内機関から県内各機関へかける場合は019を9(地上系)または916(衛星系)に変えてダイヤルする。

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
山梨県消防保安課	昼間	消防保安課	19-2538	19-2529	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	
	夜間	山梨県庁(宿直室)	-	-	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535	
山梨県航空小隊	昼間	消防防災航空隊	-	-	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416(417)	-	
	夜間	山梨県庁(宿直室)	19-2538	19-2529	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535	
(山梨県代表消防機関) 甲府地区広域行政事務組合	昼間	警防課	-	-	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213	
	夜間	指令課	-	-	055-222-1190	055-235-2119	019-433	019-433	
(山梨県代表消防機関代行) 富士五湖広域行政事務組合	昼間	警防課	-	-	0555-22-4421	0555-24-4420	019-433	019-433	
	夜間	指令課	-	-	0555-22-0119	0555-24-4420	019-415	-	
(山梨県代表消防機関代行) 峡北広域行政事務組合	昼間	消防課	-	-	0551-23-7911	0551-22-8747	019-415	-	
	夜間	指令課	-	-	0551-22-0119	0551-23-6119	-	-	
国総務省消防庁	昼間	広域応援室	90-49013	90-49033	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	
	夜間	消防庁当直室	90-49102	90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	
(東 京 支 援 部 防 隊長)	昼間	警防部警防課	-	-	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	
	夜間	警防部警防課	-	-	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-721	014-700-10-740	
横浜市消防局	昼間	警防部司令課	-	-	045-332-1351	045-332-5221	011-704-5512	011-704-952	
	夜間	警防部警防課	-	-	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5898	011-704-952	
さいたま市消防局	昼間	警防部指令課指令センター	-	-	048-833-5000	048-833-1237	014-700-10-721	014-700-10-740	
	夜間	警防課	-	-	042-751-9140	042-786-2472	014-557-9211	014-557-9200	
相模原市消防局	昼間	指令課	-	-	042-751-9111	042-751-9284	022-176-6010	022-176-6080	
	夜間	警防部警防課	-	-	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080	
静岡県消防局	昼間	警防部指令課	-	-	054-280-0120	054-280-0128	022-176-6010	022-176-6080	
	夜間	警防部指令課	-	-	054-280-0120	054-280-0128	022-176-6010	022-176-6080	

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓	消防防災無線		N T T回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	
東京消防庁 (統括指揮支援隊輸送航空小隊)	昼間	装備部航空隊	-	-	03-3521-5811	03-3522-0120	013-601-9501-5644	013-601-9501-6711	
	夜間		-	-	-	-	-	-	
埼玉情報収集	昼間	防災航空センター	11-4470-304	-	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95	
	夜間		-	-	-	-	-	-	
静岡情報収集	昼間	消防防災航空隊	-	-	054-261-4483	054-261-4761	022-137-9000	022-137-8001	
	夜間		22-21	22-26	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250	
栃木	昼間	消防防災航空隊	-	-	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01	
	夜間		-	-	090-1655-8475	-	-	-	
長野	昼間	消防防災航空センター	-	-	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-21	020-554-76	
	夜間		-	-	-	-	-	-	
横浜市消防局	昼間	警防部警防課	-	-	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-721	014-700-10-740	
	夜間		-	-	045-332-1351	045-332-5221	-	-	
川崎市消防局	昼間	消防航空隊	-	-	03-3522-0119	03-3522-0159	-	-	
	夜間		-	-	-	-	-	-	
岐阜	昼間	防災航空センター	-	-	058-385-3772	058-385-3774	021-650-701	021-650-719	
	夜間		消防航空隊長公用携帯	-	-	090-1091-1924	-	-	-
静岡市消防局	昼間	警防部航空課	-	-	054-267-3019	054-267-3022	022-176-6010	022-176-6080	
	夜間		警防部指令課	-	-	054-280-0120	054-280-0128	-	-
浜松市消防局	昼間	警防課	-	-	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080	
	夜間		情報指令課	-	-	053-475-7552	053-472-1198	-	-

第1次出動航空小隊

関係機関名	時間帯別	連絡・要語窓	消防防災無線		N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
茨城 県	昼間	防災航空隊	-	-	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450	
	夜間	防災・危機管理課(宿直担当)	08-2885	08-2898	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2880	008-100-2898	
千葉 市 消防 局	昼間	警防部警防課	-	-	043-202-1612	043-202-1654	012-101800-3111	012-101-800-3109	
	夜間	ちば消防共同指令センター	-	-	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	
新 潟 県	昼間	ヘリコプター管理事務所	-	-	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40	
	夜間		-	-	// (隊長携帯に転送)				
富 山 県	昼間	防災航空センター	-	-	076-495-3060	076-495-3066	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10	
	夜間		-	-					
石 川 県	昼間	消防防災航空隊	-	-	0761-24-8930	0761-24-8931	017-158-10	017-158-21	
	夜間	消防保安課	17-4288	17-6897	076-225-1481		017-111-4288	017-111-6743	
福 井 県	昼間	防災航空隊	-	-	0776-51-6945	0776-51-6947	018-418-2	018-418-5	
	夜間	隊長携帯転送	-	-					
福 島 県	昼間	消防防災航空センター	-	-	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10	
	夜間	携帯	-	-	090-6258-0836				
愛 知 県	昼間	愛知県防災航空隊	-	-	0568-29-3121	0568-29-3123	023-200-31	023-200-11	
	夜間		-	-					
名 古 屋 市 消防 局	昼間	名古屋市消防航空隊	-	-	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	
	夜間	指令課	-	-	052-972-3534	052-953-0119	023-700-6300	023-700-5555	
三 重 県	昼間	防災航空班	-	-	059-235-2555	059-235-2557	-	-	
	夜間	防災対策部消防・保安課	-	-	059-224-2108				
京 都 市 消防 局	昼間	消防航空隊	-	-	075-621-1834	075-621-1683			
	夜間		-	-					
大 阪 市 消防 局	昼間	消防航空隊	-	-	072-992-4900	072-991-0119	027-400-1-701	027-400-5	
	夜間	警防部司令課(指令情報センター)	-	-	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5	

出動準備航空小隊

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
茨城県	昼間	消防安全課	08-2896		029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	
	夜間	防災・危機管理課(宿直担当)	08-2885		029-301-2885	029-301-2898	008-100-2880	008-100-2898	
栃木県	昼間	消防防災課	09-7501		028-623-2132	028-623-2146	009-500-2132	009-500-2146	
	夜間								
(東海地震第二次応援)群馬県	昼間	消防保安課	10-351		027-226-2250	027-221-0158	010-3001-2250	010-3001-4453	
	夜間								
(東海地震第一次応援)埼玉県	昼間	消防防災課	11-6-8171		048-830-8171	048-830-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159	
	夜間	システム管理室	11-6-8111		048-830-8111	048-830-8119	011-200-6-8111	011-200-6-8119	
千葉県	昼間	防災危機管理部危機管理課	500-7320		043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	
	夜間	情報通信管理室	500-7225		043-223-2178	043-222-5219			
東京都	昼間	防災対策課	13-70671		03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	
	夜間	夜間防災連絡室	13-70349		03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	
神奈川県	昼間	消防保安課	14-9722		045-210-3436	045-210-8829	014-400-9722	014-400-9734	
	夜間	指令情報室			045-210-3456	045-201-6409			
長野県	昼間	消防課	20-212		026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	
	夜間	危機管理部当直							
静岡県	昼間	危機管理部 消防保安課	22-32		054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	
	夜間	県庁防災当直	22-21		054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072		

関東ブロック都県主幹課

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓	消防防災無線		N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
(茨城県代表消防機関) 水戸市消防本部	昼間	消防救助課	-	-	029-221-0124	029-224-1139	008-510-8400	008-510-8450	
	夜間		-	-	029-221-0111	029-221-0147			
(栃木県代表消防機関) 宇都宮市消防局	昼間	警防課	651-02	651-01	028-625-3007	028-625-5509	009-651-02	009-651-01	
	夜間				028-625-5599	028-625-3001			
(群馬県代表消防機関) 前橋市消防局	昼間	警防課	-	-	027-220-4511	027-220-4527	010-701-1351	010-701-1390	
	夜間				027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490	
(埼玉県代表消防機関) さいたま市消防局	昼間	警防課	-	-	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-952	
	夜間				048-833-5000	048-833-1237	011-704-5898		
(千葉県代表消防機関) 千葉市消防局	昼間	警防部警防課	-	-	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	
	夜間				043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	
(東京都代表消防機関) 東京都消防庁	昼間	警防課	-	-	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	
	夜間								
(神奈川県代表消防機関) 横浜市消防局	昼間	警防部警防課	-	-	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-721	014-700-10-740	
	夜間				045-332-1351	045-331-5221			
(長野県代表消防機関) 長野市消防局	昼間	警防課	-	-	026-227-8002	026-226-8461	020-202-8-124	020-202-76	
	夜間				026-226-0119	026-228-6398	020-202-8-168		
(静岡県代表消防機関) 静岡市消防局	昼間	警防部警防課	-	-	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080	
	夜間				054-280-0120	054-280-0128			
東京都	昼間	防災対策課	13-70671	13-70013	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	
	夜間				13-70349	13-70023	03-5320-2459	03-5388-1958	013-100-70349
神奈川県	昼間	消防保安課	14-9722	14-9734	045-210-3436	045-210-8829	014-400-9722	014-400-9734	
	夜間				045-210-3456	045-201-6409			
長野県	昼間	消防課	20-211	20-241	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	
	夜間								
静岡県	昼間	危機管理部消防保安課	22-32	22-26	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	
	夜間				22-21	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓	消防防災無線		N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
茨城	昼間	消防安全課	08-2896	-	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	
	夜間	防災・危機管理課	08-2885	08-2898	029-301-2885	029-3-1-2898	008-100-2880	008-100-2898	
栃木	昼間	消防防災課	09-7501	09-7506	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2132	009-500-2146	
	夜間								
群馬	昼間	消防保安課	10-351	10-310	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	
	夜間								
埼玉	昼間	消防課	11-6-8171	11-6-8159	048-830-8171	048-830-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159	
	夜間	システム管理室	11-6-8111	11-6-8119	048-830-8111	048-830-8119	011-200-6-8111	011-200-6-8119	
千葉	昼間	防災危機管理部危機管理課	500-7320	500-7298	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	
	夜間	情報通信管理室	500-7225	500-7110	043-223-2178	043-222-5219			
新潟	昼間	消防課	15-11	15-11	025-282-1664	025-282-1667	015-401-20-6442	015-401-20-6497	
	夜間	警備員室	(警備員室連絡後) "	(警備員室連絡後) "	025-285-5511	025-282-1667	(警備員室連絡後) "	(警備員室連絡後) "	
富山	昼間	消防課			076-444-3188	076-432-0657	016-111-3364	016-111-2827	
	夜間	宿直室			076-444-3187		016-111-3363		
石川	昼間	危機管理監室消防保安課	17-4288	17-6897	076-225-1481	076-225-1484	017-111-4288	017-111-6743	
	夜間								
福岡	昼間	危機対策・防災課	18-111	18-113	0776-20-0310	0776-22-7617	018-111-61-2174	018-111-61-2189	
	夜間	夜間線用電話			0776-20-0742		018-111-61-2186		
岐阜	昼間	消防課	21-670	21-679	058-272-1122	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	
	休日・夜間	災害情報集約センター	21-671		058-272-1034				
愛知	昼間	消防保安課	23-2539	23-4649	052-954-6141	052-954-6994	023-600-2539	023-600-4649	
	夜間	宿日直室	23-5250	23-4695	052-954-6844	052-954-6995	023-600-5250	023-600-4695	
三重	昼間	消防・保安課	24-11	24-11	059-224-2108	059-224-2199	024-101-8-2108	024-101-8-2199	
	夜間								

出動準備都道府県隊

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓	消防防災無線		N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	
甲府市	昼間 夜間	危機管理室 防災企画課	-	-	055-222-4119	055-222-7583	019-201	019-201	
富士吉田市	昼間 夜間	安全対策課防災担当	-	-	0555-22-9070	0555-22-1030	019-202	019-202	
都留市	昼間 夜間	総務部総務課危機管理担当	-	-	0554-43-1111 0554-46-0111	0554-45-1119	019-204	019-204	
山梨市	昼間 夜間	総務課危機管理対策担当	-	-	0553-20-1211	0553-23-2800	019-205	019-205	
大月市	昼間 夜間	総務管理課法制防災担当	-	-	0554-23-8008	0554-23-1216	019-206	019-206	
韭崎市	昼間 夜間	総務課防災交通担当	-	-	0551-22-1111	0551-22-8479	019-207	019-207	
南アールズ市	昼間 夜間	防災危機管理課防災担当	-	-	055-282-6494	055-282-1112	019-390	019-390	
北杜市	昼間 夜間	総務部地域課消防防災担当	-	-	0551-42-1323	0551-42-1122	019-403	019-403	
甲斐市	昼間 夜間	総務部防災危機管理課 消防犯係	-	-	055-278-1676	055-276-7215	019-381	019-381	
笛吹市	昼間 夜間	総務部防災危機管理課 消防防災担当	-	-	055-261-2021	055-262-4115	019-321	019-321	
上野原市	昼間 夜間	総務部総務課行政防災担当	-	-	0554-62-3111	0554-62-5333	019-441	019-441	
甲州市	昼間 夜間	総務課行政・防災担当	-	-	0553-32-5041	0553-32-1818	019-203	019-203	
中井市	昼間 夜間	総務部危機管理室危機管理担当	-	-	055-274-8519	055-274-7130	019-385	019-385	

市町村

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災無線		N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
市川三郷町	昼間 夜間	防災課防災防犯係	-	-	055-272-1175	055-272-2525	019-343	019-343	
早川町	昼間 夜間	庶務課防災担当	-	-	0556-45-2511	0556-20-5000	019-364	019-364	
身延町	昼間 夜間	交通防災課交通防災担当	-	-	0556-42-4809	0556-42-2127	019-363	019-363	
南部町	昼間 夜間	交通防災課交通防災係	-	-	0556-66-3417	0556-66-2190	019-367	019-367	
富士川町	昼間 夜間	防災課	-	-	0556-22-7218	0556-22-3177	019-361	019-361	
昭和町	昼間 夜間	企画財政課	-	-	055-275-8154	055-275-2109	019-384	019-384	
道志村	昼間 夜間	総務課	-	-	0554-52-2111	0554-52-2572	019-422	019-422	
西桂町	昼間 夜間	総務課総務係	-	-	0555-25-2121	0555-20-2015	019-423	019-423	
忍野村	昼間 夜間	総務課	-	-	0555-84-7791	0555-84-3717	019-424	019-424	
山中湖村	昼間 夜間	総務課防災係	-	-	0555-62-1111	0555-62-3088	019-425	019-425	
鳴沢村	昼間 夜間	総務課総務・消防防災係	-	-	0555-85-2311	0555-85-2461	019-429	019-429	
富士河口湖町	昼間 夜間	地域防災課防災係	-	-	0555-72-1170	0555-72-0969	019-426	019-426	
小菅村	昼間 夜間	総務課消防事務担当	-	-	0428-87-0111	0428-87-0933	019-442	019-442	
丹波山村	昼間 夜間	総務企画課	-	-	0428-88-0211	0428-88-0207	019-443	019-443	

市町村

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災無線		N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
甲府地区広域行政事務組合 消防本部	昼間	警防課	-	-	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213	
	夜間	指令課	-	-	055-222-1190	055-235-2119			
都留市消防本部	昼間	消防課	-	-	0554-43-2341	0554-45-1199	019-434	019-434	
	夜間	都留市消防署	-	-	0554-43-1119	0554-45-1091			
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	昼間	警防課	-	-	0555-22-4421	0555-24-4420	019-433	019-433	
	夜間	指令課	-	-	0555-22-0119	0555-24-4420			
大月市消防本部	昼間	消防課	-	-	0554-30-0119	0554-23-0119	019-444	019-444	
	夜間	消防署	-	-	0554-22-0119	0554-22-0599			
峡北広域行政事務組合 消防本部	昼間	消防課	-	-	0551-23-7911	0551-22-8747	019-415	019-415	
	夜間	指令課	-	-	0551-22-0119	0551-23-6119			
笛吹市消防本部	昼間	消防課	-	-	055-262-8540	055-262-8535	019-330	019-330	
	夜間	指令課	-	-	055-261-0119	055-262-0005			
峡南広域行政組合消防本部	昼間	警防課	-	-	055-272-7612	055-272-0655	019-346	019-346	
	夜間	通信指令課	-	-	055-272-1919	055-272-5604			
東山梨行政事務組合 消防本部	昼間	消防課	-	-	0553-32-5022	0553-32-3240	019-307	019-307	
	夜間	指令課	-	-	0553-32-0119	0553-32-4302			
上野原市消防本部	昼間	消防総務課	-	-	0554-62-4112	0554-63-4119	019-445	019-445	
	夜間	上野原市消防署(指令)	-	-	0554-62-4111	0554-62-5119			
南アプルス市消防本部	昼間	消防課	-	-	055-282-7214	055-282-6495	019-394	019-394	
	夜間	指令課	-	-	055-283-0119	055-284-6071			

東海地震におけるアクションプランによる応援要請時の主要連絡先

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災無線		NTT回線			地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X		
県・県代表消防本部等	山梨県消防安局課	昼間	19-2538	19-2529	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2529		
	山梨県消防安局課	夜間				055-223-1858				
	山梨県航空小隊	昼間	-	-	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416(417)	-		
	山梨県航空小隊	夜間	19-2538	19-2529	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535		
	(山梨県代表消防機関) 甲府地区広域行政事務組合消防本部	昼間	-	-	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213		
	(山梨県代表消防機関) 富士五湖広域行政事務組合消防本部	夜間	-	-	055-222-1190	055-235-2119				
	(山梨県代表消防機関) 富士五湖広域行政事務組合消防本部	昼間	-	-	0555-22-4421	0555-24-4420	019-433	019-433		
	(山梨県代表消防機関) 富士五湖広域行政事務組合消防本部	夜間	-	-	0555-22-0119	0555-24-4420				
	(山梨県代表消防機関) 峡北広域行政事務組合消防本部	昼間	-	-	0551-23-7911	0551-22-8747				
	(山梨県代表消防機関) 峡北広域行政事務組合消防本部	夜間	-	-	0551-22-0119	0551-23-6119	019-415	-		
国	総務省消防庁	昼間	90-49013	90-49033	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033		
	消防庁	夜間	90-49102	90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036		
指揮支援隊										
部隊長	(指揮支援部消防局長) 仙台市消防局	昼間	-	-	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2320	004-621-2319		
		夜間	-	-		022-234-2364	004-621-2350	004-621-2339		
第一次応援指揮支援隊	さいたま市消防局	昼間	-	-	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-952		
		夜間	-	-	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5898			
川崎市消防局	川崎市消防局	昼間	-	-	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499		
		夜間	-	-	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4		
相模原市消防局	相模原市消防局	昼間	-	-	042-751-9140	042-786-2472	014-557-9211	014-557-9200		
		夜間	-	-	042-751-9111	042-751-9284				
新潟市消防局	新潟市消防局	昼間	-	-	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049		
		夜間	-	-	025-288-3270	025-288-3275	015-492-2074	015-492-2079		
京都市消防局	京都市消防局	昼間	-	-	075-212-6727	075-212-6748	026-100-6727	026-100-6748		
		夜間	-	-	075-212-6700	075-212-1190	026-100-6700	026-100-5174		

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
札幌市消防局	昼間	消防救助課	-	-	011-215-2060	011-271-0610	001-235-3-2060	001-235-4-3070	
	夜間	司令課	-	-	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080	
大阪市消防局	昼間	警防部警防課	-	-	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5	
	夜間	警防部指令課(指令情報センター)	-	-	06-4393-4888	06-4393-4060	027-400-3		
堺市消防局	昼間	警防課			072-238-6047	072-238-7791	027-444-5-5214	027-444-19	
	夜間	通信指令室			072-238-0083	072-233-7473	027-444-5-5332		
神戸市消防局	昼間	警防課			078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62	
	夜間	司令課			078-333-0119	078-325-8529			
岡山市消防局	昼間	警防部警防課			086-234-9979	086-234-1059	033-101-6230-203	033-101-6230-038	
	夜間	警防部情報指令課			086-253-9978	086-253-9984	033-101-6230-200	033-101-6230-039	
広島市消防局	昼間	警防課			082-546-3451	082-249-1160	034-701-71311	034-701-71339	
	夜間	警防課指令係			082-546-3456	082-542-1007	034-701-71391	034-701-71369	
北九州市消防局	昼間	警防部警防課	78-100-71	78-100-75	093-582-3817	093-592-6898	040-700-78-100-71	040-700-78-100-72	
	夜間	警防部指令課			093-582-3811	093-592-6805			
福岡市消防局	昼間	警防課	78-130-71	78-130-75	092-725-6551	092-791-2420	040-700-78-130-71	040-700-78-130-75	
	夜間	災害救急指令センター			092-725-6595	092-735-1074	040-700-78-130-70		
熊本市消防局	昼間	警防課	-	-	096-363-7174	096-363-2044	043-340-0	043-340-2	
	夜間	情報指令課	-	-	096-363-7181	096-366-6679			
第一次応援指揮支援隊									
第三次応援指揮支援隊									

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
航空小隊									
仙臺市 消防支隊(部長兼輸送航空小隊長)	昼間	消防航空隊	-	-	0223-23-7850	0223-23-7848	004-621-2371	004-621-2379	
青森県	昼間	消防航空センター	-	-	017-729-0355	017-729-0377	002-801-810-1-5451		
宮城県	夜間	防災ヘリコプター管理事務所	-	-	0223-24-0741	0223-24-0872	イリジウム衛星携帯 001-010-8816-234-12557(8)	-	
山形県	昼間	航空隊長携帯	-	-	090-6787-6588				
	夜間	消防防災航空隊	-	-	0237-47-3275	0237-47-3277	006-800-8011	006-800-8013	
福島県	昼間	緊急連絡用携帯	-	-	090-1494-1816				
	夜間	消防防災航空センター	-	-	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10	
茨城県	昼間	隊長用携帯	-	-	090-6258-0836				
	夜間	消防航空隊	-	-	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450	
埼玉県	昼間	防災・危機管理課(宿直担当)	08-2885	08-2888	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	
埼玉県	夜間	消防航空隊	11-4470-304	-	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95	
川崎市	昼間	警防部警防課	-	-	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499	
	夜間	警防部指令課	-	-	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4	
新潟県	昼間	ヘリコプター管理事務所	-	-	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40	
	夜間		-	-	〃(隊長携帯に転送)				
岐阜県	昼間	消防航空センター	-	-	058-385-3772	058-385-3774	021-650-701	021-650-719	
	夜間	消防航空隊長公用携帯	-	-	090-1091-1924				
福井県	昼間	防災航空事務所	-	-	0776-51-6945	0776-51-6947	018-418-2	018-418-5	
	夜間		-	-	090-3291-8531				
滋賀県	昼間	消防航空隊	-	-	0748-52-6677	0748-52-6679	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1	-
	夜間	隊長公用携帯	-	-	090-6919-0678	-	-	-	
京都市消防局	昼間	消防航空隊	-	-	075-621-1834	075-621-1683			
	夜間		-	-					
大阪市消防局	昼間	消防航空隊	-	-	072-992-4900	072-991-0119	027-400-1-701	-	
	夜間	警防部司令課(指令情報センター)	-	-	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5	
奈良県	昼間	消防航空隊	-	-	0742-81-0399	0742-81-5119			
	夜間	宿直直室	29-9071	29-9210	0742-27-8944	0742-23-9244	029-111-9071	029-111-9210	

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
札幌市消防局	昼間	消防救助課	-	-	0133-62-4119	011-271-0632			
	夜間	指令課	-	-	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080	
岩手県	昼間	防災航空センター	-	-	0198-26-5251	0198-26-5256	003-592-1	003-592-9	
	夜間	隊長公用携帯	-	-	090-6853-4083				
栃木県	昼間	消防防災航空隊	-	-	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01	
	夜間	隊長用携帯	-	-	090-1655-8475		-	-	
石川県	昼間	消防防災航空隊	-	-	0761-24-8930	0761-24-8931	017-158-10	017-158-21	
	夜間	消防保安課	17-4288	17-6897	076-225-1481		017-111-4288	017-111-6743	
兵庫県	昼間	消防防災航空隊	-	-	078-303-1192	078-302-8119	028-751-408	028-751-407	
	夜間	宿日直	-	-	078-362-9900	078-362-9911	028-151-5361	028-151-6380	
神戸市	昼間	航空機動隊	-	-	078-303-1192	078-302-8119	028-751-408	028-751-407	
	夜間	司令課	-	-	078-333-0119	078-325-8529			
岡山県	昼間	防災防災航空センター	-	-	086-250-0330	086-294-7885	-	-	
	夜間	緊急回線(夜間転送)	-	-	086-250-5119				
岡山市	昼間	警防部警防課航空隊	-	-	086-261-0119	086-261-1190	-	-	
	夜間	警防部情報指令課	-	-	086-253-9978	086-253-9984	033-101-6230-200	033-101-6230-039	
広島県	昼間	防災航空隊	34-89	34-84	0848-86-8931	0848-86-8933	034-805-201	034-805-117	
	夜間	危機管理連絡員	-	-	082-511-6720	082-227-2122	034-101-2786	034-101-119	
広島市	昼間	消防航空隊	-	-	082-546-3454	082-546-3455	034-701-79341	034-701-79349	
	夜間	警防課指令係	-	-	082-546-3456	082-542-1007	034-701-71391	034-701-71369	
鳥根県	昼間	防災航空隊	-	-	0853-72-7661	0853-72-7671	032-335-211	032-335-230	
	夜間	宿直	-	-					
山口県	昼間	消防防災航空センター	-	-	0836-37-6422	0836-37-6423	035-264	-	
	夜間		-	-					
鹿児島県	昼間	防災航空センター	-	-	0993-73-2881	0993-73-2882			
	夜間	所長/消防保安課	-	-	090-6415-8084/099-286-2238				
北九州	昼間	警防部警防課	78-100-71	78-100-75	093-582-3817	093-582-6898	040-700-78-100-71	040-700-78-100-72	
	夜間	警防部指令課	-	-	093-582-3811	093-582-6805			
福岡市	昼間	消防隊	78-130-70	78-130-75	092-725-6551	092-791-2420	040-700-78-130-71	040-700-78-130-71	
	夜間	消防航空隊	-	-	092-605-6630	092-608-3122	040-700-78-130-7121	040-700-78-130-75	
熊本県	昼間	災害救急指令センター	-	-	092-725-6595	092-735-1074	040-700-78-130-70		
	夜間	防災消防航空センター	43-7008	43-7001	096-279-1571	096-279-1573	043-300-334-78	043-300-334-2	
		防災センター(県庁消防G)	-	-	096-213-1000	096-213-1001	043-300-8-3454	043-300-7001	

第二次応援航空小隊

第三次応援航空小隊

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
都道府県大隊									
茨城県	昼間	消防安全課	08-2896	-	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	
	夜間	防災・危機管理課	08-2885	08-2898	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	
栃木県	昼間	消防防災課	09-7501	09-7506	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2132	009-500-2146	
	夜間								
北海道	昼間	危機対策課	01-11	01-11	011-204-5009	011-231-4314	001-210-22-578	001-210-22-729	
	夜間								
青森県	昼間	消防保安課	02-221	02-229	017-734-9087	017-722-4867	002-801-810-1-4132	002-801-6021	
	夜間								
岩手県	昼間	総合防災室	03-17	03-40	019-629-5556	019-651-2175	003-111-22-5556	003-111-22-5174	
	夜間								
宮城県	昼間	消防課	04-8-2374	04-8-2398	022-211-2374	022-211-2398	004-220-8-2374	004-220-8-2398	
	夜間	防災センター	04-8-2140	04-8-2120	022-211-2140	022-211-2140	004-220-8-2140		
秋田県	昼間	総合防災課	05-11	05-52	018-860-4565	018-824-1190	005-100-100569	005-100-100600	
	夜間								
山形県	昼間	消防救急課	06-511	06-500	023-630-2226	023-633-4711	006-800-1205	006-800-1500	
	夜間	宿直室			023-630-2754				
福島県	昼間	消防保安課	07-61	07-60	024-521-7190	024-521-9829	007-200-2631	007-200-5625	
	夜間	担当携帯			080-6028-8970				
神奈川県	昼間	消防保安課	14-9722	14-9734	045-210-3436	045-210-8829	014-400-9722	014-400-9734	
	夜間	指令情報室			045-210-3456	045-201-6409			
新潟県	昼間	消防課	15-11	15-11	025-282-1664	025-282-1667	015-401-20-6442	015-401-20-6497	
	夜間	警備員室	(警備員室連絡後)〃	(警備員室連絡後)〃	025-285-5511		(警備員室連絡後)〃	(警備員室連絡後)〃	
石川県	昼間	消防保安課	17-4288	17-6897	076-225-1481	076-225-1484	017-111-4288	017-111-6743	
	夜間								
長野県	昼間	消防課	20-212	20-241	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	
	夜間								
岐阜県	昼間	消防課	21-670	21-679	058-272-1122	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	
	休日・夜間	災害情報集約センター	21-671		058-272-1034				

第一次応援都道府県大隊

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
京都府	昼間	消防保安課	26-11	26-13	075-414-4471	075-414-4477	026-700-8110	026-700-8102	
	夜間	消防保安課	200-4868	220-8821	06-6944-6458	06-6944-6654	027-200-200-4874	027-200-200-6654	
大阪府	昼間	消防保安課	200-8921		06-6944-6021		027-200-200-6021		
	夜間	危機管理室当直室							
兵庫	昼間	消防課	28-20	28-40	078-362-9873	078-362-9915	028-151-3413	028-151-6384	
	夜間	宿日直	28-80-30		078-362-9900	078-362-9911	028-151-5361	028-151-6380	
鳥取	昼間	消防防災課	17-5200-121	17-5200-129	0857-26-7062	0857-26-8139	031-200-7062	031-200-8139	
	夜間	防災待機室	17-5200-121		0857-26-7064	0857-26-8137			
鳥根	昼間	消防総務課	32-2-5884	32-2-5930	0852-22-5884	0852-22-5930	032-300-2-5884	032-300-2-5930	
	夜間	宿直	32-2-5885		0852-22-5885		032-300-2-5885		
岡山	昼間	消防保安課	33-2514	33-5731	086-226-7295	086-225-4659	033-101-2514	033-101-5730	
	夜間	防災・危機管理センター	33-4270	33-5726	086-226-7372	086-226-0091	033-101-5456	033-101-5726	
広島	昼間	消防保安課	34-89	34-84	082-513-2778	082-227-2122	034-101-2778	034-101-119	
	夜間	消防保安課							
山口	昼間	総務部消防保安課	35-72399	35-72408	083-933-2399	083-933-2408	035-201-2399	035-201-2408	
	夜間	防災危機管理当直	35-72390		083-933-2390		035-201-2390		
福岡	昼間	消防防災指導課	40-7025	40-7399	092-643-3111	092-643-3117	040-700-2492	040-700-7390	
	夜間	宿直室	40-7027		092-641-4734		040-700-2497		
佐賀	昼間	消防防災課	41-721	41-728	0952-25-7026	0952-25-7262	041-200-1368	041-200-4510	
	夜間	当直室	41-708	41-7805	0952-24-2111		041-200-708	041-200-7805	
長崎	昼間	消防保安室	42-7226	42-7228	095-895-2146	095-821-9202	042-111-8-2146	042-111-7228	
	夜間	防災室	42-7222	42-7339	095-894-3731	095-823-1629	042-111-8-3731	042-111-7339	
熊本	昼間	消防保安課	43-7504	43-7610	096-333-2116	096-383-1503	043-300-8-3427	043-300-7001	
	夜間	防災センター	43-7008	43-7001	096-213-1000	096-213-1001	043-300-8-3454	043-300-7001	
鹿児島	昼間	消防保安課	46-9821	46-9833	099-286-2259	099-286-5521	046-311-7-2259	046-311-7-5521	
	夜間	消防保安課							
沖縄	昼間	防災危機管理課	47-71-2090	47-72-4819	098-866-2143	098-866-3204	047-200-71-2090	047-200-72-4819	
	夜間	防災危機管理課	47-1221						

第二次応援都道府県大隊

第三次応援都道府県大隊

消防応援活動調整本部設置に係る資器材(必要予定数量)

○調整本部設置場所

県庁防災新館4階407会議室

	資器材名	規格等	数量	備考
1	電話		5台	※1
2	テレビ		1台	
3	モニター	46インチモニター	1台	
4	パソコン		5台	
5	ホワイトボード		4台	
6	衛星携帯電話		1台	局長室に配備
7	FAX		2台	
8	コピー機兼用プリンター		2台	災害対策本部に配備(無線LAN)
9	スクリーン		1台	
10	プロジェクター		1台	
11	事務用品		1式	
12	地図		1式	
13	連絡様式		1式	
14	受援計画		人数分	
※1 消防指導(055-223-1430)の外線電話も転送する。*286940(解除は*27)				

○消防応援活動調整本部の人員 最大30名強を想定

- ・指揮支援部隊長(東京消防庁)1名外同部隊職員2名
- ・総務省消防庁職員1名
- ・代表消防機関職員2名
- ・被災地消防本部職員 最大18名(2名×9消防本部)
- ・消防保安課職員7名
- ・消防防災航空隊職員1名

山梨県内の無線通信運用体制

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	県防災行政無線	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
県内応援隊各隊間	主運用波5 ※自県に割り当てられた主運用波	【無線統制】県内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

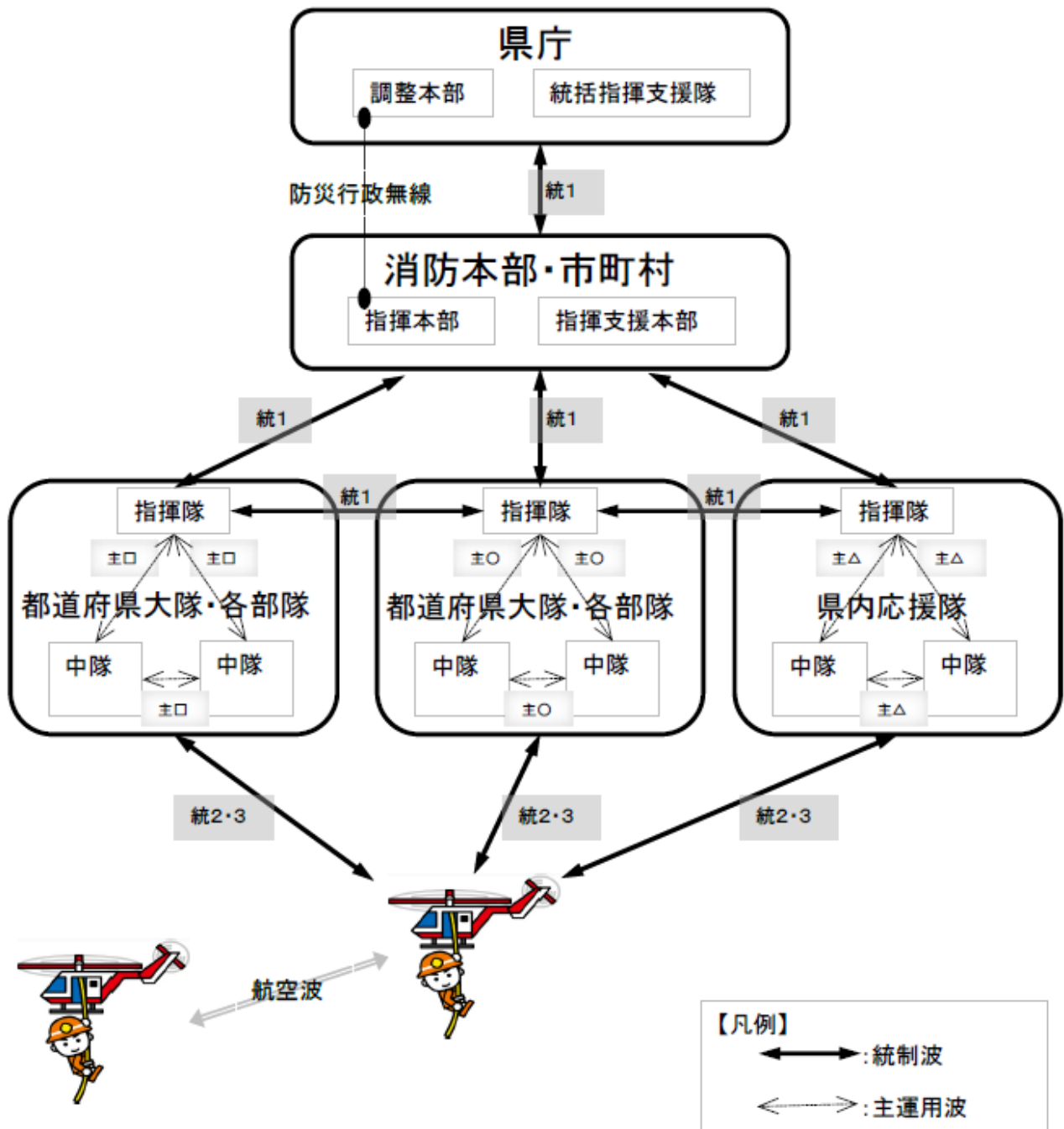
※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

2 都道府県内消防本部 署活動用無線周波数一覧（実際に使用している周波数のみ記載）

消防本部名	周波数名称																
	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
甲府地区消防本部	○									○			○				

※ 指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

無線運用イメージ図



消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

消防本部名	基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能		備考
						直接接続の可否	指令センター経由での接続 指令センター名称 連絡先	
甲府地区消防本部	基地局 甲府市伊勢三丁目8番23号 N 35度 38分 32秒 E 138度 33分 58秒	20W (北方 向) 10W + 南方向 10W)	受信:3波同時 送信:3波同時	常時起動	甲府地区消防本部 高機能消防指令センター 065-222-1190 消防本部直営 065-222-1196	○	甲府地区消防本部 高機能消防指令センター 065-222-1190	
都留市消防本部	都留消防基地局 都留市上谷二丁目2番9号 N 35度 33分 3.37秒 E 138度 54分 25.12秒 蓮志局 都留郡蓮志町6254番地1 N 35度 31分 43.54秒 E 139度 2分 1.95秒	10W	受信:切替方式 送信:切替方式	移動局からの通信を受信し かつ3秒から5秒以内に基地局で 応答した場合のみ起動	山梨県東部消防指令センター 都留市消防本部 0654-45-0119 蓮志出張所 0654-43-1119 大月市消防本部 0654-52-1119 上野原市消防本部 0654-22-0119 0654-62-4112	×	山梨県東部消防指令センター 0654-45-0119	
富士五湖消防本部	富士五湖消防本部基地局 名称 ふじごころぼう 富士 吉田市下吉田6-2-6 N 35度29分12.12秒 E 138度48分30.89秒 大月市消防本部基地局 大月市大月町花咲1608番地19 N35度36分28秒 E138度56分00秒	10W	受信:切替方式 送信:切替方式	移動局からの通信に5秒以内に 応答後起動	富士五湖消防指令センター 0655-22-0119	○	富士五湖消防指令センター 0655-22-0119	山間部等で一部不感地域 あり
大月市消防本部	桂台基地局 大月市桂台1090番地19 N35度36分41秒 E138度58分16秒 小菅出張所基地局 北都留郡小菅村4667番地 N35度45分37秒 E138度56分24秒 丹波山出張所基地局 北都留郡丹波山村890番地 N35度47分23秒 E138度55分20秒 ふえふきしよぼう基地局	10W	受信:切替方式 送信:切替方式	移動局からの通信を受信し かつ3秒から5秒以内に基地局で 応答した場合のみ起動	山梨県東部消防指令センター 0654-45-0119 都留市消防本部 0654-43-1119 大月市消防本部 0654-22-0119 上野原市消防本部 0654-62-4112	×	山梨県東部消防指令センター 0654-45-0119	
笛吹市消防本部	ふえふきしよぼう基地局 笛吹市石和町下平井204 N 138度38分52秒 E 35度38分45秒 ふえふきしよぼうあしがわ基地局 笛吹市芦川町中芦川1077 N 138度39分57秒 E 35度33分11秒	10W 5W	受信:3波同時 送信:切替方式	常時起動	なし	○	笛吹市消防本部指令課 0655-261-0119	山間部等で一部不感地域 あり

陸上隊進出拠点

受入方面	到達ルート	名称・所在地	管理者	目標物	面積 (㎡)	車両駐車 台数	管轄消防本部
長野方面 (諏訪方面)	中央自動車道 上り	ハヶ岳PA 北杜市長坂町大八田	中日本高速 道路(株)	県境から8Km	14,400	大型 32 小型 40	峡北
	中央自動車道 上り	双葉SA 甲斐市龍地	中日本高速 道路(株)	県境から36Km		大型 50 小型 216	峡北
	中央自動車道 上り	境川PA 笛吹市境川町藤壘	中日本高速 道路(株)	県境から46Km		大型 42 小型 33	甲府
	中央自動車道 上り	釈迦堂PA 甲州市勝沼町藤井	中日本高速 道路(株)	県境から57Km		大型 13 小型 50	笛吹
	中央自動車道 上り	初狩PA 大月市初狩町下初狩	中日本高速 道路(株)	県境から75Km	3,090	大型 10 小型 22	大月
	国道20号線	北杜市白州体育館駐車場 北杜市白州町島原2913- 208	北杜市	サントリー 白州蒸溜所	5,000	20 一部利用	峡北
	国道20号線	道の駅はくしゅう 北杜市白州町白須1308	北杜市	北杜市役所 白州総合支所		大型 4 小型 71	峡北
	国道20号線	ドラゴンパーク駐車場 甲斐市竜王338-2	甲斐市	中央自動車道 双葉SA	6,700	170	甲府
	県道11号 北杜富士見線	道の駅こぶちざわ 北杜市小瀬沢町2988-1	北杜市	中央自動車道 小瀬沢IC		大型 8 小型 45	峡北
	国道52号線 甲西道路	南アルプス市消防本部駐車場 南アルプス市十五所1014	南アルプス市	南アルプス警察署		大型 12 小型 24	南アル プス
長野方面 (佐久方面)	国道141号線	道の駅南きよさと 北杜市高根町長沢780	北杜市	県境から 国道南下12Km	12,000	50 一部利用	峡北
	国道141号線	道の駅にらさき 韮崎市中田町中条1795	韮崎市	中央自動車道 須玉IC		大型 12 小型 37	峡北
埼玉方面 (秩父方面)	国道140号線	道の駅みとみ 山梨市三富川浦1822-1	山梨市	雁坂トンネル	13,656	250	東山梨
	国道140号線	道の駅花かげの郷まきお か 山梨市牧丘町室伏2120	山梨市	道の駅みとみか ら 15Km	8,918	70	東山梨
静岡方面 (富士川 流域)	国道52号線	道の駅とみざわ 南巨摩郡南部町福士 28507-1	南部町	南部町役場	1,850	67	峡南
	国道52号線	南部町役場本庁舎前広場 南巨摩郡南部町福士 28505-2	南部町	南部町役場	3,000	100	峡南
	国道300号線	道の駅しもべ 南巨摩郡身延町古閑字大 境4321	身延町	JR甲斐常葉駅	12,400	52	峡南
	県道10号 富士川身延線	南部町役場分庁舎 南巨摩郡南部町内船 4473-1	南部町	JR内船駅	1,000	30	峡南
	県道37号 南アルプス公園 線	山梨県富士川クラフトパー ク 南巨摩郡身延町下山1597	身延町	峡南消防本部 中部消防署	3,000	30	峡南
静岡方面 (富士宮 方面)	国道139号線	道の駅なるさわ 南都留郡鳴沢村8532-63	鳴沢村	鳴沢村役場		大型 23 小型 226	富士 五湖

受入方面	到達ルート	名称・所在地	管理者	目標物	面積 (㎡)	車両駐車 台数	管轄消 防本部
静岡方面 (富士宮 方面)	国道139号線	上九一色分遣所 南都留郡富士河口湖町精 進550-110	富士五湖広域 行政事務組合	精進湖	1,000	30	富士 五湖
	国道140号線	道の駅とよとみ 中央市浅利1010-1	中央市	豊積橋		大型 4 小型 62	甲府
	県道71号 富士宮鳴沢線	河口湖消防署西部出張所 南都留郡鳴沢村8532-23	富士五湖広域 行政事務組合	道の駅なるさわ	600	20	富士 五湖
	県道710号 青木ヶ原船津線	道の駅かつやま 南都留郡富士河口湖町勝 山3758	富士河口湖町	河口湖		大型 3 小型119	富士 五湖
神奈川方 面(御殿 場方面)	国道138号線	道の駅富士吉田 富士吉田市新屋1936-6	富士吉田市	富士吉田市 郷土資料館前	10,000	大型 17 小型314	富士 五湖
	中央自動車道 富士吉田線上り	谷村PA 都留市川棚480番地1	中日本高速 道路(株)	中央自動車道 河口湖IC から 14Km	6,500	大型 12 小型 41	都留
神奈川方 面(相模 原方面)	国道413号線	道の駅どうし 南都留郡道志村9745	道志村	道志出張所から 5.6km	8,597	大型 4 小型 58	都留
東京方面 (八王子 方面)	中央自動車道 下り	談合坂SA 上野原市野田尻710	中日本高速 道路(株)	県境から6Km	22,000	730	上野原
	中央自動車道 下り	初狩PA 大月市初狩町下初狩	中日本高速 道路(株)	県境から25Km	3,030	大型 10 小型 19	大月
	中央自動車道 下り	釈迦堂PA 笛吹市一宮町千米寺	中日本高速 道路(株)	県境から43Km		大型 13 小型 50	東山梨
	中央自動車道 下り	境川PA 笛吹市境川町藤堂	中日本高速 道路(株)	県境から55Km		大型 42 小型 33	笛吹
	中央自動車道 下り	双葉SA 甲斐市龍地	中日本高速 道路(株)	県境から69Km		大型 66 小型166	甲府
	国道20号線	上野原市役所 上野原市上野原3832	上野原市	上野原ICから 2Km	17,000	200	上野原
	国道20号線	道の駅甲斐大和 甲州市大和町初鹿野2248	甲州市	国道20号線 新笹子トンネル		大型 7 小型 59	東山梨
	国道139号線	都の杜うぐいすホール 都留市上谷1888番地1	都留市	都留ICから 5.3Km	3,897	135	都留
	国道139号線	都留市総合運動公園 楽山球場 都留市上谷1923番地	都留市	都留ICから5.5Km	16,510	65	都留
	国道139号線	道の駅つる 都留市大原88番地	都留市	都留ICから 3.6Km	3,874	76	都留
東京方面 (青梅方 面)	国道411号線	道の駅たばやま 北都留郡丹波山村2901	丹波山村	道の駅たばやま	8,702	大型 3 小型110	大月
	国道411号線～ 139号線	道の駅こすげ 北都留郡小菅村4698	小菅村	道の駅こすげ	4,440	大型 4 小型 75	大月
	国道411号線	大菩薩の湯駐車場 甲州市塩山上小田原730-1	甲州市	柳沢峠から 国道南下10Km	8,209	75	東山梨

消火栓スピンドルドライバーの形状

管轄消防本部名	市町村名	スピンドルドライバー の形状・口径		備考
		形状	口径(mm)	
甲府地区消防本部	甲府市	四角	40×40	
	甲府市(旧中道町)	四角	32×32	
	甲府市(旧上九一色村)	四角	32×32	
	甲斐市 (旧竜王・旧敷島)	四角	40×40	
	中央市 (旧田富・旧玉穂)	四角	40×40	
	中央市(旧豊富)	四角	32×32	
	昭和町	四角	40×40	
都留市消防本部	都留市	四角	40×40	
	道志村	四角	40×40	
富士五湖消防本部	富士吉田市	四角	40×40	
	西桂町	四角	40×40	
	忍野村	四角	40×40	
	山中湖村	四角	40×40	
	富士河口湖町	四角	40×40	
	鳴沢村	四角	40×40	
大月市消防本部	大月市	四角	42×42	
笛吹市消防本部	笛吹市	四角	32×32	
峡北消防本部	韮崎市	四角	40×40	
	北杜市	四角	40×40	
	甲斐市(双葉地区)	四角	40×40	

管轄消防本部名	市町村名	スピンドルドライバー の口径・形状		備考
		形状	口径(mm)	
峡南消防本部	市川三郷町	四角	32×32	
	富士川町	四角	32×32	
	早川町	四角	32×32	
	身延町	四角	32×32	
	南部町	四角	32×32	
東山梨消防本部	甲州市	四角	42×42	
	甲州市 (旧勝沼・旧大和)	四角	42×42	
	山梨市	四角	42×42	
	山梨市 (旧牧丘・旧三富)	四角	42×42	
上野原市消防本部	上野原市	四角	40×40	
南アルプス市消防本部	南アルプス市	四角	40×40	

※甲府地区消防本部管内には一部ねじ式の消火栓があるため、
 使用する際は消火栓ボックス内にあるスタンドパイプを使用すること。

活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧

別表第7

「規模分類」
A:20,000㎡…中型機10機(大型機2機)
B:10,500㎡…中型機8機(大型機1機)
C:…中型機3機以下

「表面」分類
「芝生」・「草地」
「コンクリート」・「転圧地」

航空機への燃料給油
は原則ドラム缶から
とする。

活動拠点ヘリベース

峡北地区 管轄消防本部 峡北消防本部 0551-22-3311

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)			土地状況		連絡先	
					※世界測地系			種類	表面	電話番号	
1	第1種 HID	甲斐市	日本航空学園 双葉滑空場	宇津谷 445-1	東経	35 度	40 分	55 秒	A	アス ファル ト	(学)日本航空学園飛行場管理事務所
					北緯	138 度	28 分	59 秒			0551-28-5075
2	第2種 HID	韮崎市	日本航空学園 韮崎滑空場	龍岡町下 條東側	東経	35 度	41 分	21 秒	A	芝生	(学)日本航空学園飛行場管理事務所
					北緯	138 度	28 分	02 秒			0551-28-5075

フォワードベース候補地

甲府地区 管轄消防本部 甲府地区消防本部 055-222-1190

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)			土地状況		連絡先	
					※世界測地系			種類	表面	電話番号	
3	第1種 FD	甲府市	小瀬スポーツ公園 補助競技場	小瀬町840	北緯	35 度	37 分	27 秒	C	芝生	社団法人 山梨県体育協会
					東経	138 度	35 分	26 秒			055-241-2361
4	第2種 FD	中央市	山梨県消防学校 グラウンド	今福1029- 1	北緯	35 度	35 分	13 秒	C	転圧地	山梨県消防学校
					東経	138 度	30 分	37 秒			055-273-4078

都留地区 管轄消防本部 都留市消防本部 0554-43-1119

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)			土地状況		連絡先	
					※世界測地系			種類	表面	電話番号	
5	第1種 FD	都留市	都留市 総合運動公園 (やまびこ競技場)	上谷1923	北緯	35 度	32 分	21 秒	C	芝生	都留市役所生涯学習課 都留市総合運動公園
					東経	138 度	53 分	26 秒			0554-43-1111 0554-20-3877
6	第2種 FD	道志村	道志村 林間広場	道志村字 久保7518- 1	北緯	35 度	30 分	44 秒	C	転圧地	道志村役場総務課
					東経	139 度	1 分	35 秒			0554-52-2111

富士五湖地区 管轄消防本部 富士五湖消防本部 0555-22-0119

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)			土地状況		連絡先	
					※世界測地系			種類	表面	電話番号	
7	第1種 FD	鳴沢村	鳴沢 活き活き広場	鳴沢8531- 45	北緯	35 度	28 分	36 秒	B	芝生	鳴沢村役場総務課
					東経	138 度	41 分	43 秒			0555-85-2311
8	第2種 FD	富士吉田市	県立 富士駐車場	上吉田 5597-1	北緯	35 度	27 分	25 秒	B	アス ファル ト	山梨県観光資源課
					東経	138 度	46 分	05 秒			055-237-1111

大月地区 管轄消防本部 大月市消防本部 0554-22-0119

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)				土地状況		連絡先	
					※世界測地系				種類	表面	電話番号	
9	第1種 FA	大月市	大月市営総合 グラウンド 陸上競技場	七保町下 和田1000	東経	35 度	37 分	25 秒	C	転圧地	大月市教育委員会 0554-22-2111	
					北緯	138 度	58 分	35 秒				
10	第2種 FA	大月市	笹子 河川公園	笹子町吉 久保野尻	東経	35 度	36 分	04 秒	C	草地	大月市産業観光課 0554-25-2111	
					北緯	138 度	50 分	49 秒				

峡北地区 管轄消防本部 峡北消防本部 0551-22-0119

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)				土地状況		連絡先	
					※世界測地系				種類	表面	電話番号	
11	第1種 FA	北杜市	北杜市 長坂総合スポーツ 公園陸上競技場	長坂町大 八田6811- 187	東経	35 度	50 分	34 秒	B	芝生	管理事務所 0551-32-2278	
					北緯	138 度	22 分	12 秒				
12	第2種 FA	北杜市	北杜市 高根総合 グラウンド (駐車場)	高根町村 山北割 100	東経	35 度	50 分	36 秒	A	転圧地	管理事務所 0551-47-4444	
					北緯	138 度	25 分	38 秒				

笛吹地区 管轄消防本部 笛吹市消防本部 055-261-0119

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)				土地状況		連絡先	
					※世界測地系				種類	表面	電話番号	
13	第1種 FA	笛吹市	笛吹市 清流公園	石和町小 石和700	東経	35 度	37 分	58 秒	C	芝生	笛吹市スポーツ振興課 管理事務所 055-261-3338 055-262-8687	
					北緯	138 度	37 分	32 秒				
					東経	度	分	秒				
					北緯	度	分	秒				

峡南地区 管轄消防本部 峡南消防本部 055-272-1919

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)				土地状況		連絡先	
					※世界測地系				種類	表面	電話番号	
14	第1種 FA	身延町	富士川 クラフトパーク イベント広場	下山1597	東経	35 度	25 分	07 秒	C	芝生	富士川CP管理事務所 0556-62-5545	
					北緯	138 度	26 分	14 秒				
15	第2種 FA	南部町	アルカディア 南部総合公園	大和地先	東経	35 度	16 分	39 秒	C	転圧地	公園事務所 0556-64-3113	
					北緯	138 度	27 分	27 秒				

東山梨地区 管轄消防本部 東山梨消防本部 0553-32-0119

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)				土地状況		連絡先	
					※世界測地系				種類	表面	電話番号	
16	第1種 FA	甲州市	藤木 スポーツ広場 第一グラウンド	塩山藤木 字笠張	東経	35 度	44 分	30 秒	C	転圧地	山梨県企業局笛吹川水系発電所 0553-32-2324	
					北緯	138 度	43 分	15 秒				
17	第2種 FA	山梨市	笛吹川 フルーツ公園 森の広場駐車場	江曾原 1637-1	東経	35 度	42 分	06 秒	C	アス ファルト	山梨市フルーツパーク株式会社 0553-23-4101	
					北緯	138 度	40 分	07 秒				

上野原地区 管轄消防本部 上野原市消防本部 0554-62-4111

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)				土地状況		連絡先
					※世界測地系				種類	表面	電話番号
18	第1種位 FD	上野原市	新田近隣公園 レクリエーション 広場	新田地先 桂川左岸	東経	35 度	37 分	04 秒	B	芝生	上野原市教育委員会
					北緯	139 度	07 分	20 秒			0554-62-3111
					東経	度	分	秒			
					北緯	度	分	秒			

南アルプス地区 管轄消防本部 南アルプス市消防本部 055-283-0119

No.	分類	市町村名	離着陸場名	所在地 詳細住所	座標(緯度・経度)				土地状況		連絡先
					※世界測地系				種類	表面	電話番号
19	第1種位 FD	南アルプス市	楯形総合公園 陸上競技場	桃園1600	東経	35 度	37 分	05 秒	B	芝生	財団法人南アルプス市 体育協会 管理事務所
					北緯	138 度	27 分	26 秒			055-236-8555 055-284-5151
20	第2種位 FD	南アルプス市	甲西市民総合 グラウンド	宮沢362-4	東経	35 度	35 分	04 秒	B	転圧地	活動法人トラベックススポーツクラブ
					北緯	138 度	28 分	17 秒			055-284-7787

宿営(野営)可能場所

消防本部名	名称及び所在地	目標	座標	面積(m ²)	土地の状況	水道	トイレ	車両駐車 可能台数	連絡先
甲府地区 消防本部	小瀬スポーツ公園第3駐車場 甲府市小瀬町840	甲府商業高校	N 35°36' 56" E 138°35' 29"	23,730	アスファルト	無	有	2,150	055-243-3111
	風土記の丘公園 甲府市下向山町1271	甲府南イン ター南側	N 35°35' 25" E 138°35' 09"	3,500	芝生	有	有	100	055-266-5286
	赤坂台総合公園(ドラゴン パーク) 甲斐市竜王338-2	西消防署	N 35°40' 27" E 138°30' 18"	48,000	芝生	有	有	170	055-278-1669
	玉穂ふるさとふれあい広場 中央市乙黒1-1	中央市玉穂庁 舎	N 35°35' 52" E 138°32' 47"	11,864	転任地	有	有	200	055-274-1111
	昭和町押原小学校校庭 昭和町押越885	昭和町役場	N 35°37' 45" E 138°32' 04"	6,500	転任地	有	有	36	055-275-2053
	国母公園 昭和町紙漣阿原1017	国母工業団地	N 35°37' 04" E 138°33' 11"	10,480	転任地	有	有	160	055-275-5135
	都留市 消防本部	都の杜うぐいすホール駐車場 ※厳寒期等は屋内施設 都留市上谷1888番地1	都留IC	N 35°55' 03" E 138°30' 00"	3,897	アスファルト	有	有	135
都留市総合運動公園 栗山球場駐車場 都留市上谷1923番地		都留IC	N 35°53' 56" E 138°39' 30"	16,510	アスファルト	有	有	65	都留市役所 生涯学習課 スポーツ課担当 0554-43-1111 栗山球場 0554-43-2460
道の駅つる駐車場 ※厳寒期等は屋内施設 都留市大原88番地		都留IC	N 35°58' 27" E 138°33' 10"	3,874	アスファルト	有	有	76	都留市役所 産業課 農林振興担当 0554-43-1111 道の駅つる 0554-43-1110
道志小中学校 南都留郡道志村7568		道志村 やまゆりセン ター	N 35°31' 11" E 139°01' 21"	1,000	転任地	有	有	100	中学校 0554-52-2036
善之木地区コミュニティーセ ンターいこい 南都留郡道志村11119		道の駅どうし	N 35°49' 15" E 138°37' 35"	600	転任地	有	有	20	道志村役場 0554-52-2111
旧道志小学校 南都留郡道志村5596		道志出張所	N 35°52' 38" E 139°04' 06"	1,300	転任地	有	有	30	道志村役場 0554-52-2111
富士五湖 消防本部		富士北麓公園 富士吉田市上吉田5000	富士北麓公園	N 35°27' 43" E 138°46' 12"	327,000	アスファルト	有	有	500
	県立富士北麓駐車場 富士吉田市上吉田5597-84	東富士五湖道 路富士吉田IC	N 35°28' 50" E 138°46' 28"	15,930	アスファルト	有	有	675	0555-72-9900 0555-20-9229
	くぬぎ平スポーツ広場 富士河口湖町小立6816-2	富士桜CC	N 35°46' 58" E 138°37' 36"	12,000	転任地	有	有	100	0555-73-1803 役場管理課
	花の都公園芝生広場 山中湖村山中1729	花の都公園	N 35°44' 10" E 138°35' 35"	5,500	芝生	有	有	50	0555-62-1111 役場総務課
	山中湖交流プラザきらら 山中湖村平野479-2	山中湖交流 プラザきらら	N 35°25' 02" E 138°54' 16"		芝生	有	有		0555-62-1111 役場総務課
	全国青樹祭記念公園 鳴沢村鳴沢8545-1	富士桜別荘地	N 35°44' 16" E 138°37' 36"	14,800	芝生	無	無	30	055-223-1656 県有林課
	大月市 消防本部	初狩小学校 大月市初狩町下初狩1144	初狩小学校	N 35°35' 56" E 138°53' 4"	9,492	転任地	有	有	20
大月東中学校 大月市2-15-11		大月東中学校	N 35°36' 38" E 138°56' 38"	7,817	転任地	有	有	20	0554-22-2111

消防本部名	名称及び所在地	目 標	座 標	面積 (㎡)	土地の状況	水道	トイレ	車両駐車 可能台数	連絡先
大月市 消防本部	七保小学校 大月市七保町葛野2345	七保小学校	N 35°37' 53" E 138°57' 22"	5,085	転圧地	有	有	20	0554-22-2111
	猿橋中学校 大月市猿橋町猿橋567	猿橋中学校	N 35°36' 59" E 138°58' 49"	6,452	転圧地	有	有	20	0554-22-2111
	旧富浜中学校 大月市富浜町鳥沢562	旧富浜中学校	N 35°36' 17" E 138°59' 55"	10,891	転圧地	有	有	20	0554-22-2111
	都留高校 大月市大月2-11-20	都留高校	N 35°36' 32" E 138°56' 20"	8,600	転圧地	有	有	20	0554-22-3125
峡北 消防本部	韭崎釜無川河川公園 韭崎市水神二丁目	韭崎市役所西	N 35°42' 38" E 138°25' 38"	72,000	転圧地	無	無	100	0551-22-1111
	北杜市高根総合グラウンド 北杜市高根町村山北割100	高根分署	N 35°50' 36" E 138°25' 37"	16,000	転圧地	有	有	50	0551-47-4444
	北杜市長坂総合スポーツ公園 北杜市長坂町大八田6811-18	北杜消防署	N 35°50' 34" E 138°22' 12"	35,000	芝生	有	有	50	0551-32-2278
	北杜市白州体育館駐車場 北杜市白州町鳥原2913-208	サントリー 白州蒸溜所	N 35°49' 35" E 138°18' 40"	5,000	アスファルト	有	有	20	0551-35-3553
	清流公園多目的広場 笛吹市石和町小石和700	石和中学西側	N 35°37' 42" E 138°37' 48"	7,000	芝生	有	有	190	055-263-7959
笛吹市 消防本部	花鳥の里スポーツ公園 笛吹市御坂町大野寺250	御坂町尾山 交差点北西	N 35°36' 29" E 138°40' 15"	20,000	転圧地	有	有	100	055-262-2271
	春日居町民スポーツ広場 笛吹市春日居町鎮目1323	春日居中学校 北側	N 35°39' 56" E 138°38' 45"	15,000	転圧地	有	有	100	0553-26-3773
	歌舞伎文化公園 市川三郷町上野3158	JR甲斐上野駅	N 35°33' 48" E 138°31' 28"	2,000	芝生	有	有	20	055-272-5500
峡南 消防本部	釜無浄化センター 富士川町長沢1790	坪川大橋	N 35°34' 13" E 138°28' 23"	5,000	転圧地	有	有	30	0556-22-4001
	富士川クラフトパーク 身延町下山1578	中部消防署	N 35°24' 56" E 138°26' 34"	3,000	芝生	有	有	30	05566-2-5545
東山梨 消防本部	塩山総合グラウンド 甲州市塩山小屋敷1897	塩山体育館	N 35°43' 12" E 138°44' 06"	14,000	転圧地	有	有	100	0553-32-1116
	大和スポーツ公園 甲州市大和町日影772	大和橋交差点 南側	N 35°37' 52" E 138°46' 11"	14,000	転圧地	有	有	100	0553-48-2921
	勝沼中央公園 甲州市勝沼町勝沼1310	勝沼中学校東側	N 35°39' 46" E 138°43' 54"	16,000	転圧地	有	有	100	0553-44-2100
上野原市 消防本部	帝京科学大学夜間駐車場 上野原市ハツ沢901	帝京科学大学	N 35°52' 16" E 139°09' 78"	1,860	アスファルト	無	無	30	0554-63-4411
	東芝エレベータ(株)上野原事業 所(駐車場、グラウンド他) 上野原市上野原8154-10	東芝エレベ ータ(株)	N 35°53' 86" E 139°12' 88"	20,000	アスファルト 転圧地	有	有	100	0554-20-5800
南アルプス市 消防本部	南アルプス市消防本部 南アルプス市十五所1014	南アルプス警 察署	N 35°37' 26" E 138°28' 16"	13,500	アスファルト	有	有	70	055-283-0119
	八田消防署 南アルプス市六科1107-60	八田消防署	N 35°39' 31" E 138°27' 43"	3,268	アスファルト	有	有	20	八田消防署 055-285-0119
	榊形総合公園西側ゾーン 南アルプス市桃園1600	南アルプス警 察署	N 35°37' 3" E 138°27' 7"	26,900	アスファルト	有	有	70	055-282-1111

宿営(宿泊)可能場所

別表第8-2

・備考欄の○は被災時の避難施設に指定されていることを示す

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考
甲府地区 消防本部	舞鶴小学校体育館	甲府市丸の内2-35-5	171	055-228-0548	○
	旧穴切小学校体育館	甲府市宝2-8-19	786	055-237-1161	○
	西中学校体育館	甲府市飯田5-13-1	1,331	055-222-1378	○
	北中学校体育館	甲府市大和町4-35	1,240	055-252-4804	○
	相川小学校体育館	甲府市古府中町1501	834	055-252-2409	○
	北東中学校体育館	甲府市大手2-4-18	1,200	055-253-1388	○
	東中学校体育館	甲府市東光寺2-8-1	1,253	055-233-1379	○
	里垣小学校体育館	甲府市善光寺2-7-1	853	055-233-2406	○
	東小学校体育館	甲府市朝氣1-14-1	876	055-233-4468	○
	甲府商業高等学校体育館	甲府市上今井町300	2,296	055-241-7511	○
	湯田小学校体育館	甲府市湯田1-8-1	985	055-233-4382	○
	南中学校体育館	甲府市湯田2-21-24	1,279	055-233-1368	○
	国母小学校体育館	甲府市国母4-1-10	1,073	055-224-4608	○
	南西中学校体育館	甲府市上石田4-10-8	1,230	055-224-3396	○
	旧相生小学校体育館	甲府市相生2-17-1	621	055-237-1161	○
	池田小学校体育館	甲府市長松寺町7-1	867	055-222-8271	○
	賈川小学校体育館	甲府市賈川本町8-1	883	055-222-2407	○
	千塚小学校体育館	甲府市千塚1-2-16	760	055-253-8937	○
	羽黒小学校体育館	甲府市羽黒町527	952	055-253-1941	○
	北新小学校体育館	甲府市北新1-5-1	667	055-252-3260	○
	自治研修センター	甲府市相生1-9-7	192	055-235-7714	○
	新紺屋小学校体育館	甲府市武田1-3-34	698	055-252-2578	○
	朝日小学校体育館	甲府市塩部1-4-1	1,008	055-252-3351	○
	甲府工業高等学校体育館	甲府市塩部2-7-1	2,456	055-252-4896	○
	甲府第一高等学校体育館	甲府市美咲2-13-44	1,681	055-253-3525	○
	千代田小学校体育館	甲府市下帯那町3034-2	295	055-251-7011	○
	伊勢小学校体育館	甲府市伊勢2-16-1	1,034	055-233-3600	○
	南西部市民センター	甲府市国母6-4-2	284	055-241-0083	○
	山城小学校体育館	甲府市上今井町474-2	988	055-241-2101	○
	甲府南高等学校体育館	甲府市中小河原町222	1,670	055-241-3191	○
	環境センター管理棟	甲府市上町601-4	452	055-241-4311	○
	大里小学校体育館	甲府市大里町3785-2	749	055-241-2605	○
	城南中学校体育館	甲府市大里町2590-1	1,219	055-241-5766	○
	大國小学校体育館	甲府市後屋町150	1,042	055-241-0092	○
上条中学校体育館	甲府市古上条町95	957	055-243-3213	○	
富竹中学校体育館	甲府市富竹4-5-8	1,129	055-228-0251	○	
賈川福祉センター	甲府市德行3-12-1	283	055-222-0310	○	
石田小学校体育館	甲府市上石田3-6-31	1,036	055-222-5414	○	
甲府城西高等学校体育館	甲府市下飯田1-9-1	2,224	055-223-3101	○	

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考	
甲府地区 消防本部	甲府西高等学校体育館	甲府市下飯田4-1-1	1,787	055-228-5161	○	
	新田小学校体育館	甲府市新田町12-28	852	055-228-7851	○	
	善誘館小学校体育館	甲府市朝氣1-2-52	688	055-233-4809	○	
	玉諸小学校体育館	甲府市上阿原町491	649	055-233-2447	○	
	東部市民センター	甲府市和戸町955-1	329	055-235-0611	○	
	北東部市民センター	甲府市武田3-1-6	199	055-254-6100	○	
	甲運小学校体育館	甲府市川田町65-2	492	055-232-3953	○	
	北西中学校体育館	甲府市山宮町538	276	055-251-7011	○	
	笛南中学校	甲府市下管根町268	500	055-266-3061	○	
	中道南小学校	甲府市下向山町4363	300	055-266-4016	○	
	中道北小学校	甲府市上管根町3215	300	055-266-3077	○	
	中央公民館	甲府市下向山町1524	300	055-222-4242	○	
	玉幡小学校屋内体育館	甲斐市西八幡2560	161	055-276-2518	○	
	竜王小学校屋内体育館	甲斐市篠原1887	212	055-276-2380	○	
	竜王中学校屋内体育館	甲斐市篠原2030	275	055-276-2636	○	
	農林高等学校屋内体育館	甲斐市西八幡4533	355	055-276-2611		
	市営体育館	甲斐市島上条2294	274	055-278-1698		
	敷島小学校体育館	甲斐市島上条212	178	055-277-2026	○	
	敷島北小学校体育館	甲斐市境57	225	055-277-5711	○	
	豊富中央公民館	中央市大鳥居3800	200	055-269-2802	○	
	豊富小学校屋内運動場	中央市大鳥居3790	190	055-269-2012	○	
	三村小学校屋内体育館	中央市下河東620	150	055-273-8711	○	
	田富中学校体育館	中央市布施2493	230	055-230-7080	○	
	田富中央公民館	中央市布施	100	055-274-8522		
	押原小学校体育館	中巨摩郡昭和町押越885	230	055-275-2053	○	
	中央公民館講堂	中巨摩郡昭和町押越532	70	055-275-3737		
	都留市 消防本部	都留市民総合体育館	都留市田原3-8-5	800	0554-45-1157	○
		山梨県立都留英誠館高等学校	都留市上谷5丁目7-1	601	0554-43-2101	○
都留市立谷村第一小学校		都留市上谷1丁目1-2	358	0554-43-3105	○	
下谷体育館		都留市下谷4-2-9	260	-	○	
都留市立都留第二中学校		都留市四日市場750	400	0554-43-4395	○	
都留市立都留第一中学校		都留市大野52-5	436	0554-43-4111	○	
都留市立谷村第二小学校		都留市法能923	322	0554-43-2335	○	
都留市立都留文科大学附属小学校		都留市大野396	154	0554-43-2336	○	
都留市立東桂小学校		都留市桂町796-1	373	0554-43-2466	○	
都留市立東桂中学校		都留市桂町840	400	0554-43-2421	○	
都留市立禾生第一小学校		都留市古川渡553	284	0554-43-2734	○	
都留市立禾生第二小学校		都留市小形山753	300	0554-43-8005	○	
都留市立宝小学校		都留市大幡1143	282	0554-43-2664	○	
都留市立旭小学校		都留市朝日馬場544	250	0554-48-2008	○	
道志小中学校屋内体育館		道志村7568	266	0554-52-2036	○	

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考
都留市消防本部	旧善之木小学校屋内運動場	道志村11125	76	0554-52-2111	○
	旧道志小学校屋内運動場	志村5596	91	0554-52-2111	○
富士五湖消防本部	吉田高等学校体育館	富士吉田市下吉田6-17-1	364	0555-22-2540	○
	富士北稜高等学校体育館	富士吉田市新西原1-23-1	249	0555-22-4161	○
	ひばりヶ丘高等学校体育館	富士吉田市上吉田3531	292	0555-22-8015	○
	鐘山スポーツセンター体育館	富士吉田市上吉田6200	1750	0555-24-3633	○
	富士北麓公園体育館	富士吉田市上吉田5000	1850	0555-24-3651	
	昭和大学 富士吉田キャンパス内	富士吉田市上吉田4562	200	0555-22-4403	
	富士急コニファーフォレスト	富士吉田市上吉田5597-2	890	0555-23-2111代 0555-24-6891	
	富士五湖文化センター	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23	1000	0555-23-3100	○
	三ツ峠グリーンセンター	西桂町下暮地1900	540	0555-25-3000	
	西桂町武道館	西桂町下暮地2673	180	0555-25-3000	
	忍野村民体育館	忍野村忍草1660-39	660	0555-84-7791	○
	山中湖村営キャンプ場	山中湖村平野506-296	190	0555-62-1111	
	富士河口湖町民体育館	富士河口湖町船津5542-1	702	0555-73-1220	○
	富士河口湖高等学校体育館	富士河口湖町船津6663-1	300	0555-73-2511	
	河口湖ステラシアター	富士河口湖町船津5577	700	0555-72-5588	
	河口湖美術館	富士河口湖町河口3170	800	0555-73-8666	
鳴沢村民体育館	鳴沢村鳴沢8531-95	150	0555-85-2311	○	
大月市消防本部	初狩小学校体育館	大月市初狩町下初狩1144	142	0554-22-2111	○
	大月東中学校体育館	大月市大月2-15-11	231	0554-22-2111	○
	七保小学校体育館	大月市七保町葛野2345	109	0554-22-2111	○
	猿橋中学校体育館	大月市猿橋町猿橋567	190	0554-22-2111	○
	旧富浜中学校体育館	大月市富浜町鳥沢562	117	0554-22-2111	○
	都留高校体育館	大月市2-11-20	275	0554-22-3125	
	小菅中学校	北都留郡小菅村4590	165	0428-87-0234	○
	小菅小学校	北都留郡小菅村4617-2	172	0428-87-0233	○
	多摩源流大学小菅白沢事務所	北都留郡小菅村1911	87	0428-87-7387	○
	丹波小学校体育館	北都留郡丹波山村2777	400	0428-88-0211 丹波山村役場	○
	丹波中学校体育館	北都留郡丹波山村2004	400	0428-88-0211 丹波山村役場	○
峡北消防本部	双葉東小学校体育館	甲斐市大塚2780	225	0551-28-2014	○
	双葉西小学校体育館	甲斐市志田146	225	0551-28-2016	○
	双葉中学校体育館	甲斐市岩森1337	250	0551-28-2019	○
	双葉体育館	甲斐市宇津谷2221	419	0551-28-3810	○
	韭崎東中学校体育館	韭崎市藤井町南下条371	276	0551-22-2635	○
	韭崎西中学校体育館	韭崎市神山町鍋山1-1	300	0551-22-1431	○
	穂坂小学校体育館	穂坂町宮久保6121	165	0551-22-0654	○
	韭崎北東小学校体育館	韭崎市藤井町駒井1912	120	0551-22-0235	○
	韭崎北西小学校体育館	韭崎市清留町青木193-1	120	0551-22-0692	○

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考
峡北消防本部	甘利小学校体育館	斐崎市大草町上条東割821-1	110	0551-22-0483	○
	竜岡体育館	斐崎市龍岡町下条南割1007	96	0551-22-1111	○
	斐崎高等学校体育館	斐崎市若宮3-2-1	300	0551-22-2415	○
	斐崎工業高等学校体育館	斐崎市龍岡町若尾新田50-1	300	0551-22-1531	○
	峡北環境衛生センター総合福祉センター	斐崎市龍岡町下条南割1895	120	0551-22-3437	
	明野小学校体育館	北杜市明野町上手8418	236	0551-25-2101	○
	明野中学校体育館	北杜市明野町上手8342	266	0551-25-2426	○
	明野多目的屋内運動場	北杜市明野町上手8304	181	0551-25-1530	○
	須玉中学校体育館	北杜市須玉町小倉200	220	0551-42-2021	○
	須玉小学校体育館	北杜市須玉町若神子200-2	256	0551-42-2310	○
	須玉総合体育館	北杜市須玉町大蔵734	218	0551-42-4844	○
	高根体育館	北杜市高根町村山北割100	481	0551-47-4444	○
	高根中学校体育館	北杜市高根町村山東割98	303	0551-47-2026	○
	高根西小学校体育館	北杜市高根町村山西割1040	160	0551-47-2025	○
	高根東小学校体育館	北杜市高根町村山北割1035	173	0551-47-2014	○
	高根清里小学校体育館	北杜市高根町清里3545-2083	153	0551-48-2515	○
	長坂小学校体育館	北杜市長坂町長坂上条1603-1	167	0551-32-2308	○
	長坂中学校体育館	北杜市長坂町長坂上条1608	193	0551-32-2242	○
	甲陵高校体育館	北杜市長坂町長坂上条2003	274	0551-32-3050	○
	北杜高等学校体育館	北杜市長坂町渋沢1007-19	600	0551-20-4025	
	長坂総合スポーツ公園体育館	北杜市長坂町大八田6811-187	399	0551-32-2278	○
	泉小学校体育館	北杜市大泉町谷戸2870	165	0551-38-2025	○
	泉中学校体育館	北杜市大泉町谷戸2087	229	0551-38-2012	○
	大泉体育館	北杜市大泉町谷戸1915	360	0551-45-6130	○
	白州小学校体育館	北杜市白州町白須225	167	0551-35-2733	○
	白州中学校体育館	北杜市白州町白須1920	329	0551-35-2534	○
	白州体育館	北杜市白州町鳥原2913-208	605	0551-35-3553	○
	武川小学校体育館	北杜市武川町牧原944	158	0551-26-2110	○
	武川中学校体育館	北杜市武川町山高1457	234	0551-26-3715	○
	武川体育館	北杜市武川町三吹2219	204	0551-26-3261	○
	小淵沢東スポーツセンター体育館	北杜市小淵沢町上笹尾1240	102	0551-45-7750	○
	小淵沢中学校体育館	北杜市小淵沢町732	302	0551-36-2160	○
小淵沢総合スポーツセンター体育館	北杜市小淵沢町2161	170	0551-45-7750	○	
小淵沢小学校体育館	北杜市小淵沢町7741	174	0551-36-2055	○	

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考
笛吹市消防本部	笛吹市春日居あぐり情報ステーション	笛吹市春日居町寺本155-1	260	0553-26-5511	
	笛吹市御坂体育館	笛吹市御坂町尾山5	310	055-263-2334	
	笛吹市いちみや桃の里ふれあい文化館	笛吹市一宮町末木921-1	560	0553-47-7116	
	笛吹市若彦路ふれあいセンター	笛吹市八代町南544	120	055-265-4011	
	笛吹市境川総合会館	笛吹市境川町三柵3	260	055-266-2014	
	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077	210	055-298-2444	
峡南消防本部	三珠中学校体育館	市川三郷町上野2628	300	055-272-0666	○
	上野小学校体育館	市川三郷町上野4916	200	055-272-0102	○
	町民大塚体育館	市川三郷町大塚4257	150	055-272-6094	○
	市川三郷町ふるさと交流センター	市川三郷町大塚4763	150	055-240-4157	○
	総合福祉センター	市川三郷町上野2714-2	130	055-240-4157	○
	市川中学校体育館	市川三郷町市川大門5064-1	950	055-272-2400	○
	高田公民館	市川三郷町印沢71-1	212	055-272-3500	○
	大同公民館	市川三郷町黒沢872-1	520	055-272-6448	○
	山保公民館	市川三郷町山保6360-1	150	055-272-1472	○
	市川南小中学校	市川三郷町黒沢(小)1420(中)1462	453	055-272-1516	○
	市川小学校体育館	市川三郷町市川大門5751	800	055-272-2100	○
	総合子供センター	市川三郷町岩間2917	90	055-272-3898	○
	六郷中学校体育館	市川三郷町岩間2927	300	0556-32-2042	○
	六郷小学校体育館	市川三郷町岩間2917	250	0556-32-2004	○
	ふれあい広域体育館	富士川町長沢47-3	543	0556-22-2195	○
	長沢公民館	富士川町長沢567-5	114	0556-22-6450	○
	青柳町公民館	富士川町青柳385	124	0556-22-0359	○
	増穂中学校屋内運動場	富士川町天神中条99-1	330	0556-22-2195	○
	増穂小学校体育館	富士川町最勝寺320	370	0556-22-2137	○
	増穂南小学校体育館	富士川町小室2618	79	0556-22-1307	○
	増穂西小学校体育館	富士川町平林1124	227	0556-22-5606	○
	利根川公園町民体育館	富士川町小林1778	544	0556-22-6234	○
	鯨沢小学校体育館	富士川町鯨沢1172	150	0556-22-0055	○
	鯨沢中学校体育館	富士川町鯨沢1188	180	0556-22-0076	○
	甲州鯨沢温泉かじかの湯	富士川町鳥屋137-1	70	0556-27-0002	○
	町民体育館	早川町保666	100	0556-45-2547	
	早川町役場	早川町高住758	71	0556-45-2511	
	旧豊岡小学校体育館	身延町相又247	125	0556-20-3017	○
	身延地区町民体育館	身延町梅平948	297	0556-20-3017	○
	身延地区公民館大河内分館	身延町丸滝653	100	0556-20-3017	○
身延高等学校体育館	身延町梅平1201-2	250	0556-62-1045	○	
下部中学校屋内体育館	身延町常葉1495	132	0556-20-3015	○	

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考
峡南 消防本部	久那土小学校体育館	身延町三沢15	204	0556-37-0220	○
	古関体育館	身延町古関118	168	0556-20-3017	○
	久那土中学校体育館	身延町三沢72	210	0556-37-0230	○
	峡南高等学校屋内運動場	身延町三沢2417	210	0556-36-0686	○
	温泉会館	身延町下部1130-1	120	0556-36-0124 0556-62-1103	○
	下部地区公民館古関分館	身延町古関2437	70	0556-38-0101 0556-20-3017	○
	働く婦人の家	身延町三沢18	70	0556-37-0002 0556-20-3017	○
	中富地区公民館西島分館	身延町西島340	200	0556-42-2508 0556-20-3017	○
	曙生活改善センター	身延町中山1706	100	0556-42-4805	○
	旧中富中学校体育館	身延町寺沢3250	150	0556-42-2111 0556-42-2127	○
	栄小学校屋内運動場	南部町内船8766	230	0556-64-4842	○
	南部中学校屋内体育館	南部町南部8746	220	0556-64-4842	○
	陸合小学校屋内運動場	南部町南部4375	230	0556-64-4842	○
	万沢小学校体育館	南部町万沢4119	300	0556-64-4842	○
	アルカディア南部総合公園スポーツセンター	南部町大和360	727	0556-64-4841	○
	富河小学校体育館	南部町福士2700-19	139	0556-64-4842	○
	富河中学校体育館	南部町福士2700-18	250	0556-64-4842	○
東山梨 消防本部	山梨高等学校体育館	山梨市上神内川194	567	0553-22-1621	
	日川高等学校体育館	山梨市一町田中1067	688	0553-22-2321	○
	県立ろう学校体育館	山梨市大野100	288	0553-22-1378	○
	山梨北中学校体育館	山梨市小原東359	653	0553-22-0200	○
	山梨南中学校体育館	山梨市下石森287	689	0553-22-0173	○
	日下部小学校体育館	山梨市小原東305	334	0553-22-0149	○
	加納岩小学校体育館	山梨市下神内川123-2	344	0553-22-0163	○
	八幡小学校体育館	山梨市北1889	242	0553-22-0117	○
	旧堀之内小学校体育館	山梨市堀内1936	225	0553-22-0114	○
	山梨小学校体育館	山梨市落合3	311	0553-22-2016	○
	日川小学校体育館	山梨市歌田143	322	0553-22-0742	○
	岩手小学校体育館	山梨市東1760	221	0553-22-1009	○
	後屋敷小学校体育館	山梨市三ヶ所877	224	0553-22-0079	○
	山梨市民会館	山梨市万力1830	205	0553-22-2204	○
	加納岩公民館	山梨市上神内川387-1	100	0553-23-2871	○
	八幡公民館	山梨市市川1220	83	0553-23-2876	○
	笛川中学校体育館	山梨市牧丘町窪平1100	478	0553-35-2204	○
	笛川小学校体育館	山梨市牧丘町窪平1200	525	0553-35-2015	○
	旧牧丘第二小学校	山梨市牧丘町倉科270	270	0553-35-2101	○
	旧牧丘第三小学校	山梨市牧丘町牧平16	270	0553-35-2101	○
中牧多目的集會施設	山梨市牧丘町西保下2252	85	0553-35-3716	○	
旧三富小学校体育館	山梨市三富下釜口165-1	256	0553-22-1111	○	

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考
東山梨消防本部	川浦公民館	山梨市三富川浦1441-4	90	0553-39-2744	○
	塩山高等学校体育館	甲州市塩山三日市場440-1	957	0553-33-2542	○
	塩山中学校体育館	甲州市塩山上於曾1028	720	0553-33-2143	○
	塩山北中学校体育館	甲州市塩山上栗生野133	313	0553-33-2737	○
	松里中学校体育館	甲州市塩山小屋敷1	470	0553-33-3332	○
	塩山南小学校体育館	甲州市塩山上於曾1017	195	0553-33-2151	○
	塩山北小学校体育館	甲州市塩山千野3421	233	0553-33-2152	○
	松里小学校体育館	甲州市塩山小屋敷1378	238	0553-33-3006	○
	井尻小学校体育館	甲州市塩山上井尻	258	0553-33-2509	○
	奥野田小学校体育館	甲州市塩山熊野906	240	0553-33-2147	○
	大藤小学校体育館	甲州市塩山上栗生野492-1	237	0553-33-2116	○
	神金小学校体育館	甲州市塩山上萩原1518-4	244	0553-33-2752	○
	玉宮小学校体育館	甲州市塩山竹森3015	240	0553-33-2383	○
	甲州市活性化施設	甲州市塩山小屋敷1810	346	0553-32-1116	○
	塩山西公民館	甲州市塩山上塩後339-1	86	0553-33-5082	○
	勝沼小学校体育館	甲州市勝沼町勝沼3099	161	0553-44-0272	○
	祝小学校体育館	甲州市勝沼町下岩崎960	277	0553-44-0179	○
	東雲小学校体育館	甲州市勝沼町休息1560-1	275	0553-44-0077	○
	菱山小学校体育館	甲州市勝沼町菱山1066	280	0553-44-0528	○
	勝沼中学校体育館	甲州市勝沼町勝沼761-1	120	0553-44-0152	○
	勝沼体育館	甲州市勝沼町勝沼1281-2	666	0553-44-2100	○
	大和小学校体育館	甲州市大和町鶴瀬172	100	0553-48-2300	○
	大和中学校体育館	甲州市大和町初鹿野1643	150	0553-48-2022	○
上野原市消防本部	旧大目小学校体育館	上野原市大野4013	151	0554-62-3409	○
	旧平和中学校体育館	上野原市野田尻808	147	0554-62-3409	○
	旧平和中学校校舎	上野原市野田尻808	362	0554-62-3409	○
	旧沢松小学校体育館	上野原市八ツ沢12	85	0554-62-3409	○
	上野原西小学校体育館	上野原市コモアしおつ2-13-1	154	0554-66-3922	○
	上野原西中学校体育館	上野原市四方津215	205	0554-66-3922	○
	旧大鶴小学校体育館	上野原市鶴川1571	71	0554-62-3409	○
	鳥田小学校体育館	上野原市鶴島2024	133	0554-62-3105	○
	旧鳥田中学校体育館	上野原市鶴島2255	179	0554-62-3102	○
	上野原小学校体育館	上野原市上野原3454	183	0554-62-3104	○
	上野原中学校体育館	上野原市上野原9191	372	0554-62-3101	○
	上野原高等学校体育館	上野原市八ツ沢555	203	0554-62-4510	○
	日大明誠高等学校体育館	上野原市上野原3200	502	0554-62-5161	○
	旧桐原小学校体育館	上野原市桐原7234	79	0554-62-3409	○
	旧桐原中学校体育館	上野原市桐原6443	89	0554-62-3409	○
	旧西原小学校体育館	上野原市西原6996	85	0554-62-3409	○
	秋山小学校体育館	上野原市秋山8674	131	0554-56-2343	○
	秋山中学校体育館	上野原市秋山6770	220	0554-56-2133	○

管轄消防本部名	名称	所在地	宿泊可能人員	連絡先	備考
上野原市消防本部	旧浜沢小学校体育館	上野原市秋山11862	71	0554-62-3409	○
	旧桜井小学校体育館	上野原市秋山3325	104	0554-62-3409	○
南アルプス市消防本部	白根御勅使中学校体育館	南アルプス市百々1990-1	200	055-285-0330	○
	八田農業者トレーニングセンター	南アルプス市野牛島2222	200	055-285-0035	○
	白根巨摩中学校体育館	南アルプス市飯野2860-2	150	055-282-2051	○
	白根東小学校体育館	南アルプス市西野2311	130	055-283-1361	○
	白根飯野小学校体育館	南アルプス市飯野1972-2	130	055-283-1362	○
	白根源小学校体育館	南アルプス市有野491	130	055-285-1128	○
	芦安小学校体育館	南アルプス市芦安安通335	100	055-288-2006	○
	芦安中学校	南アルプス市芦安安通350	100	055-288-2007	
	若草小学校	南アルプス市寺部740	300	055-282-1527	○
	若草中学校体育館	南アルプス市加賀美2943	250	055-282-0211	○
	巨摩高等学校体育館	南アルプス市小笠原1500	330	055-282-1163	○
	楡形中学校体育館	南アルプス市小笠原985	200	055-282-0056	○
	小笠原小学校体育館	南アルプス市小笠原441	250	055-282-0116	○
	甲西中学校体育館	南アルプス市古市場150	200	055-282-1052	○
	大明小学校体育館	南アルプス市古市場181	150	055-282-3113	○
	南湖小学校体育館	南アルプス市西南湖3024-1	150	055-284-0140	○
	落合小学校体育館	南アルプス市落合1092	250	055-282-1429	○
	白根高等学校体育館・白朋館	南アルプス市上今諏訪1180	350	055-284-3031	

陸上隊燃料補給場所

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
甲府地区 消防本部	ガソリン 軽油	27,000 5,000	山梨共栄石油㈱八日町給油所 甲府市中央2-12-14	昼間 055-232-9028 夜間 055-233-2271	
	ガソリン 軽油	30,000	山梨共栄石油㈱甲府北給油所 甲府市北口1-5-21	昼間 055-252-4796 夜間 055-233-2271	
	ガソリン 軽油	40,000 10,000	山梨共栄石油㈱SALA国母SS 中央市中橋一丁目71-1	昼間 055-273-4034 夜間 055-233-2271	
	ガソリン 軽油	60,000 10,000	㈱ニュー平和 貫川SS 甲府市貫川本町178-1	昼間 055-228-8635 夜間 055-237-9450	
	ガソリン 軽油	50,000 14,550	㈱ニュー平和 平和通り給油所 甲府市伊勢4-34-10	昼間 055-237-9480 夜間 055-237-9450	災害時対応
	ガソリン 軽油	38,400 9,600	山光石油㈱甲府給油所 甲府市美咲1-12-18	昼間 055-253-8936 夜間 055-228-2244	災害時対応
	ガソリン 軽油	49,600 9,600	(㈱)エイブル国母 甲府市国母8-3-5	昼間 055-224-4640 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	(株)ENEOSウイングセルフ数島SS 甲斐市大下条41-1	昼間 055-287-2511 夜間	
	ガソリン 軽油	28,600 9,600	穴水㈱Dr.Drive城東給油所 甲府市城東1-7-2	昼間 055-228-2406 夜間 055-235-8558	災害時対応
	ガソリン 軽油	38,400 9,600	穴水㈱Dr.Drive甲府西店 甲府市飯田1-4-7	昼間 055-222-3598 夜間 055-235-8558	
	ガソリン 軽油	29,400 9,800	山梨共栄石油㈱美術館通りSS 甲府市貫川1-5-28	昼間 055-226-8071 夜間 055-233-2271	
	ガソリン 軽油	80,000 20,000	コスモ石油販売㈱西関東かんぱニー セルフステーション里吉 甲府市里吉2-1661-1	昼間 055-236-1021 夜間 055-227-8750	
	ガソリン 軽油	30,000 60,000	コスモ石油販売㈱西関東かんぱニー 国母SS 甲府市大里町345-1	昼間 055-241-6941 夜間 055-227-8750	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	㈱吉字屋本店 セルフASK甲府南SS 甲府市上今井字椀面881-1	昼間 055-243-7771 夜間 055-232-3111	災害時対応
	ガソリン 軽油	30,000 4,000	㈱吉字屋本店 甲府セントラルSS 甲府市中央4-5-29	昼間 055-232-3111 夜間 055-232-3111	
	ガソリン 軽油	40,000 10,000	㈱吉字屋本店 セルフ甲府ウエストプラザ SS 甲府市貫川2-5-50	昼間 055-226-4174 夜間 055-232-3111	
	ガソリン 軽油	40,000 10,000	㈱ENEOSウイング 昭和ハイパス給油所 中巨摩郡昭和町河西字村西1184-2	昼間 055-275-9080 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 20,000	㈱ENEOSウイング 甲府南口SS 甲府市朝氣3-22-10	昼間 055-233-4481 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	㈱ENEOSウイング セルフ新平和SS 甲府市住吉2-6-17	昼間 055-227-7581 夜間	
	ガソリン 軽油	28,800 9,600	国土興産㈱東花輪給油所 中央市西花輪4599	昼間 055-273-2311 夜間 055-273-2311	
	ガソリン 軽油	30,000 13,000	(㈱)北條油店 甲府市国母1-1-2	昼間 055-224-8405 夜間	
	ガソリン 軽油	10,174 7,000	(㈱)ヤマシタ 貫川富竹SS 甲府市富竹1-3-24	昼間 055-222-8106 夜間 055-222-8502	
	ガソリン 軽油	19,000 9,500	(㈱)ヤマシタ 南西給油所 甲斐市国母3-12-26	昼間 055-222-5082 夜間 055-222-8502	
	ガソリン 軽油	29,700 9,700	(㈱)ツイ石油 甲府市住吉5-19-18	昼間 055-241-3885 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 9,600	(㈱)土屋油店 甲府市国母4-2-6	昼間 055-224-4846 夜間	

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
甲府地区 消防本部	ガソリン 軽油	20,000 30,000	(有)富士吉商事 中央市場東給油所 甲府市国母4-22-9	昼間 055-223-6610 夜間	
	ガソリン 軽油	4,000 6,000	山梨品川燃料㈱ 甲府市朝日1-1-16	昼間 055-253-2023 夜間	
	ガソリン 軽油	16,000 8,000	(有)小野商事 甲府市酒折2-1-13	昼間 055-233-8377 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 8,000	山梨モーターガス㈱ 甲府市塩部4-15-2	昼間 055-252-0993 夜間 055-251-2226	
	ガソリン 軽油	48,000 9,600	㈱古屋油店 トントファミ 甲府市飯田2-3-2	昼間 055-224-6588 夜間 0553-22-4360	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	(有)加賀美油店 甲府市住吉1-16-20	昼間 055-235-6763 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	山宝石油㈱ 甲府市青葉町9-18	昼間 055-235-2011 夜間	
	ガソリン 軽油	19,800 6,000	トモ㈱甲府城東給油所 甲府市城東2-26-16	昼間 055-235-5539 夜間	
	ガソリン 軽油	40,000 6,000	㈱シス'ヤ 甲府善光寺SS 甲府市善光寺1-18-19	昼間 055-235-4315 夜間 0551-22-0107	
	ガソリン 軽油	23,200 16,000	吉田石油㈱玉置給油所 甲府市国玉町828	昼間 055-233-8990 夜間 0555-22-5100	
	ガソリン 軽油	10,197 19,200	(有)下の水石油 甲府バイパス給油所 甲府市住吉4-23-13	昼間 055-232-8565 夜間	
	ガソリン 軽油	49,000 9,800	穴水㈱セル7甲府店 甲府市住吉5-2-17	昼間 055-227-3911 夜間 055-235-8558	
	ガソリン 軽油	15,000 5,000	(有)富士吉商事 中央市場給油所 甲府市国母6-4-1	昼間 055-228-1756 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 10,000	(有)富士吉商事 市場第2給油所 甲府市国母6-6-10	昼間 055-223-6610 夜間	
	ガソリン 軽油	38,000 9,500	明神商事㈱甲府バイパス竜王給油所 甲斐市富竹新田1636	昼間 055-276-3300 夜間	
	ガソリン 軽油	60,000 15,000	(有)藤代自動車 甲府市上町2251-1	昼間 055-220-2844 夜間	
	ガソリン 軽油	75,000 15,000	コスモ石油販売㈱西関東カンパニー セルフステーション竜王 甲斐市富竹新田1796-1	昼間 055-279-7525 夜間 055-227-6750	
	ガソリン 軽油	20,000 9,700	(有)有泉輸業 甲斐市竜王1684	昼間 055-276-2461 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	(有)井上油店 玉穂SS 甲斐市西八幡4088	昼間 055-276-2516 夜間 0556-22-1074	
	ガソリン 軽油	60,000 15,000	(有)上野油店 ビア竜王SS 甲斐市竜王字片瀬38-1他	昼間 055-278-0051 夜間 0551-28-2035	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	㈱佐渡屋 ジェイエス医大前 中央市若宮46-6	昼間 055-274-3009 夜間 055-237-5115	
	ガソリン 軽油	29,000 9,500	㈱吉字屋本店カーライフパートナー敷島SS 甲斐市島上条323	昼間 055-277-4824 夜間 055-232-3111	
	ガソリン 軽油	28,800 9,600	穴水㈱Dr. Drive昭和ハイパス給油所 中巨摩郡昭和町押越1074-1	昼間 055-275-5717 夜間 055-235-8558	
	ガソリン 軽油	15,000 14,600	カサイ石油 中巨摩郡昭和町西条486	昼間 055-275-2814 夜間 055-275-7093	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	(有)萩原石油 中巨摩郡昭和町河西946-3	昼間 055-275-2600 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	38,900 9,500	㈱吉字屋本店 流通センターSS 中央市流通団地3-8-1	昼間 055-273-3848 夜間 055-232-3111	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	㈱ニュー平和 湯村SS 甲府市千塚1-4-22	昼間 055-251-4275 夜間 055-237-9450	

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
甲府地区 消防本部	ガソリン 軽油	57,600 9,600	綱木次商事 甲府北給油所 甲府市横根町625-1	昼間 055-232-7909 夜間	
	ガソリン 軽油	35,000 5,000	(術)川手商事 里吉SS 甲府市里吉1-9-10	昼間 055-233-6331 夜間 055-262-6056	
	ガソリン 軽油	28,800 9,600	綱サンキムラヤ甲府南インターSS 甲府市西下条町1065-1	昼間 055-241-5224 夜間 055-241-4155	
	ガソリン 軽油	28,800 9,600	山光石油綱東青沼給油所 甲府市青沼2-24-3	昼間 055-233-5389 夜間 055-226-2244	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	コスモ石油販売綱西関東カンパニー セルフステーション上石田 甲府市上石田3-3-22	昼間 055-224-4485 夜間 055-227-6750	
	ガソリン 軽油	19,200 9,600	甲府市農業協同組合 大鎌田SS 甲府市大里町4127	昼間 055-241-9126 夜間 055-223-9600	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	綱佐渡屋アルビート徳行店 甲府市徳行3-9-24	昼間 055-235-3488 夜間 055-220-6459	
	ガソリン 軽油	38,400 9,600	穴水綱ガソリン村給油所 甲斐市中下条1685	昼間 055-277-7700 夜間	
	ガソリン 軽油	29,400 9,800	穴水綱Dr.Drive田富給油所 中央市布施字小井川2200-1	昼間 055-273-7161 夜間 055-235-8558	
	ガソリン 軽油	75,000 15,000	コスモ石油販売綱西関東カンパニー セルフ&カーアステーション上阿原 甲府市上阿原町552-2	昼間 055-227-6750 夜間	
	ガソリン 軽油	60,000 15,000	綱吉字屋本店アスクアルプス通りプラザSS 甲府市上石田1-14-23	昼間 055-235-0457 夜間 055-232-3111	
	ガソリン 軽油	39,200 9,800	穴水綱Dr.Drive向町店 甲府市向町362-8	昼間 055-227-1758 夜間 055-235-8558	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	綱ENEOSウイングセルフ竜王SS 甲斐市西八幡字戸田道下3671-5	昼間 055-240-8115 夜間	
	ガソリン 軽油	70,000 15,000	(術)上野油店 パークWEST竜王 甲斐市竜王73-1	昼間 055-260-7355 夜間 0551-28-2035	
	ガソリン 軽油	19,200 9,600	(術)坂本屋 上九一色SS 甲府市古関町1063	昼間 0555-88-2226 夜間	
	ガソリン 軽油	19,200 9,600	綱小田切商店 Dr.Drive甲府南インター風土配の丘店 甲府市下曾根町373-5	昼間 055-266-2988 夜間	
	ガソリン 軽油	10,000 10,000	早川屋商店給油所 中央市浅利3023	昼間 055-264-2009 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	(術)萩原石油 とよとみ給油所 中央市浅利940	昼間 055-269-2002 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	62,000 14,000	コスモ石油販売綱西関東カンパニー セルフ&カーアステーション昭和 中巨摩郡昭和町西条3760-1	昼間 055-275-1311 夜間 055-227-6750	
	ガソリン 軽油	40,000 10,000	山梨共栄石油綱甲府バイパス給油所 甲府市国母7-12-1	昼間 055-226-3615 夜間 055-233-2271	
	ガソリン 軽油	64,000 12,000	コスモ石油販売綱西関東カンパニー セルフステーション荒川 甲府市荒川2-1023-1	昼間 055-255-3070 夜間 055-227-6750	災害時対応
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	(術)萩原石油 昭和バイパス給油所 中巨摩郡昭和町飯喰1332-1	昼間 055-275-5500 夜間 055-275-2600	災害時対応
	ガソリン 軽油	64,000 16,000	山光石油綱アルプス通り給油所 甲府市徳行2-12-17	昼間 055-227-5415 夜間	
	ガソリン 軽油	48,000 80,000	綱甲斐エネルギー 甲斐市竜王45-1	昼間 055-287-9611 夜間	
	ガソリン 軽油	52,000 10,000	コスモ石油販売綱西関東カンパニー セルフステーション昭和 中巨摩郡昭和町河東中島1820-1	昼間 055-230-8860 夜間 055-227-6750	災害時対応
	ガソリン 軽油	60,000 50,000	登り坂石油綱Dr.Driveカーオアシス甲府南 甲府市下曾根町295	昼間 055-266-5878 夜間 0555-72-1220	

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考	
都留市 消防本部	ガソリン 軽油	38,400 19,200	(有)サンアイ 都留市桂町1230-1	昼間 0554-45-2231 夜間		
	ガソリン 軽油	19,200 10,000	(有)堀口商店 都留市十日市場1557	昼間 0554-43-4845 夜間		
	ガソリン 軽油	18,800 5,000	(有)花田石油 都留市つる1-5-44	昼間 0554-43-2480 夜間		
	ガソリン 軽油	14,250 4,750	(有)井上石油 都留市下谷2-3-9	昼間 0554-43-3021 夜間		
	ガソリン 軽油	13,400 5,800	佐藤石油店 南都留郡道志村8445-2	昼間 0554-52-2906 夜間		
	ガソリン 軽油	9,600 9,600	三光石油サービス(有) 南都留郡道志村11407-1	昼間 0554-52-2650 夜間		
	ガソリン 軽油	13,580 5,820	伊藤石油 都留市桂町1126-11	昼間 0554-43-7228 夜間		
	ガソリン 軽油	10,000 7,000	(株)志村貫二商店 都留市中央3-4-8	昼間 0554-43-4890 夜間	災害時対応	
	ガソリン 軽油	48,000 10,000	登り坂石油(株)セルフ都留東桂給油所 都留市桂町696	昼間 0554-20-8236 夜間	災害時対応	
	ガソリン 軽油	45,000 15,000	マルネン石油(株)セルフ都留SS 都留市上谷6-7-8	昼間 0554-46-5200		
	ガソリン 軽油	10,000 10,000	(有)渡辺燃料店 都留市大幡1121-1	昼間 0554-43-2625 夜間		
	ガソリン 軽油	28,500 9,500	宝栄設備燃料部 都留市中津森1031	昼間 0554-43-5057 夜間		
	ガソリン 軽油	35,000 13,000	(株)萬屋 都留市下谷2-4-2	昼間 0554-43-5521 夜間	災害時対応	
	ガソリン 軽油	28,000 10,000	相川燃料店 都留市玉川650-1	昼間 0554-43-3611 夜間		
	ガソリン 軽油	19,000 9,500	(株)禾生タクシー給油所 都留市古川渡591-1	昼間 0554-43-2393 夜間		
	ガソリン 軽油	19,200 9,500	都留屋 都留市田野倉242	昼間 0554-43-8400 夜間		
	富士五湖 消防本部	ガソリン 軽油	55,500 20,500	丸平商店山中湖西給油所 山中湖村山中865-2	昼間 0555-82-0644 夜間	災害時対応
		ガソリン 軽油	34,000 15,000	登り坂石油富士見給油所 富士河口湖町船津4642-4	昼間 0555-72-0555 夜間	災害時対応
		ガソリン 軽油	20,000 20,000	スパルライン給油所 南都留郡富士河口湖町船津3336	昼間 0555-72-0097 夜間	
		ガソリン 軽油	28,800 9,600	(株)市村商会 南都留郡富士河口湖町河口183	昼間 0555-76-7425 夜間	
ガソリン 軽油		48,000 16,000	旭石油(株)セルフ三本杉給油所 南都留郡富士河口湖町船津648	昼間 0555-83-5786 夜間	災害時対応	
ガソリン 軽油		30,000 15,000	登り坂石油(株)セルフ・富士河口湖給油所 南都留郡富士河口湖町船津7402	昼間 0555-72-2071 夜間	災害時対応	
ガソリン 軽油		58,000 18,000	登り坂石油(株)河口湖新倉トンネル給油所 南都留郡富士河口湖町河口550	昼間 0555-76-6700 夜間		
ガソリン 軽油		50,000 10,000	山梨共栄石油(株) RESO.KYOEI河口湖給油所 南都留郡富士河口湖町船津2017	昼間 0555-72-0084 夜間		
ガソリン 軽油		15,000 5,000	(有)土蔵商店 ニュー河口湖給油所 南都留郡富士河口湖町船津4717	昼間 0555-72-0444 夜間	災害時対応	
ガソリン 軽油		6,000 8,000	クレイン農業協同組合富士豊茂支店 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶮1219	昼間 0555-89-2011 夜間		

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
富士五湖 消防本部	ガソリン 軽油	13,600 6,000	渡辺油業足和田給油所 南都留郡富士河口湖町足和田大嵐973-4	昼間 0555-82-2134 夜間	
	ガソリン 軽油	24,800 37,000	(有)丸金屋油店スマイルランド勝山給油所 南都留郡富士河口湖町勝山3343-1	昼間 0555-83-2711 夜間	
	ガソリン 軽油	28,000 10,000	(有)丸金屋油店 セルフ小立 南都留郡富士河口湖町小立白木4122-1	昼間 0555-83-2811 夜間	
	ガソリン 軽油	26,000 9,500	(株)かいしや 南都留郡鳴沢村鳴沢2083-1	昼間 0555-85-2180 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	10,000 20,000	(有)ユウスイ 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶽321-3	昼間 0555-20-7511 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 10,000	(有)丸富ガス 南都留郡富士河口湖町勝山1643	昼間 0555-83-2417 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	富士米油(株) 富士吉田市上吉田2270	昼間 0555-22-3478 夜間	
	ガソリン 軽油	27,000 9,000	穴水(株) 富士吉田南給油所 富士吉田市上吉田1093-2	昼間 0555-23-2467 夜間	
	ガソリン 軽油	40,000 20,000	(株)ENEOSウイング 新屋給油所 富士吉田市上吉田1405	昼間 0555-22-8837 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	登り坂石油(株)カーオアシス富士吉 田城山給油所 富士吉田市新屋489-1	昼間 0555-22-1515 夜間	
	ガソリン 軽油	28,500 9,500	吉田石油(株) 富士吉田市上吉田3135-1	昼間 0555-22-5100 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	(株)ENEOSウイング セルフ富士吉田 富士吉田市松山2-6-14	昼間 0555-30-1555 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	登り坂石油(株)セルフハイランド駅前 南都留郡富士河口湖町船津字剣丸 尾6663-11	昼間 0555-23-3595 夜間	
	ガソリン 軽油	19,200 9,600	(株)エフ・ジェイ 富士急ハイランド 南都留郡富士河口湖町船津6663	昼間 0555-22-7976 夜間	
	ガソリン 軽油	28,800 9,600	(株)日徳 富士吉田市下吉田東1-12-23	昼間 0555-24-6211 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	(有)カヤヌマ 富士吉田市上吉田981	昼間 0555-24-2277 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	旭石油(株)竜ヶ丘給油所 富士吉田市竜ヶ丘2-4-17	昼間 0555-22-5786 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	26,000 14,000	(株)豊沼商事 富士吉田市下吉田5772	昼間 0555-22-3530 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	12,600 7,000	三協油業(有) 富士吉田市下吉田8-19-30	昼間 0555-22-1209 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	(株)ENEOSウイング セルフ富士見バイ パス 富士吉田市下吉田3739-1	昼間 0555-21-2155 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 4,000	(有)日山石油 南都留郡西桂町2540	昼間 0555-25-2392 夜間	
	ガソリン 軽油	45,000 15,000	登り坂石油(株)富士吉田中央給油所 富士吉田市下吉田東2-17-30	昼間 0555-24-1553 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	14,000 6,000	マルカ石油 富士吉田市小明見4-6-57	昼間 0555-22-3641 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 7,000	スーパー羽田商店 富士吉田市大明見4-14-1	昼間 0555-22-2072 夜間	
	ガソリン 軽油	17,000 3,000	羽田富士義商店 富士吉田市下吉田東4-6-1	昼間 0555-22-0121 夜間	
	ガソリン 軽油	23,100 6,000	柏木石油(株) 富士吉田市大明見5-16-38	昼間 0555-22-0274 夜間	

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
富士五湖 消防本部	ガソリン 軽油	14,000 6,000	丸進産業(株) 富士吉田市小明見4-3-3	昼間 0555-23-8118 夜間	
	ガソリン 軽油	14,000 6,000	(有)平野商事 南都留郡山中湖村平野445	昼間 0555-65-8335 夜間	
	ガソリン 軽油	38,400 9,600	穴水(株)山中湖給油所 南都留郡山中湖村平野506-296	昼間 0555-62-0059 夜間	
	ガソリン 軽油	25,000 27,000	豊國石油 南都留郡忍野村内野432	昼間 0555-84-2224 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	登り坂石油(株)山中湖給油所 南都留郡山中湖村山中1041-2	昼間 0555-62-3600 夜間	
	ガソリン 軽油	19,440 30,720	(有)丸平商店 南都留郡忍野村忍草756	昼間 0555-84-2752 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	13,000 7,000	(有)天野商事 南都留郡山中湖村平野102	昼間 0555-65-8316 夜間	
	ガソリン 軽油	62,000 34,000	湯山商店 南都留郡忍野村内野4736	昼間 0555-84-2030 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	国際油化株式会社プリステーション河口湖 富士吉田市松山1177	昼間 0555-23-1880 夜間	
	ガソリン 軽油	40,000 20,000	株式会社昭石 南都留郡富士河口湖町船津6851	昼間 0555-20-9015 夜間	
	ガソリン 軽油	33,400 16,000	佐野住設株式会社エネルギー 南都留郡富士河口湖本栖52-1	昼間 0555-20-6577 夜間	
	大月市 消防本部	ガソリン 軽油	14,500 9,600	(有)岩崎石油 大月市大月3-1-60	昼間 0554-23-1158 夜間
ガソリン 軽油		12,610 6,790	柏屋油店 大月市諏岡町畑倉1823	昼間 0554-23-1171 夜間	
ガソリン 軽油		23,750 4,750	(株)柳屋商店 大月市大月1-13-25	昼間 0554-22-0002 夜間	
ガソリン 軽油		17,500 6,000	キグナス 初狩サービスステーション 大月市初狩町下初狩481	昼間 0554-25-6247 夜間	
ガソリン 軽油		40,000 4,000	中央産業販売(株)セルフ24h大月イ ンター給油所 大月市大月町花咲422	昼間 0554-22-3232 夜間	
ガソリン 軽油		8,000 13,600	(株)天野石油 大月市笹子町黒野田514	昼間 0554-25-2200 夜間	
ガソリン 軽油		23,900 4,800	(有)横瀬電機 大月市大月町花咲109	昼間 0554-23-0116 夜間	
ガソリン 軽油		8,000 7,500	東亜石油(有) 大月市大月町真木1804	昼間 0554-22-0156 夜間	
ガソリン 軽油		10,000 10,000	下の水大月給油所 大月市猿橋町殿上474	昼間 0554-22-0924 夜間	
ガソリン 軽油		13,000 7,000	(有)小俣油店 大月市七保町瀬戸1016-7	昼間 0554-24-7092 夜間	
ガソリン 軽油		22,450 15,400	(株)萱沼商事 猿橋給油所 大月市猿橋町45	昼間 0554-23-1141 夜間	
ガソリン 軽油		10,000 15,000	卯月燃料店 大月市七保町瀬戸49	昼間 0554-24-7451 夜間	
ガソリン 軽油		20,000 7,000	中央産業販売(株) 大月市富浜町鳥沢3458	昼間 0554-26-5012 夜間	
ガソリン 軽油		9,500 9,500	旭興業(有) 北都留郡小菅村4359	昼間 0428-87-0512 夜間	
ガソリン 軽油		9,500 9,500	嶋崎油店 北都留郡丹波山村上組2488	昼間 0428-88-0329 夜間	
ガソリン 軽油		9,600 9,600	河村油店 北都留郡丹波山村下組2598	昼間 0428-88-0255 夜間	

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
大月市 消防本部	ガソリン	20,000	(株)田中屋大月インター給油所	昼間 0554-22-1713	
	軽油	10,000	大月市大月町真木270	夜間	
	ガソリン	25,000	正栄産業株式会社	昼間 0554-26-5156	
	軽油	9,600	大月市富浜町鳥沢986-1	夜間	
峡北 消防本部	ガソリン	24,200	スギモト石油株式会社	昼間 0554-22-1010	
	軽油	19,200	大月市駒橋1-7-22	夜間	
	ガソリン	24,000	(有)上野油店	昼間 0551-28-2035	
	軽油	10,000	甲斐市下今井89	夜間	
	ガソリン	28,500	(株)ENEOSウイング 甲府・双葉	昼間 0551-28-6911	
	軽油	23,750	甲斐市下今井南原3058-4	夜間	
	ガソリン	48,000	(株)西日本宇佐美中部支店20号甲 府双葉町給油所	昼間 0551-28-4305	
	軽油	48,000	甲斐市下今井字南原2955	夜間	
	ガソリン	26,000	(有)栗原石油	昼間 0551-28-3708	
	軽油	9,500	甲斐市竜地6416	夜間	
	ガソリン	29,400	㈱シミズヤ 韮崎SS	昼間 0551-22-0107	
	軽油	5,000	韮崎市本町1-6-1	夜間	
	ガソリン	29,400	穴水㈱セルフ 韮崎店	昼間 0551-22-0941	
	軽油	9,800	韮崎市若宮2-15-3	夜間	
	ガソリン	40,000	アミューズメントサービス㈱	昼間 0551-22-0759	
	軽油	10,000	韮崎市藤井町南下条485	夜間 0551-22-0855	
	ガソリン	19,500	松野油店	昼間 0551-42-2808	
	軽油	10,000	北杜市須玉町若神子1376	夜間 0551-42-4200	
	ガソリン	30,000	(株)木次商事	昼間 0551-47-3734	
	軽油	56,000	北杜市高根町箕輪495-1	夜間 0551-47-3923	
	ガソリン	19,200	(株)東亜石油	昼間 0551-36-2094	
	軽油	3,800	北杜市小瀬沢町7031-1	夜間	
	ガソリン	16,000	小野石油	昼間 0551-35-2541	
	軽油	4,000	北杜市白州町台ヶ原807	夜間 0551-35-4221	
	ガソリン	29,500	大輪油店	昼間 0551-35-2730	
	軽油	10,000	北杜市白州町白須1325	夜間 0551-35-4336	
	ガソリン	13,600	アジア燃料(株)	昼間 0551-25-2221	
	軽油	9,600	北杜市明野町上手6021	夜間	
	ガソリン	24,000	河手油店	昼間 0551-42-2353	
	軽油	6,000	北杜市須玉町若神子1412	夜間	
	ガソリン	13,440	須玉南給油所	昼間 0551-42-2325	
	軽油	5,760	北杜市須玉町藤田461-1	夜間	
ガソリン	19,200	河手石油店	昼間 0551-42-3625		
軽油	9,600	北杜市須玉町若神子3223	夜間		
ガソリン	40,000	国土興産(株)	昼間 0551-25-5276		
軽油	10,000	韮崎市中田町小田川762-1	夜間		
ガソリン	13,400	中田石油店	昼間 0551-42-2015		
軽油	5,800	北杜市須玉町江草7145	夜間		
ガソリン	20,000	秋山油店	昼間 0551-22-0907		
軽油	10,000	韮崎市上祖母石2381	夜間		
ガソリン	19,200	興石興産(株)	昼間 0551-22-2337		
軽油	20,000	韮崎市水神2-7-23	夜間		
ガソリン	20,000	韮崎北給油所	昼間 0551-22-0665		
軽油	10,000	韮崎市藤井町北下条1476-5	夜間		
ガソリン	50,000	(株)シミズヤ 韮崎北給油所	昼間 0551-22-2427		
軽油	10,000	韮崎市一ツ谷2036	夜間		
ガソリン	10,000	中部ソフトBT(株) 韮崎西給油所	昼間 0551-22-3716		
軽油	9,500	韮崎市龍岡町若尾新田1212	夜間		

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
峡北 消防本部	ガソリン	28,800	(有)藤代自動車 エフ・ジェイオイルズルート52 藤崎CS	昼間 0551-30-7525	
	軽油	19,200	北杜市龍岡町若尾新田461-1	夜間	
	ガソリン	12,480	(有)栄石油	昼間 0551-35-2420	
	軽油	6,720	北杜市白州町下教来石314-2	夜間	
	ガソリン	30,000	(株)興水商事	昼間 0551-47-2016	
	軽油	10,000	北杜市高根町村山北割2294	夜間	
	ガソリン	28,800	(有)サン商事清里高原給油所	昼間 0551-48-3230	
	軽油	19,200	北杜市高根町清里字念場原3545-3170	夜間	
	ガソリン	12,000	扇屋商店	昼間 0551-47-2209	
	軽油	5,000	北杜市高根町五町田272	夜間	
	ガソリン	28,890	(株)木次商事 長坂インター店	昼間 0551-32-3811	
	軽油	96,000	北杜市長坂町大八田143-1	夜間	
	ガソリン	19,700	(有)笹屋商店	昼間 0551-36-2307	
	軽油	10,000	北杜市小淵沢町上笹尾538	夜間	
	ガソリン	30,000	(株)東亜石油 小淵沢インター店	昼間 0551-36-3293	
軽油	10,000	北杜市小淵沢町2981	夜間		
ガソリン	29,600	(有)坂本商事	昼間 0551-32-3132		
軽油	10,000	北杜市長坂町小荒間1978	夜間		
ガソリン	50,000	(株)清里給油所	昼間 0551-48-2234		
軽油	10,000	北杜市高根町清里3545	夜間		
ガソリン	25,000	(有)須田商店	昼間 0551-32-2023		
軽油	5,000	北杜市長坂町上条2350	夜間		
ガソリン	20,000	(有)逸見インダストリー	昼間 0551-38-2641		
軽油	10,000	北杜市大泉町谷戸1142-1	夜間		
ガソリン	13,000	(有)堀込石油	昼間 0551-32-2652		
軽油	6,000	北杜市長坂町富岡2819-2	夜間		
ガソリン	40,000	(株)木次商事 ハッ岳大泉給油所	昼間 0551-38-2045		
軽油	20,000	北杜市大泉町西井出8240-1052	夜間		
ガソリン	28,800	望月商店	昼間 0551-48-2150		
軽油	9,600	北杜市高根町清里3545	夜間		
笛吹市 消防本部	ガソリン	40,000	(株)西日本宇佐美中部支店20号甲府 一宮インター	昼間 0553-47-4363	
	軽油	80,000	笛吹市一宮町東原590-1	夜間 0553-47-4363	
	ガソリン	50,000	(株)古屋油店 ウイング140給油所	昼間 055-261-0039	
	軽油	20,000	笛吹市石和町松本831	夜間 055-261-0039	
	ガソリン	9,600	(有)横内商事	昼間 0553-26-2209	
	軽油	9,600	笛吹市春日居町熊野堂237	夜間	
	ガソリン	30,000	穴水(株)D.D石和店	昼間 055-262-3751	
	軽油	10,000	笛吹市石和町市部670	夜間	
	ガソリン	60,000	(株)ENEOSウイング 甲府東給油所	昼間 055-261-1374	
	軽油	40,000	笛吹市石和町四日市場1718	夜間	
	ガソリン	10,000	登り坂カーサービス(株)ホリデー車検 石和店給油所	昼間 055-263-2829	
	軽油	20,000	笛吹市石和町上平井832-1	夜間	
	ガソリン	40,000	(有)丸早	昼間 055-262-2773	
軽油	10,000	笛吹市石和町広瀬1374	夜間		
ガソリン	20,000	(有)川手商事	昼間 055-262-8056		
軽油	7,000	笛吹市石和町広瀬720	夜間		
ガソリン	20,000	東亜石油(有)一宮インター給油所	昼間 055-263-2558		
軽油	10,000	笛吹市石和町中川571-1	夜間		
ガソリン	20,000	(有)太陽石油	昼間 055-262-2467		
軽油	10,000	笛吹市石和町松本680	夜間		
ガソリン	19,200	(有)手塚石油	昼間 0553-26-3066		
軽油	9,600	笛吹市春日居町小松1171	夜間		

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考	
笛吹市 消防本部	ガソリン 軽油	20,000 5,000	コマツカンパニー 笛吹市石和町松本42	昼間 055-262-3188 夜間		
	ガソリン 軽油	15,000 5,000	フルーツ山梨農業協同組合 春日居 給油所 笛吹市春日居町桑戸855	昼間 0553-26-3221 夜間		
	ガソリン 軽油	30,000 30,000	(株)ENEOSウイング 甲府勝沼トラックス トップ 笛吹市一宮町一ノ宮1488-1	昼間 0553-47-5241 夜間		
	ガソリン 軽油	10,000 10,000	(株)ニシムラ 笛吹市一宮町末木861	昼間 0553-47-0073 夜間		
	ガソリン 軽油	19,400 3,880	(有)両ノ木石油 笛吹市一宮町末木729	昼間 0553-47-2768 夜間		
	ガソリン 軽油	12,900 6,700	北村屋石油 笛吹市八代町竹居1900	昼間 055-265-2412 夜間		
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	(株)飯田石油 笛吹市八代町南879-7	昼間 055-265-2006 夜間		
	ガソリン 軽油	11,400 7,800	(有)境東石油 笛吹市境川町小山1563	昼間 055-266-2065 夜間		
	ガソリン 軽油	20,000 10,000	宮川石油 笛吹市境川町前間田276	昼間 055-266-3221 夜間		
	ガソリン 軽油	10,000 6,000	白倉商店 笛吹市御坂町上黒駒3550	昼間 055-264-2041 夜間		
	ガソリン 軽油	62000 34000	(有)上野油店 笛吹市御坂町上黒駒1108-1	昼間 055-264-5500 夜間		
	ガソリン 軽油	9,800 8,800	(株)友喜油店 笛吹市御坂町成田1188-1	昼間 055-262-3556 夜間		
	ガソリン 軽油	10,000 6,000	村松商店 笛吹市御坂町下黒駒316-2	昼間 055-264-2039 夜間		
	峡南 消防本部	ガソリン 軽油	15,000 5,000	秋山商店 市川三郷町高田2409-12	昼間 055-272-1477 夜間	
		ガソリン 軽油	25,200 9,750	深沢油店 富士川町長沢456-1	昼間 0556-22-4325 夜間	災害時対応
		ガソリン 軽油	10,597 10,000	かじや給油所 南部町榎根4708	昼間 0556-66-2737 夜間	
ガソリン 軽油		11,000 7,000	(有)青木商店 市川三郷町上野2314	昼間 055-272-0117 夜間		
ガソリン 軽油		34,000 6,000	マルホ石油(有) 市川三郷町市川大門717	昼間 055-272-0012 夜間		
ガソリン 軽油		15,400 3,800	(有)今村油店 市川三郷町市川大門1375-4	昼間 055-272-0227 夜間		
ガソリン 軽油		10,000 9,800	大家油店 身延町古閑465	昼間 0556-38-0153 夜間		
ガソリン 軽油		14,000 6,000	佐野石油 市川三郷町市川大門下大島居88	昼間 055-272-2861 夜間		
ガソリン 軽油	13,400 5,800	三沢屋石油 身延町常業3264	昼間 0556-38-0813 夜間			
ガソリン 軽油	35,100 20,000	(有)富沢石油 南部町万沢1297	昼間 0556-67-3434 夜間			
ガソリン 軽油	19,870 19,200	(有)小倉石油 南部町塩沢2600	昼間 0556-64-2218 夜間	災害時対応		
ガソリン 軽油	19,500 10,000	(有)稲葉石油 南部町南部9172-63	昼間 0556-64-3650 夜間			
ガソリン 軽油	13,400 5,800	(有)千代田商会 南部町南部8481-2	昼間 0556-64-2014 夜間			
ガソリン 軽油	24,100 5,000	(株)丸大石油 南部町万沢1185	昼間 0556-64-8255 夜間			

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考	
峡南 消防本部	ガソリン 軽油	12,500 9,700	吉田商店 南部町万沢3455	昼間 0556-67-3211 夜間		
	ガソリン 軽油	15,000 9,700	下山石油販売(有) 身延町下山5288	昼間 0556-62-5111 夜間		
	ガソリン 軽油	29,500 10,000	(有)田中屋油店 身延町小田船原1	昼間 0556-62-0118 夜間	災害時対応	
	ガソリン 軽油	45,000 60,000	(株)西日本字佐美中部支店 52号中 富給油所 身延町八日市場上河原296-1	昼間 0556-42-2354 夜間		
	ガソリン 軽油	10,100 9,600	浜田屋商店 早川町新倉3235-1	昼間 0556-48-2311 夜間		
	ガソリン 軽油	12,500 16,300	浜田屋商店 早川給油所 早川町小縄1083	昼間 0556-45-2888 夜間		
	ガソリン 軽油	24,000 4,800	望月油店角打給油所 身延町角打787	昼間 0556-62-1257 夜間		
	ガソリン 軽油	17,500 7,500	望月油店波木井給油所 身延町梅平竜ヶ鼻地先	昼間 0556-62-0264 夜間		
	ガソリン 軽油	9,700 6,000	渡辺商店 身延町切石下宿184	昼間 0556-42-2201 夜間		
	ガソリン 軽油	19,500 10,000	(株)トスコ飯富樓給油所 身延町飯富3	昼間 0556-42-2425 夜間		
	ガソリン 軽油	10,578 5,700	(有)横内商店 身延町飯富1741	昼間 0556-42-3121 夜間		
	ガソリン 軽油	24,000 10,000	(有)井上油店 富士川町大栢265	昼間 0556-22-1074 夜間		
	ガソリン 軽油	20,000 10,000	(株)TAMAYADジステクス 富士川町青柳905-2	昼間 0556-22-2222 夜間	災害時対応	
	ガソリン 軽油	30,000 15,000	(株)TAMAYADジステクス 増穂中央給 油所 富士川町青柳318	昼間 0556-22-0201 夜間		
	ガソリン 軽油	25,500 10,000	(株)小原屋原田商店 富士川町鯉沢1714	昼間 0556-22-3131 夜間		
	東山梨 消防本部	ガソリン 軽油	40,000 20,000	JAフルーツ山梨牧丘セルフスタンド 山梨市牧丘町倉科128	昼間 0553-35-3192 夜間	
		ガソリン 軽油	57,600 19,200	(株)古屋油店 山梨市南字中島1087	昼間 0553-22-4360 夜間	
		ガソリン 軽油	19,200 9,600	小池石油店 山梨市万力2049	昼間 0553-22-1165 夜間	
		ガソリン 軽油	13,000 7,000	山崎石油店 山梨市上神内川1053	昼間 0553-22-0847 夜間	
		ガソリン 軽油	10,000 7,000	坂本石油 山梨市小原西2	昼間 0553-22-2727 夜間	
ガソリン 軽油		28,800 9,000	穴水(株)D.D山梨店 山梨市小原西今田1067	昼間 0553-22-2951 夜間		
ガソリン 軽油		24,000 10,000	(株)齊藤商店 山梨市下神内川146	昼間 0553-22-0024 夜間		
ガソリン 軽油		19,200 9,600	釣場商店 山梨市七日市場1233-1	昼間 0553-22-1026 夜間		
ガソリン 軽油		29,400 9,800	(有)マルヤマ 山梨市万力1863-1	昼間 0553-22-0886 夜間		
ガソリン 軽油		14,400 4,800	(株)山下 山梨市小原西970	昼間 0553-22-4565 夜間		
ガソリン 軽油		14,000 6,000	いせや石油店 山梨市小原東381-1	昼間 0553-22-1430 夜間		
ガソリン 軽油		40,000 10,000	(株)小沢農機具商会 セルフビーム21 山梨市下石森570-1	昼間 0553-22-9180 夜間	災害時対応	

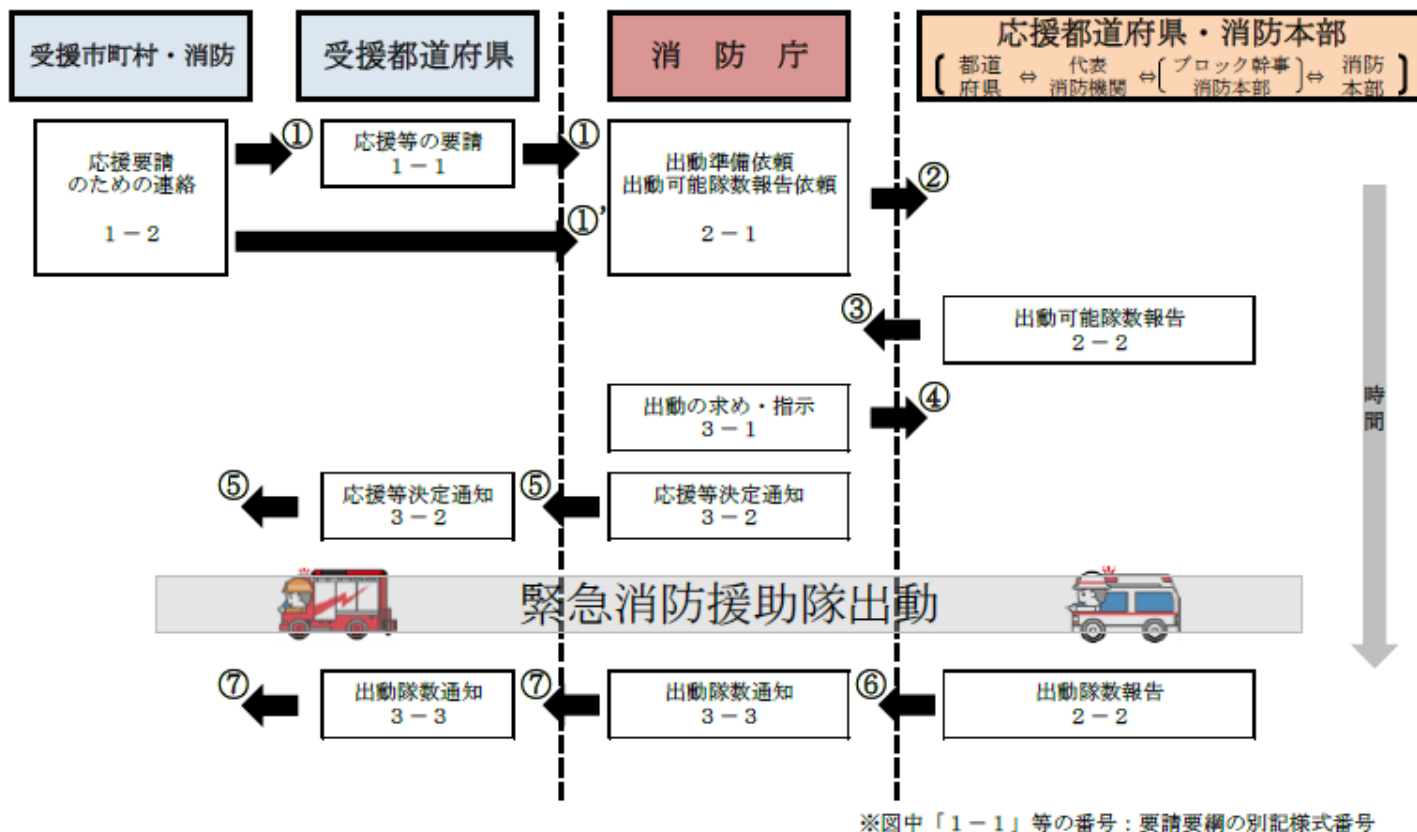
消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
東山梨 消防本部	ガソリン 軽油	9,600 5,760	フルーツ山梨農業協同組合 八幡支所給油所 山梨市市川1370	昼間 0553-22-2601 夜間	
	ガソリン 軽油	40,000 10,000	フルーツ山梨農業協同組合 JAフルーツ山梨SS 山梨市落合14-1	昼間 0553-22-2034 夜間	
	ガソリン 軽油	45,000 15,000	塩山石油(株) 甲州市塩山西広門田74	昼間 0553-33-4184 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	鶴田石油 甲州市塩山上於曾1716	昼間 0553-33-2018 夜間	
	ガソリン 軽油	14,000 15,500	中村油店 塩山青橋給油所 甲州市塩山上於曾643	昼間 0553-33-2658 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 7,000	中村油店 塩山中央給油所 甲州市塩山上於曾33-3	昼間 0553-33-2688 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 10,000	(有)黒川物産 甲州市塩山下小田原216-6	昼間 0553-32-3554 夜間	災害時対応
	ガソリン 軽油	15,000 19,200	中央石油(有) 甲州市塩山三日市場3346-2	昼間 0553-33-4526 夜間	
	ガソリン 軽油	40,000 10,000	フルーツ山梨農業協同組合 塩山給油所 甲州市塩山下於曾1591	昼間 0553-32-2233 夜間	
	ガソリン 軽油	39,500 15,200	じんが給油所 甲州市塩山藤木1850-3	昼間 0553-32-3610 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 18,000	(有)雨宮石油 甲州市塩山千野480	昼間 0553-33-4143 夜間	
	ガソリン 軽油	13,400 5,800	(株)金井 甲州市勝沼町上岩崎559-1	昼間 0553-44-0015 夜間	
	ガソリン 軽油	14,000 6,000	西嶋油店 甲州市勝沼町等々力1492	昼間 0553-44-0251 夜間	
	ガソリン 軽油	16,200 9,600	三森ガソリン店 甲州市勝沼町3266	昼間 0553-44-0343 夜間	
	ガソリン 軽油	14,000 10,000	(有)大和給油所 甲州市大和町日影204-1	昼間 0553-48-2821 夜間	
	ガソリン 軽油	13,400 5,800	(有)平塚燃料 甲州市勝沼町3251	昼間 0553-44-0190 夜間	
	ガソリン 軽油	32,640 5,760	フルーツ山梨農業協同組合 岩崎支所給油所 甲州市勝沼町藤井280-1	昼間 0553-44-2351 夜間	
	ガソリン 軽油	6,000 4,500	フルーツ山梨農業協同組合 勝沼支所給油所 甲州市勝沼町勝沼1205	昼間 0553-44-1211 夜間	
	ガソリン 軽油	13,400 5,800	フルーツ山梨農業協同組合 菱山支所給油所 甲州市勝沼町菱山3060-2	昼間 0553-44-1125 夜間	
	上野原市消 防本部	ガソリン 軽油	60,000 68,000	(有)水越石油 上野原市上野原8780	昼間 0554-62-3176 夜間
ガソリン 軽油		39,200 10,000	山光石油(株)上野原西給油所 上野原市松留391-2	昼間 0554-63-1603 夜間	
ガソリン 軽油		13,000 7,000	朝日屋石油 上野原市秋山540-3	昼間 0554-56-2960 夜間	
ガソリン 軽油		20,000 9,600	相馬油店 上野原市上野原2999	昼間 0554-63-0617 夜間	
ガソリン 軽油		50,000 15,000	登り坂石油(株)セルフ上野原給油所 上野原市上野原3830	昼間 0554-63-0552 夜間	災害時対応
ガソリン 軽油		14,400 4,800	(株)西東京観光サービス 上野原市秋山7883	昼間 0554-56-2338 夜間	
ガソリン 軽油		9,721 4,938	(有)浜松屋商店 上野原市秋山12241	昼間 0554-56-2260 夜間	
ガソリン 軽油		8,000 10,000	菊屋石油店 上野原市秋山9426-1	昼間 0554-56-2234 夜間	
ガソリン 軽油		30,000 10,000	橋本石油店 上野原市上野原3754	昼間 0554-63-0207 夜間	

消防本部	燃料の種類	貯蔵量	名称/所在地	連絡先	備考
南アルプス市 消防本部	ガソリン 軽油	30,000 10,000	拓進商事(合) 南アルプス市下宮地895-2	昼間 055-282-0932 夜間	
	ガソリン 軽油	29,300 9,700	有限会社松田屋商店 南アルプス市荊沢1321	昼間 055-282-1041 夜間	
	ガソリン 軽油	26,800 9,600	(株)メイ・コーポレーション 南アルプス市荊沢1217	昼間 055-284-3541 夜間	
	ガソリン 軽油	10,000 10,000	ENEOS夜叉神給油所 南アルプス市芦倉719	昼間 055-288-2280 夜間	
	ガソリン 軽油	25,000 32,600	(株)キョーサイ南アルプス白根給油所 南アルプス市飯野新田791	昼間 055-280-0511 夜間	
	ガソリン 軽油	14,800 9,600	秋山油店 南アルプス市六科1496	昼間 055-285-0005 夜間	
	ガソリン 軽油	30,000 10,000	(有)清水油店ルート52 南アルプス市六科339	昼間 055-285-6622 夜間	
	ガソリン 軽油	24,000 6,000	(株)キョーサイアルプス八田給油所 南アルプス市野牛島1845-9	昼間 055-280-0225 夜間	
	ガソリン 軽油	19,600 9,600	(有)久保田商事 南アルプス市上今諏訪437	昼間 055-283-2161 夜間	
	ガソリン 軽油	40,000 10,000	山梨共栄石油(株) 櫛形スポーツ公園 園通り給油所 南アルプス市十五所739-1	昼間 055-283-7666 夜間	
	ガソリン 軽油	20,000 5,000	(有)山梨豊商会 南アルプス市小笠原1	昼間 055-289-7020 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 10,000	(株)佐渡屋エルパドック 浅原給油所 南アルプス市藤田2791-1	昼間 055-280-1501 夜間	
	ガソリン 軽油	28,800 9,600	国土興産(株) セゾン若草給油所 南アルプス市下今井288-3	昼間 055-282-3091 夜間	
	ガソリン 軽油	50,000 20,000	(株)ENEOSウイング 甲西バイパス給油 所 南アルプス市東南湖902-3/904-3	昼間 055-283-5410 夜間	
	ガソリン 軽油	15,000 5,000	(有)イリクラ 南アルプス市西南湖4172	昼間 055-284-0150 夜間	
	ガソリン 軽油	24,960 13,440	(株)キョーサイ峡西ステーション 南アルプス市田島820	昼間 055-282-3130 夜間	

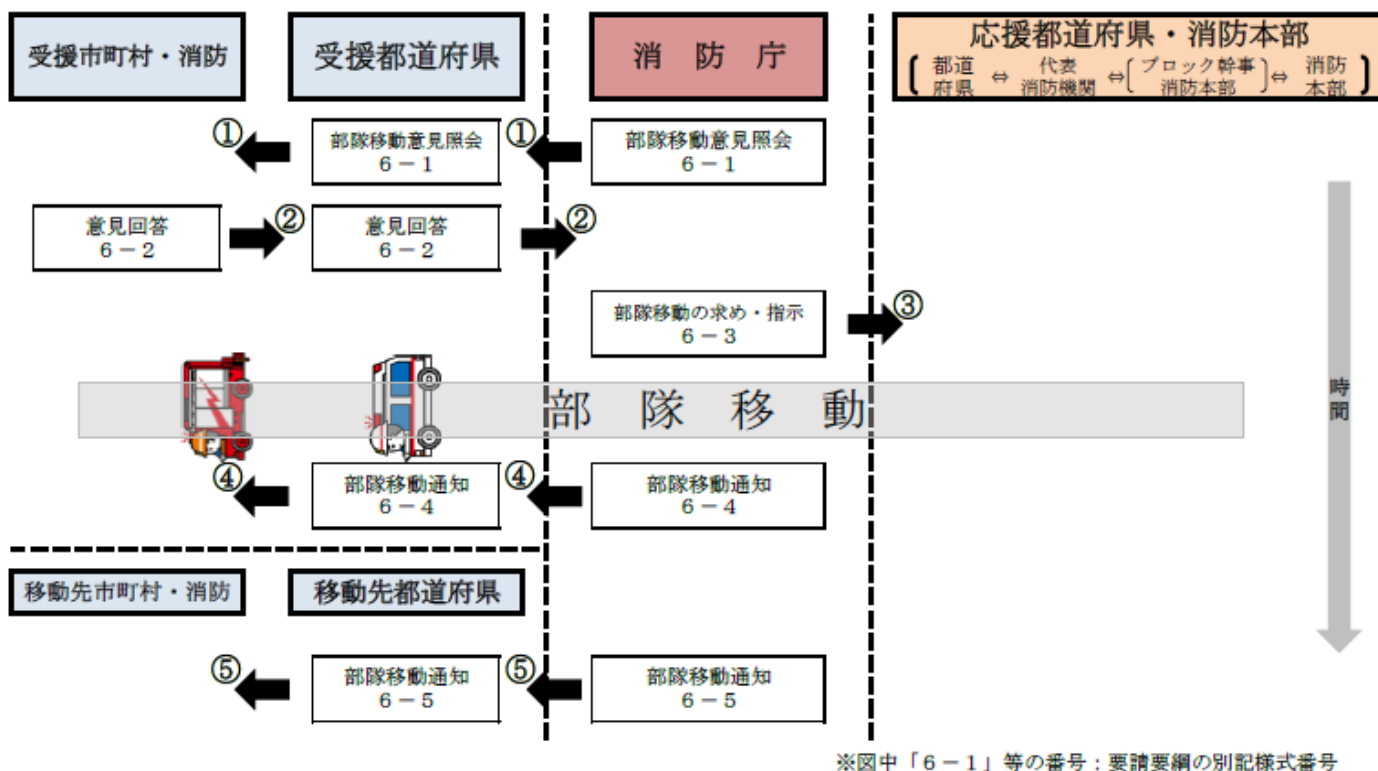
生活必需物資の調達に関する協定締結団体

NO	協定締結者名	所在地	連絡先	物資の範囲
1	(株)岡島	甲府市丸の内1-21-15	055-232-2111	主食、副食、衣料、日用品等 その他
2	(株)オギノ	甲府市徳行1-2-18	055-227-7100	食料品、飲料水、日用品その他
3	(株)いちやまマート	中央市若宮50-1	055-278-6000	食料品、飲料水、日用品その他
4	(株)くろがねや	甲府市中小河原1-13-18	055-241-2471	食料品、飲料水、日用品その他
5	山梨県生活協同組合連合会	甲府市落合町59-2	055-243-6440	主食、副食、衣料、日用品等
6	(株)ローソン	東京都品川区大崎1-11-2	03-5435-2770	食料品、飲料水、日用品その他
7	(株)ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3-1-1	03-3989-6600	食料品、飲料水、日用品その他
8	(株)セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区2-8-8	03-6238-3711	食料品、飲料水、日用品その他
9	(株)デイリーヤマザキ	千葉県市川市市川1-9-2	047-323-0001	食料品、飲料水、日用品その他
10	ユニー(株)	愛知県稲沢市天池五反田町1	0587-24-8111	食料品、飲料水、日用品その他
11	サントリーフーズ(株)	東京都港区台場2-3-3	03-5579-1200	ミネラルウォーター その他飲料
12	(株)セルバ	富士吉田市下吉田5850-1	0555-24-6644	食料品、飲料水、日用品その他
13	(株)アマノ	甲斐市富竹新田1400-1	055-276-9450	食料品、飲料水、日用品その他
14	イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	043-212-6500	食料品、飲料水、日用品その他
15	マックスバリュ東海(株)	静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1	055-989-5050	食料品、飲料水、日用品その他
16	甲信食糧(株)	中央市山之神流通団地2-1-2	055-273-4561	食料品、飲料水、日用品その他
17	(株)ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1	043-255-1111	食料品、飲料水、日用品その他

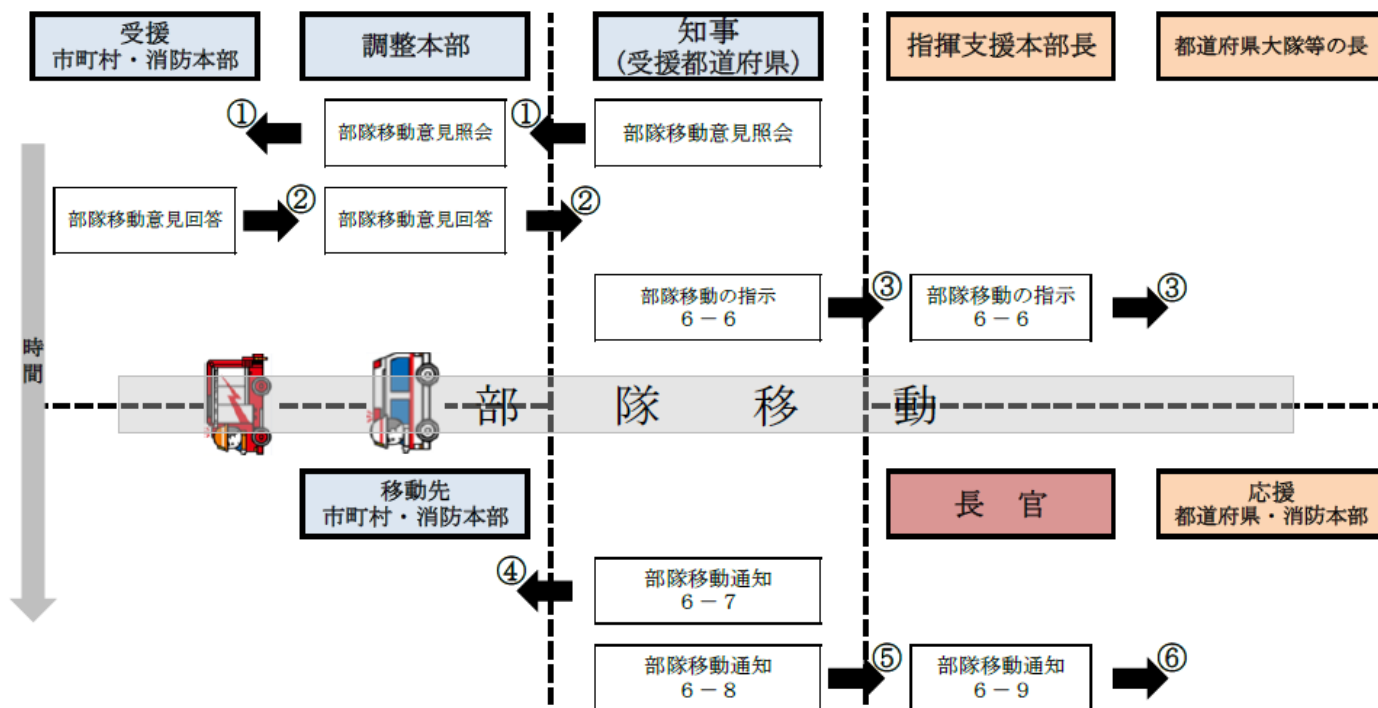
緊急消防援助隊 応援要請系統図



緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） ※都道府県を越える部隊移動



緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

調整本部の運営に係るチェックリスト

I 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄																																	
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？		<input type="checkbox"/>																																
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
3	消防の応援等（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？		<input type="checkbox"/>																																
5	応援等を必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？ 判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聞いたか？		<input type="checkbox"/>																																
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？		<input type="checkbox"/>																																
7	緊急消防援助隊の応援等を必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらを消防庁に連絡したか？		<input type="checkbox"/>																																
II 調整本部の設置		チェック欄																																	
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____		<input type="checkbox"/>																																
2	調整本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____		<input type="checkbox"/>																																
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？		<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？		<input type="checkbox"/>																																
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？		<input type="checkbox"/>																																
6	調整本部の本部員を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部員</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>知事</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急消防援助隊 (消防局)</td> <td>指揮支援部隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部内の職員</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>代表消防機関</td> <td>〇〇消防局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災航空隊</td> <td>県防災航空隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				本部員	所属	職	氏名	本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇	副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長		部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	代表消防機関	〇〇消防局			被災地消防本部				防災航空隊	県防災航空隊		
本部員	所属	職	氏名																																
本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇																																
副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																																
副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長																																	
部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																																
代表消防機関	〇〇消防局																																		
被災地消防本部																																			
防災航空隊	県防災航空隊																																		
7	自衛隊、警察、海上保安庁、DMATの連絡員の責任者を確認したか？		<input type="checkbox"/>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				機関名	所属	職	氏名	自衛隊				警察				海上保安庁				DMAT															
機関名	所属	職	氏名																																
自衛隊																																			
警察																																			
海上保安庁																																			
DMAT																																			

Ⅲ 緊急消防援助隊の受入れ		チェック欄																				
1	統括指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>																				
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、航空指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の支援について代表消防機関と調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式3、様式4により確認したか？ 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等	<input type="checkbox"/>																				
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）について共有しているか？	<input type="checkbox"/>																				
11	主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">道路名称</th> <th style="width: 25%;">通行不能区間</th> <th style="width: 25%;">通行不能理由</th> <th style="width: 25%;">緊急車両の通行可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">可・不可</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可	<input type="checkbox"/>
道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？	<input type="checkbox"/>																				
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめているか？）	<input type="checkbox"/>																				
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				

IV 活動中		チェック欄
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	<input type="checkbox"/>
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？	<input type="checkbox"/>
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	<input type="checkbox"/>
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？	<input type="checkbox"/>
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	<input type="checkbox"/>
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の可否について検討したか？	<input type="checkbox"/>
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	<input type="checkbox"/>
8	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？	<input type="checkbox"/>
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）を必要に応じて変更し、共有しているか？	<input type="checkbox"/>
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？	<input type="checkbox"/>
V 引揚げの検討		チェック欄
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の市町村長（指揮者） ・知事 ・政府現地対策本部 ・消防庁 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

指揮支援部隊 受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長 所属消防本部・氏名・連絡先 (消防本部) (氏名) (連絡先) - -	統括指揮 支援隊人数 名	移動方法					調整本部 到着時刻 :
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	
		ヘリコプター (ヘリコプター 県・市ヘリ) ・ 自動車	県庁HP (県・市ヘリ)	:			:
					※調整本部等の職員		

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先 (消防本部) (氏名) (連絡先) - -	指揮支援隊 人数 名	受援市町村 (消防本部)	移動方法					指揮本部 到着時刻 :	
			手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路		指揮本部 到着予定時刻
			ヘリコプター (ヘリコプター 県・市ヘリ) ・ 自動車		:				:
			ヘリコプター (ヘリコプター 県・市ヘリ) ・ 自動車		:				:
			ヘリコプター (ヘリコプター 県・市ヘリ) ・ 自動車		:				:

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先 (所属) (氏名) (連絡先) - -	航空指揮 支援隊人数 名	移動方法				活動拠点ヘリベース 到着時刻 :
		手段	受入れ ヘリポート	移動経路	活動拠点ヘリベース 到着予定時刻	
		ヘリコプター (ヘリコプター 県・市ヘリ) ・ 自動車	HB (県・市ヘリ)			:

都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者		受援市町村 (消防本部)	進出拠点				宿営場所	
			所属消防本部・氏名・連絡先	氏名・連絡先		到着時刻	出発時刻	連絡員の派遣元消防本部 担当者・連絡先	名称	到着予定 時刻	連絡調整員の派遣元消防本部 担当者・連絡先
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 工ヶ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -							(消防本部) (担当者) (連絡先) - -	(消防本部) (担当者) (連絡先) - -

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

(様式4)

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類	指揮隊	消火小队	救助小队	救急小队	後方支援小队	通信支援小队	水上小队	特殊災害(毒劇物等対応小队)	特殊災害(大規模危険物火災等対応小队)	特殊災害(密閉空間火災等対応小队)	特殊装備(遠距離大量送水小队)	特殊装備(震災対応特殊車両小队)	特殊装備(水難救助小队)	特殊装備(消防活動二輪小队)	特殊装備(その他の特殊装備小队)	合計	備考(特殊車両の有無)			受援市町村(消防本部)
																		中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機	
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害																				

(5) 【暫定版】東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

第1章 趣旨・目的

この暫定版東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、東海地震も含め南海トラフ沿いの地震における政府の具体的な応急対策に関する計画が策定され、本アクションプランを改正するまでの暫定的なものである。

本アクションプランにおいて、東海地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるほか、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「南海トラフ地震アクションプラン」という。）に準ずるものとする。

第2節 受援県等の定義

- 1 受援県とは、東海地震発生時において主として応援を受ける県（山梨県、静岡県、愛知県及び三重県の4県）をいう。

なお、被害状況等に応じて、受援県以外の都道府県への応援を実施する可能性を考慮し、柔軟かつ適切な運用を行うものとする。

- 2 応援都道府県とは、南海トラフ地震アクションプランで指定されている重点受援県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）及び山梨県を除く都道府県をいう。

※ 東京都について、強化地域の指定が、島しょ地域のみであり、被害が受援県と比較して極めて小さいと予想されるため、応援都道府県とする。

※ 神奈川県、長野県及び岐阜県について、被害が受援県と比較して小さいと予想されるため、緊急消防援助隊の応援を受けずに自県隊（県内消防相互応援）のみで対応可能であるとし、被害確認後、可能な場合は応援を行うものとする。

※ 受援県以外の重点受援県（和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県）は、東海地震発生後に南海トラフ沿いの西側で地震が発生する可能性を考慮し、原則として、応援を行わないものとする。

第3節 適用基準

- 1 想定する地震及び被害を踏まえ、本アクションプランは、以下の(1)、(2)の条件をいずれも満たす地震が発生した場合に適用する。ただし、南海トラフ地震アクションプランの適用基準を満たす場合には、南海トラフ地震アクションプランを適用する。

(1) 発生した地震の震央地名が、表2に示す東海地震の想定震源域の地名のいずれかに該当すること。

(2) 発生した地震により、強化地域8都県中2都県以上について、震度6強（政令指定都市については震度6弱）以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合。

【表2 震央地名一覧】

想定震源域と重なる震央地名			
静岡県中部	静岡県西部	駿河湾	遠州灘

- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、表1に示す東海地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。

第4節 緊急消防援助隊の出動指示

本アクションプランに基づく緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示によるものとする。

第3章 発災後の対応

第1節 消防庁と応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、応援都道府県及び応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、第一次応援の指揮支援隊、都道府県大隊及び航空小隊の出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、第4章に示す運用方針に基づき、第一次応援都道府県大隊の統合機動部隊、指揮支援部隊長が属する指揮支援隊及び当該指揮支援隊を輸送する航空小隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。
- 3 上記1の依頼を受けた都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊（上記2において出動を指示した隊を含む。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、依頼を受けた出動可能なすべての隊の出動準備を行う。その後、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 4 消防庁は、災害の状況を考慮して、第二次応援以降の応援が必要と判断した場合は、出動の可能性がある都道府県及び当該都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 5 上記4の依頼を受けた都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊の出動準備を行う。
- 6 長官は、応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、第一次応援の出動可能なすべての隊（上記2により指示した隊を除く。）及び第二次応援以降の出動可能な隊の中から必要な隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、指揮支援隊及び航空小隊にあっては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあっては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。
- 7 上記2及び6の指示を受けた都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 8 上記7により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 9 上記7及び8の対応後、応援都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 10 第一次応援の指揮支援隊、都道府県大隊及び航空小隊の存する都道府県及び当該応援都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記3の対応を行う。

第2節 消防庁と受援県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、受援県及び受援県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた受援県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援隊の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保、第5章に定める進出拠点への職員の派遣等の受援体制を整える。
なお、受援県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、受援県に対して、この旨を通知する。
- 4 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、受援県に対して、その旨を通知する。
- 5 受援県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第3節 その他の対応

- 1 長官は、被害状況等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第18条に基づき、部隊移動を指示する。
- 2 消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。
- 3 消防庁は、空路又は海路による緊急消防援助隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。
- 4 消防庁は、上記3により進出手段を確保した場合、該当する緊急消防援助隊、当該緊急消防援助隊が属する応援都道府県及び進出先の受援県に対して、必要な情報を提供する。
- 5 長官は、災害の状況に応じて受援県の消防応援活動調整本部等に消防庁職員を派遣する。この場合、状況に応じて、消防庁ヘリコプター等により輸送する。

第4章 緊急消防援助隊の運用方針

第1節 指揮支援部隊

1 隊の規模

指揮支援隊は、応援都道府県の指揮支援隊を第一次応援指揮支援隊から第三次応援指揮支援隊までに区分し、第一次応援指揮支援隊は、出動可能なすべての隊が出動、第二次応援以降の指揮支援隊は、災害の状況に応じて、出動可能な隊の中から必要な隊が出動する。

2 指揮支援隊の配置

指揮支援隊の受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊については、原則として、表3に示す指揮支援隊の応援編成計画に基づき配置し、航空小隊により輸送する。
- (2) その他の指揮支援隊については、原則として、被害の状況及び応援都道府県からの出動可能隊の報告に基づき配置し、陸路で車両により移動する。ただし、到着までの時間等を考慮し、札幌市消防局、新潟市消防局、岡山市消防局、広島市消防局及び第三次応援の指揮支援隊は航空小隊により輸送する。

【表3 指揮支援隊の応援編成計画】

受援県	指揮支援隊の所属する消防本部			
	指揮支援部隊長が属する指揮支援隊	第一次応援指揮支援隊	第二次応援指揮支援隊	第三次応援指揮支援隊
山梨県	仙台市消防局	さいたま市消防局、川崎市消防局、相模原市消防局、新潟市消防局、京都市消防局	札幌市消防局、大阪市消防局、堺市消防局、神戸市消防局、岡山市消防局、広島市消防局	北九州市消防局、福岡市消防局、熊本市消防局
静岡県	東京消防庁			
愛知県	千葉市消防局			
三重県	横浜市消防局			

※ 下線は、航空小隊により輸送する指揮支援隊

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（航空小隊及び水上小隊を除く。以下同じ。）は、応援都道府県の都道府県大隊を第一次応援都道府県大隊から第三次応援都道府県大隊までに区分し、第一次応援都道府県大隊は、出動可能なすべての隊が出動、第二次応援以降の都道府県大隊は、災害の状況に応じ、出動可能な隊の中から必要な隊が出動する。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 都道府県大隊については、原則として、表4に示す応援編成計画に基づき配置する。
- (2) 第二次応援都道府県大隊及び第三次応援都道府県大隊は、災害の状況及び応援都道府県からの出動可能隊の報告に基づき配置する。

(3) 同一の都道府県において編成された都道府県大隊と統合機動部隊は、同じ受援県へ配置する。

3 隊の編成に係る留意事項

(1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させる。

(2) 都道府県大隊は、倒壊家屋や津波浸水地域における救助活動、市街地延焼火災における消火活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表4 都道府県大隊の応援編成計画】

受援県	第一次応援 都道府県大隊	第二次応援都道府県大隊	第三次応援 都道府県大隊
山梨県	茨城県、栃木県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、 <u>神奈川県</u> 、新潟県、石川県、 <u>長野県</u> 、 <u>岐阜県</u> 、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
静岡県	群馬県、埼玉県、千葉県、 <u>東京都</u>		
愛知県	富山県、福井県		
三重県	滋賀県、奈良県		

※ 下線は、強化地域を管轄する都県

第3節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、応援都道府県の航空小隊を第一次応援航空小隊から第三次応援航空小隊までに区分し、第一次応援航空小隊は、出動可能なすべての隊が出動、第二次応援以降の航空小隊は、災害の状況に応じて、出動可能な隊の中から必要な隊が出動する。

2 航空小隊の配置

航空小隊の受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 航空小隊については、原則として、表5に示す応援編成計画に基づき配置する。

(2) 指揮支援隊を輸送する航空小隊は、原則として、指揮支援隊と同所属の航空小隊又は指揮支援隊が存する都道府県内の航空小隊とする。

なお、これにより難しい場合は、別の航空小隊を指定する。

(3) 残留航空小隊は表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。

なお、活動が長期に及ぶ場合は残留航空小隊の指定を交代する。

(4) 受援県において航空小隊の運用調整等の支援が必要な場合には、耐空検査

等により出動できない航空小隊が、後方支援小隊として出動する。

3 出動及び任務指定に関する留意事項

(1) 指揮支援隊輸送航空小隊

指揮支援隊輸送後は、原則、被災地において情報収集活動を行う。

(2) 救助・救急・輸送航空小隊

努めて、救助、救急及び輸送のすべての任務が遂行可能な体制で出動する。

【表5 航空小隊の応援編成計画】

受援県	第一次応援航空小隊		第二次応援航空小隊	第三次応援航空小隊
	指揮支援部隊長 輸送航空小隊			
山梨県	<u>仙台市</u>	青森県、宮城県、山形県、 福島県、茨城県、埼玉県、 川崎市、新潟県、岐阜県、 福井県、滋賀県、京都市、 大阪市、奈良県	札幌市、岩手県、 栃木県、石川県、 兵庫県、神戸市、 岡山県、岡山市、 広島県、広島市、 島根県、山口県、 鹿児島県	北九州市、 福岡市、 熊本県
静岡県	<u>東京消防庁</u>			
愛知県	<u>千葉市</u>			
三重県	<u>横浜市</u>			

※ 下線は、指揮支援隊を輸送する航空小隊

【表6 残留航空小隊の候補】

ブロック	航空小隊
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①秋田県、②岩手県
関東	①群馬県、②栃木県
東京(島しょ地域)	①東京消防庁
東近畿	①富山県、②石川県
近畿・中国・四国	①鳥取県、②島根県
九州	①長崎県、②鹿児島県

※ 丸数字は、優先順位を示す。

第4節 水上小隊

水上小隊の運用方針については、南海トラフ地震アクションプランに準ずる。

第5章 進出ルート・目標等

進出ルート・目標等については、南海トラフ地震アクションプランに準ずる。ただし、広域進出拠点については指定しないこととし、第一次応援都道府県大隊（統合機動部隊を含む。）は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により表7に示す進出拠点に進出する。第二次応援以降の応援都道府県の進出拠点については、消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し連絡する。

【表7 第一次応援都道府県大隊の進出拠点一覧】

第一次応援 都道府県大隊	進出拠点		受援県
	最終ルート	SA・PA等	
茨城県	中央自動車道	談合坂SA(下り)	山梨県
栃木県			
群馬県	東名高速道路	足柄SA(下り)	静岡県
埼玉県			
千葉県			
東京都			
富山県	名神高速道路	尾張一宮PA(上り)	愛知県
福井県			
滋賀県	東名阪自動車道	亀山PA(下り)	三重県
奈良県	国道25号(名阪国道)	名阪上野ドライブイン	

※ 第二次応援以降の都道府県の進出拠点は、受援県に応じて消防庁が指定する。